

第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

対象事業実施区域は甲賀市の東部に位置し、甲賀市は、北は大津市、栗東市、湖南市、竜王町、東近江市、日野町、東と南は三重県、南西は京都府に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3.1に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。

地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、主要河川である田村川および野洲川への流入や、主要幹線道路である国道1号や新名神自動車道への接続地点および景観上の主要な眺望点の分布を勘案し、対象事業実施区域境界線から半径2kmの範囲を含む甲賀市（旧土山町の一部および旧甲賀町の一部）を対象とした区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する甲賀市全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

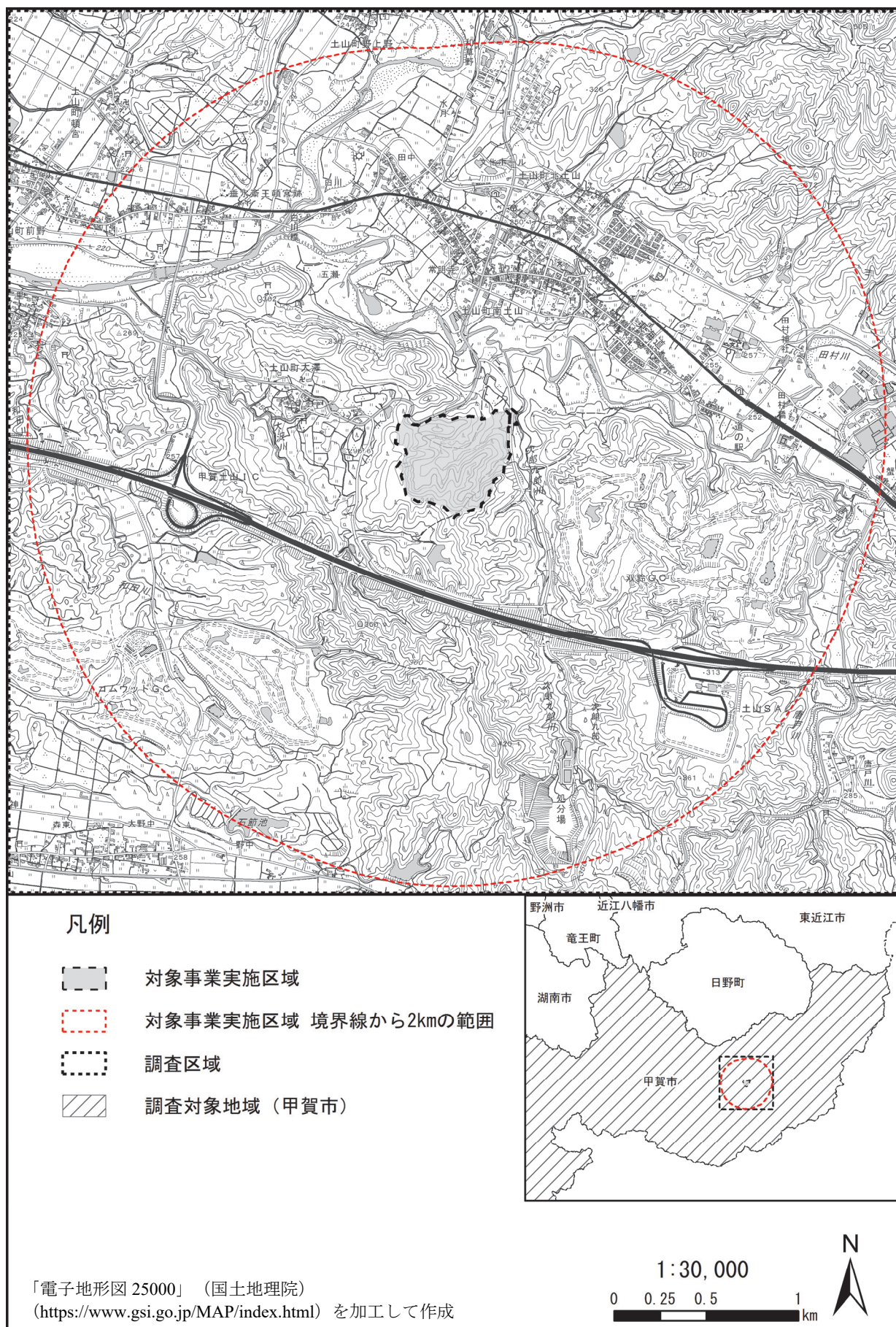


図 3.1 地域特性を把握する範囲（調査区域・調査対象地域）

3.2 自然的状況

3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1) 一般的な気象の概況

1) 気象概況

甲賀市は、風穏やかな瀬戸内型の気候区に属しているため、農業に適した気象条件となっているが、対象事業実施区域は、甲賀市の東部、土山地区（旧土山町）に位置し、標高が高く、琵琶湖から遠く湖水の影響を受けないため、年平均気温は12～13℃で、日較差や年較差等が大きく、内陸性の特徴も併せ持っている。

調査区域に最も近い気象観測所としては、対象事業実施区域の北約1.4kmに位置する土山地域気象観測所（甲賀市土山町北土山）がある。土山地域気象観測所における気象概況を表 3.1 に、令和5年の風配図を図 3.2に、気象観測所位置図を図 3.3に示す。

これによると、土山地域気象観測所での令和5年の年平均気温は14.7℃、年間降水量は1,555.5mmである。年平均風速は1.9m/sで、年最多風向は東南東となっている。

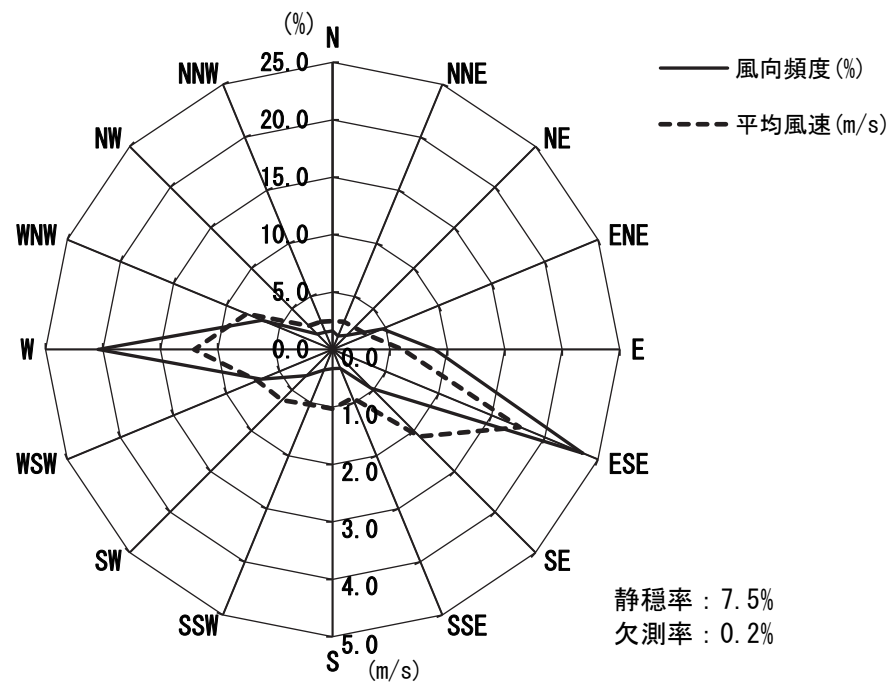
表 3.1 土山地域気象観測所における気象概況（令和5年）

月	令和5年									平年値 ^{注1)}			
	降水量(mm)			気温(℃)			風速(m/s)			年間降水量 (合計) (mm)	平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	最多風向
	年間降水量 (合計)	日降水量 の最大	1時間 降水量 の最大	平均 気温	最高 気温	最低 気温	平均 風速	最大 風速	最多 風向				
1	43.0	10.5	3.0	2.5	13.5	-9.4	1.4	8.9	W)	65.6	2.2	1.8	WNW
2	54.5	15.0	5.0	3.5	16.5	-4.4	1.4)	7.0)	W)	74.7	2.7	1.9	WNW
3	60.0	15.0	5.0	9.3	22.8	-1.5	1.6	9.4	W	109.1	6.0	2.1	W
4	136.5	27.5	12.5	12.8	27.5	1.1	2.1	11.2	ESE	112.5	11.4	2.0	ESE
5	189.0)	64.5)	14.5)	17.0)	31.4)	5.0)	2.0)	9.2)	ESE)	150.1	16.4	1.8	ESE
6	253.0	116.0	29.0	20.9	32.3	10.4	2.0	8.4	ESE	197.0	20.4	1.6	ESE
7	100.0	35.0	25.0	26.3	37.0	18.9	1.8	7.9	ESE	207.3	24.5	1.4	ESE
8	400.5	197.0	44.5	27.1	35.5	21.3	3.5	13.7	ESE	181.8	25.5	1.5	ESE
9	119.0	71.5	60.0	24.7	34.9	15.3	1.8	6.7	ESE	233.2	21.7	1.5	ESE
10	92.0	17.0	11.0	15.1	25.7	5.5	1.5	7.8	W	156.8	15.8	1.4	ESE
11	80.0	21.5	17.0	10.7	25.2	-1.2	2.0	7.8	W	73.9	9.8	1.5	W
12	28.0	8.0	3.0	5.9	19.6	-4.1	1.9	8.8	W	62.6	4.6	1.7	WNW
年間	1,555.5	197.0	60.0	14.7	37.0	-9.4	1.9	13.7	ESE)	1,640.3	13.4	1.7	ESE

注1) 平年値は、平成3年～令和2年の30年間の観測値をもとに算出している。

注2) 表中の“() ”は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けており、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etn/index.php>)



注 1) 静穏 : 風速 0.3m/s 未満

注 2) 欠測率 : 全正時 8,760 データ中、欠測 16 データを除いた 8,744 データを母数として作図した。

注 3) 風配図の作成に当たっては、令和 5 年 1 月～12 月の 12 か月間のデータを集計した。

出典 : 「過去の気象データ検索」気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

図 3.2 土山地域気象観測所における風配図 (令和 5 年)

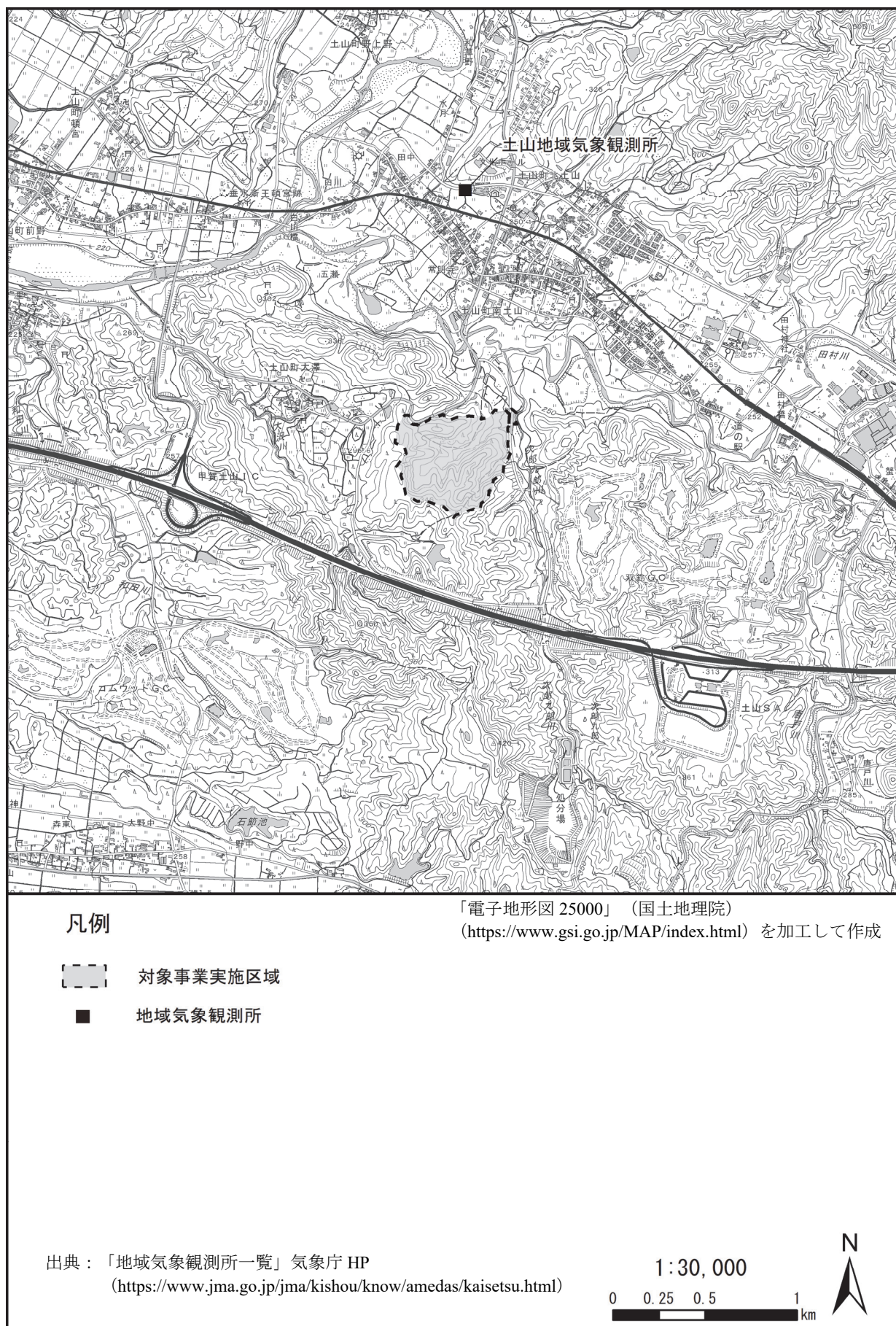


図 3.3 気象観測所位置図

2) 気温

土山地域気象観測所における気温の経年変化を表 3.2に示す。平均気温は14.2~14.7℃で推移している。

表 3.2 土山地域気象観測所における気温の経年変化

単位：℃

区分	年次	平均	最高	月日	最低	月日
土山地域気象観測所	令和元年	14.4	36.0	8/9	-4.4	2/15
	2 年	14.5	37.0	8/20	-4.5	2/10
	3 年	14.4	35.1	8/8	-5.7]	1/9
	4 年	14.2	36.2	6/30	-5.0	2/25
	5 年	14.7	37.0	7/27	-9.4	1/26

注) 表中の“]”は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けており、通常は統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

3) 降水量

土山地域気象観測所における降水量の経年変化を表 3.3に示す。年間降水量は、1,445.5~1,654.0mmで推移している。

表 3.3 土山地域気象観測所における降水量の経年変化

単位：mm

区分	年次	年間総量	日最大	月日	1 時間最大	月日
土山地域気象観測所	令和元年	1,654.0	134.5	10/12	27.0	7/27
	2 年	1,568.0	79.5	10/10	24.0	7/22
	3 年	1,512.5	52.5	5/21	23.5	5/21
	4 年	1,445.5	105.0	8/17	34.0	8/4
	5 年	1,555.5	197.0	8/15	60.0	9/11

出典：「過去の気象データ検索」気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

4) 風向・風速

土山地域気象観測所における風向・風速の経年変化を表 3.4に示す。平均風速は1.8~2.0m/sで推移し、最多風向は東南東である。

表 3.4 土山地域気象観測所における風向・風速の経年変化

単位：m/s

区分	年次	平均	最大風速			最多風向
			風速	月日	風向	
土山地域気象観測所	令和元年	1.9	14.0	8/15	ESE	ESE)
	2 年	1.8	13.8	1/27	ESE	ESE)
	3 年	2.0	12.5	3/13	ESE	ESE)
	4 年	1.8	13.9	6/6	ESE	ESE)
	5 年	1.9	13.7	8/15	ESE	ESE)

注) 表中の“)”は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けており、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」気象庁 HP (<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>)

(2) 大気質

滋賀県では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査対象地域においては、一般環境大気測定局である甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）が設置されている。大気質測定項目を表 3.5に、大気質測定位置図を図 3.4に示す。

表 3.5 調査対象地域における大気質測定項目

区分	名称	所在地	測定項目							
			二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
				二酸化窒素	一酸化窒素					
			SO ₂	NO ₂	NO	O _x	SPM	PM _{2.5}		
一般環境 大気測定局	甲賀局	甲賀市水口町水口 6200 滋賀県甲賀合同庁舎敷地内	—	○	○	○	—	○	—	—

注）“—” は当該項目の調査が実施されていないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書）資料編」（令和 6 年 1 月、滋賀県）



図 3.4 大気質測定位置図

1) 二酸化硫黄

調査対象地域である甲賀市において、二酸化硫黄の測定は実施されていない。

2) 窒素酸化物

甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）における二酸化窒素の測定結果を表 3.6に、窒素酸化物の測定結果を表 3.7に示す。二酸化窒素の年平均値は、0.005～0.007ppmで推移している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3.6 甲賀局における二酸化窒素の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
甲賀局	平成30年度	363	8,659	0.007	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
	令和元年度	364	8,682	0.006	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0
	令和2年度	360	8,629	0.006	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0
	令和3年度	361	8,639	0.005	0.042	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0
	令和4年度	362	8,636	0.006	0.033	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0

注) 環境基準は以下のとおりである。

【長期的評価】：日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合に環境基準達成とする。

出典：「滋賀の環境 2023（令和5年版環境白書）資料編」（令和6年1月、滋賀県）

表 3.7 甲賀局における窒素酸化物の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO ₂)			
				年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)
		日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
甲賀局	平成30年度	363	8,659	0.002	0.038	0.005	0.009	0.068	0.020	77.6
	令和元年度	364	8,682	0.001	0.033	0.006	0.008	0.058	0.022	81.7
	令和2年度	360	8,629	0.001	0.032	0.004	0.007	0.058	0.018	80.3
	令和3年度	361	8,639	0.001	0.058	0.003	0.007	0.085	0.016	83.8
	令和4年度	362	8,636	0.001	0.042	0.003	0.006	0.061	0.015	87.2

出典：「滋賀の環境 2023（令和5年版環境白書）資料編」（令和6年1月、滋賀県）

3) 浮遊粒子状物質（SPM）

調査対象地域である甲賀市において、浮遊粒子状物質の測定は実施されていない。

4) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）における微小粒子状物質の測定結果を表 3.8に示す。微小粒子状物質の年平均値は、概ね減少傾向を示している。また、全ての年度で環境基準を達成している。

表 3.8 甲賀局における微小粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間 98%値
		日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
甲賀局	平成 30 年度	360	10.6	1	0.3	35.4	26.5
	令和元年度	364	9.2	0	0.0	32.5	25.7
	令和 2 年度	361	8.1	2	0.6	42.3	23.7
	令和 3 年度	363	7.5	0	0.0	25.0	19.0
	令和 4 年度	361	8.0	0	0.0	25.5	19.9

注) 環境基準は以下のとおりである。

【短期的評価】1 日平均値の低い方から 98%に相当するものが 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【長期的評価】1 年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書）資料編」（令和 6 年 1 月、滋賀県）

5) 光化学オキシダント

甲賀局（滋賀県甲賀合同庁舎敷地内）における光化学オキシダントの測定結果を表 3.9に示す。光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の最高値は、0.090～0.120ppm であり、いずれの年度も環境基準の超過が確認されている。ただし、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの光化学スモッグ情報によると、調査対象地域において平成 30 年度～令和 4 年度に発令された光化学スモッグ注意報はない。

表 3.9 甲賀局における光化学オキシダントの測定結果

測定局	年度	有効測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数とその割合			昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数とその割合			昼間の 1 時間値の最高値	昼間の 1 時間値の日最高 1 時間値の年平均値
		日	時間	ppm	日	時間	%	日	時間	%	ppm	ppm
甲賀局	平成 30 年度	365	5,382	0.034	54	336	6.2	0	0	0.0	0.105	0.047
	令和元年度	366	5,406	0.034	63	345	6.4	1	1	0.0	0.120	0.047
	令和 2 年度	365	5,357	0.034	44	261	4.9	0	0	0.0	0.097	0.046
	令和 3 年度	365	5,358	0.035	48	236	4.4	0	0	0.0	0.090	0.047
	令和 4 年度	365	5,385	0.033	50	230	4.3	0	0	0.0	0.093	0.046

注 1) 環境基準は以下のとおりである。

【環境基準】1 年間の昼間に測定されたすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。「昼間」とは季節によらず 5 時から 20 時までの 15 時間の時間帯をいい、6 時から 20 時までの 1 時間値を評価対象とする。

注 2) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2023（令和 5 年版環境白書）資料編」（令和 6 年 1 月、滋賀県）

6) 有害大気汚染物質

調査対象地域である甲賀市において、有害大気汚染物質の測定は実施されていない。

7) ダイオキシン類

調査対象地域である甲賀市において、大気のだいおきん類の測定は実施されていない。

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

調査区域では、平成28年および令和3年に一般国道1号の1地点において道路交通騒音測定を実施されている。調査地点における道路交通騒音測定結果を表 3.10に、調査区域の道路交通騒音調査地点位置を図 3.5に示す。測定地点において、平成28年および令和3年では、環境基準を超過している。

表 3.10 調査区域の道路交通騒音測定結果

単位：dB

No.	測定 年月日	測定地点住所	路線名	車線 数	車道端 からの 距離(m)	道路敷 地境界 からの 距離(m)	地域 類型	近接 空間 特例 注3)	騒音測定結果			
									騒音		騒音 環境基準	
									昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	平成28年 11月24日	甲賀市土山町 北土山	一般国道1号	2	4.3	0	C	有	71	68	70	65
	令和3年 12月9日								72	69	70	65

注1) 単位 dB とは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。

注2) 時間区分は以下のとおり。

昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～6:00

注3) 近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、都道府県道および4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）または20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無。

注4) No.は、図3.5に対応している。

注5) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

出典：「環境展望台 環境GIS+」国立環境研究所HP（<https://tenbou.nies.go.jp/gisplus/>）

2) 環境騒音

調査対象地域である甲賀市において、環境騒音の測定は実施されていない。

(4) 振動

1) 道路交通振動

調査対象地域である甲賀市において、道路交通振動の測定は実施されていない。

2) 環境振動

調査対象地域である甲賀市において、環境振動の調査は実施されていない。

(5) 悪臭

調査対象地域である甲賀市において、悪臭に係る測定は実施されていない。

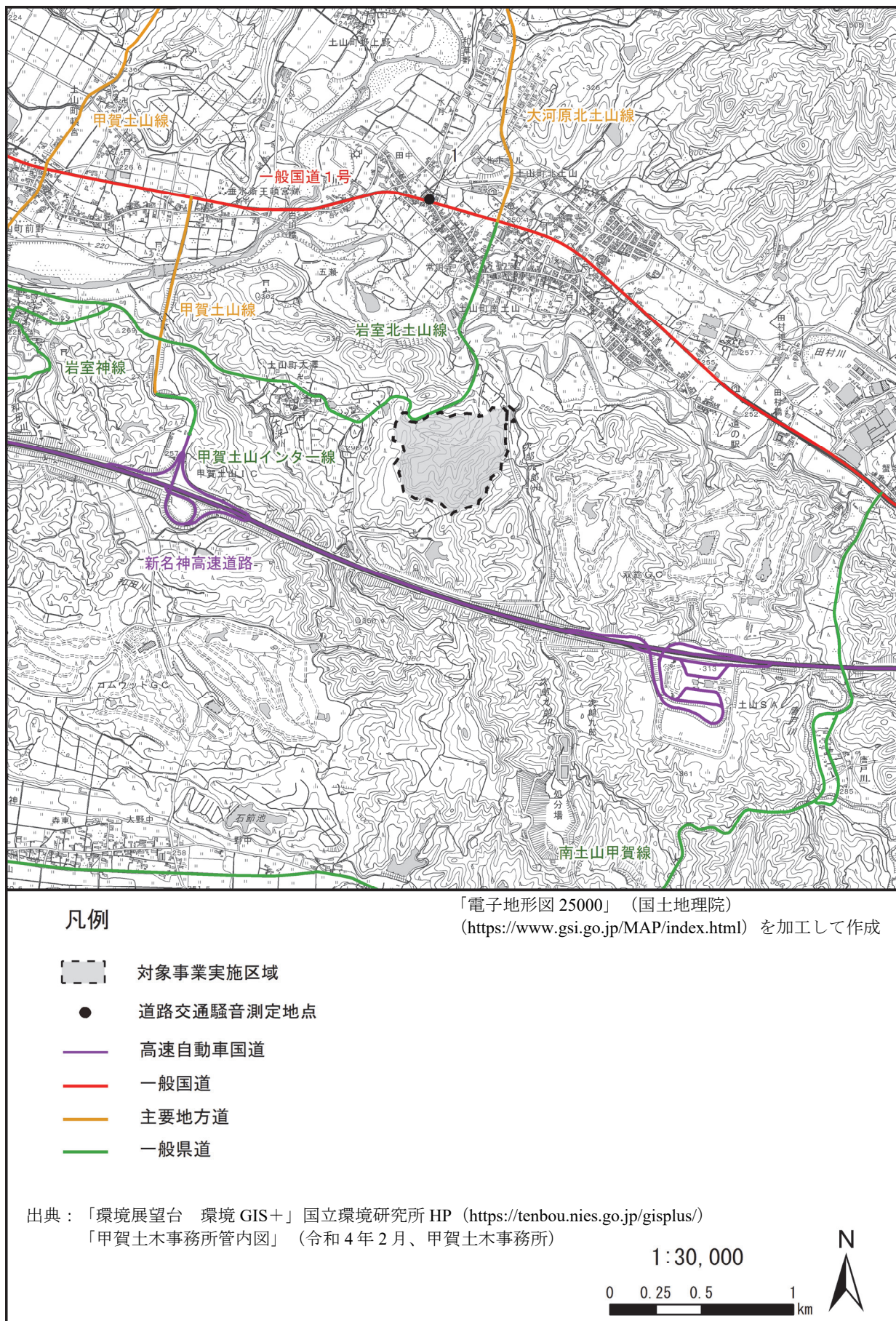


図 3.5 調査区域の道路交通騒音測定地点位置図

3.2.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

(1) 一般的な水象の状況

調査区域の河川一覧を表 3.11に、河川・湖沼等位置図を図 3.6に示す。

調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の野洲川である。

対象事業実施区域の北側には野洲川の支川である田村川が東西に流れ、東側には野洲川の支川である次郎九郎川が南北に流れている。また、複数の農業用水路やため池が耕作地周辺に多数分布している。これらの河川および小水路はいずれも琵琶湖の集水域に該当する。

表 3.11 調査区域の河川一覧

区分	水系等	名称		
		一次支川	二次支川	三次支川
河川	淀川水系	野洲川		
		—	稲川	
		—	大日川	
		—	和田川	
		—	大沢川	
		—	田村川	
		—	—	吉川
		—	—	来見川
		—	—	次郎九郎川
		—	—	唐戸川
		—	—	岩井谷川
		—	雨ヶ谷川	

出典：「甲賀土木事務所管内図」（令和4年2月、甲賀土木事務所）



図 3.6 調査区域の河川・湖沼等位置図

(2) 水質

調査区域では、令和4年度に野洲川水系の3地点において水質調査が実施されている。なお、調査区域に環境基準点およびダイオキシン類の調査地点はない。調査区域の水質調査概要を表 3.12に、水質調査地点位置および水質環境類型区分の指定状況を図 3.7に、各調査地点の水質測定結果を表 3.13～表 3.14に示す。いずれの調査地点も環境基準または指針値を満足している。

表 3.12 調査区域の水質調査概要

No.	河川	調査地点	健康項目	生活環境項目	要監視項目	ダイオキシン類
1	田村川	田村川下流（南土山）	○	○	○	
2	次郎九郎川	次郎九郎川下流	○	○		
3		次郎九郎川上流	○	○		

注1) 各項目欄における“○”は、該当項目の一部について調査を実施していることを示す。

注2) No.は、図 3.7 に対応している。

出典：「令和4年度第217号甲賀市公共水域水質等調査業務委託報告書」（令和5年2月、甲賀市）



図 3.7 調査区域の水質調査地点位置および水質環境類型区分の指定状況

表 3.13 調査区域の水質測定結果（健康項目・要監視項目）

単位：mg/L

No.		1	2	3	環境基準・ 指針値 ^{注2)}
河川・湖沼名		田村川	次郎九郎川	次郎九郎川	
地点		田村川下流	次郎九郎川下流	次郎九郎川上流	
採水年月日		令和4年11月14日	令和4年11月14日	令和4年11月15日	
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	不検出 (0.1 未満)	検出されないこと
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
	PCB	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	不検出 (0.0005 未満)	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.002	<0.002	<0.002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素および 亜硝酸性窒素	0.51	0.63	2.3	10 以下
	ふっ素	<0.08	0.24	0.15	0.8 以下
	ほう素	0.02	0.15	0.26	1 以下
	全亜鉛	0.001	0.005	0.008	0.03 以下
	1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.010	0.05 以下
要監視項目	イソキサチオン	<0.0008	—	—	0.008 以下
	ダイジノン	<0.0005	—	—	0.005 以下
	フェントロチオン	<0.0003	—	—	0.003 以下
	イソプロチオラン	<0.004	—	—	0.04 以下
	オキシ銅	<0.004	—	—	0.04 以下
	クロタロニル	<0.005	—	—	0.05 以下
	プロピザミド	<0.0008	—	—	0.008 以下
	EPN	<0.0006	—	—	0.006 以下
	ジクロルボス	<0.0008	—	—	0.008 以下
	フェノプロカルブ	<0.003	—	—	0.03 以下
	イプロベンホス	<0.0008	—	—	0.008 以下
	クロルニトロフェン	<0.0001	—	—	—

注1) 測定結果欄における“<”は報告下限値または定量下限値未満、“—”は測定項目対象外であることを示す。

注2) 環境基準・指針値欄における“—”は、環境基準・指針値が設定されていないことを示す。

注3) No.は、図3.7に対応している。

出典：「令和4年度第217号甲賀市公共水域水質等調査業務委託報告書」（令和5年2月、甲賀市）

表 3.14 調査区域の水質測定結果（生活環境項目）

No.	1	2	3
河川・湖沼名	田村川	次郎九郎川	次郎九郎川
地点	田村川下流	次郎九郎川下流	次郎九郎川上流
採水年月日	令和4年11月14日	令和4年11月14日	令和4年11月15日
pH	7.6	7.8	7.8
DO (mg/L)	10	10	9.1
BOD (mg/L)	1.1	1.2	0.9
COD (mg/L)	1.7	5.3	5.1
SS (mg/L)	<1	1	<1
大腸菌数 (CFU/100ml)	65	360	22
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5
T-N (全窒素) (mg/L)	0.56	0.75	2.7
T-P (全磷) (mg/L)	0.010	0.016	0.008

注1) 測定結果欄における“<”は報告下限値または定量下限値未満であることを示す。

注2) No.は、図 3.7 に対応している。

出典：「令和4年度第217号甲賀市公共水域水質等調査業務委託報告書」（令和5年2月、甲賀市）

(3) 水底の底質

調査区域では、過去5年間に於いて、水質の底質に係る測定は実施されていない。

(4) 地下水

調査区域では、地下水質の状況を把握するための概況調査が令和5年度に1調査地域（甲賀市1箇所）で行われている。概況調査の結果、調査区域に位置する甲賀市の調査地域では環境基準を満足している。

なお、調査区域では、検出井戸周辺調査（概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水調査）および、継続監視調査（人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染に係る汚染監視調査）は実施されていない。また、調査区域では平成29年度から令和3年度に地下水のダイオキシン類の測定は実施されていない。

調査区域の地下水水質調査地域位置図を図 3.8に示す。調査地域の詳細な位置は公表されていないため、調査地域のメッシュを示す。



図 3.8 調査区域の地下水水質調査地域位置図

3.2.3 土壌および地盤の状況

(1) 一般的な土壌の状況

調査区域の土壌図を図 3.9(1)～(2)に示す。調査区域の土壌は、野洲川、田村川等の河川沿いの台地および低地には、表層腐植質多湿黒ボク土や細粒灰色低地土、細粒強グライ土、細粒黄色土等が分布している。また、山地および丘陵地には、未熟土が広く分布するほか、乾性褐色森林土（細粒状構造型）が分布している。対象事業実施区域の土壌は、未熟土および乾性褐色森林土（粒状・堅果状構造型）により構成されている。

(2) 土壌に係る環境の状況

調査区域では、土壌調査は実施されていない。また、滋賀県では土壌中のダイオキシン類調査が実施されているが、過去5年間において、調査区域では土壌中のダイオキシン類調査は実施されていない。

(3) 地盤の状況

「令和4年度全国の地盤沈下地域の概況」（令和6年3月、環境省）によると、調査区域では地盤沈下は認められていない。

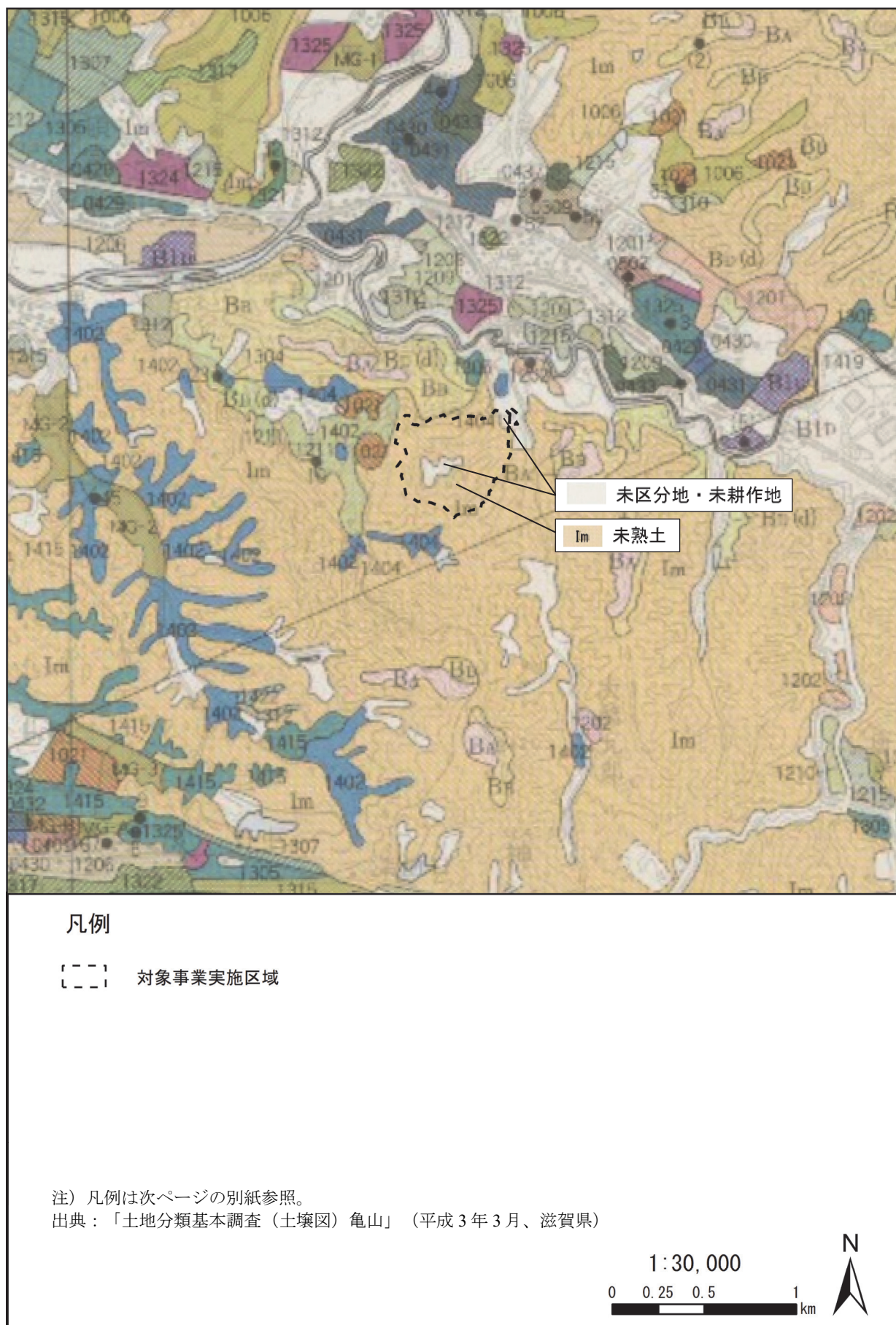


図 3.9(1) 調査区域の土壤図

別紙

山地および丘陵地域の土壌

褐色森林土

- B_h 乾性褐色森林土
(細粒状構造型)
- B_{ph} 乾性褐色森林土
(粒状・堅果状構造型)
- B_h(d) 適潤性褐色森林土
(偏乾亜型)
- B_{gh} 適潤性褐色森林土

黒色土

- Bl_b 適潤性黒色土

未熟土

- Im 未熟土

台地および低地地域の土壌

黒ボク土

厚層腐植質黒ボク土

- 0309 長光地

多湿黒ボク土

厚層腐植質多湿黒ボク土

- 0409 深井沢

表層腐植質多湿黒ボク土

- 0429 金屋谷

- 0430 鹿畑

- 0431 石本

- 0432 檜木沢

- 0433 時庭

- 0437 篠永

黒ボクグライ土

多腐植質黒ボクグライ土

- 0502 大谷津

黄色土

細粒黄色土

- 1006 矢田

礫質黄色土、斑紋あり

- 1021 氷見

- 1022 土佐山

褐色低地土

細粒褐色低地土、斑紋なし

- 1201 櫛下

- 1202 新戒

礫質褐色低地土、斑紋なし

- 1206 二条

細粒褐色低地土、斑紋あり

- 1208 中島

- 1209 屋形

- 1210 常万

- 1211 江刺

中粗粒褐色低地土、斑紋あり

- 1212 荻野

- 1213 三河内

礫質褐色低地土、斑紋あり

- 1215 大沢

- 1217 井尻野

灰色低地土

細粒灰色低地土、灰色系

- 1304 藤代

- 1305 鴨島

中粗粒灰色低地土、灰色系

- 1307 加茂

礫質灰色低地土、灰色系

- 1310 久世田

- 1312 国領

細粒灰色低地土、灰褐色系

- 1315 金田

中粗粒灰色低地土、灰褐色系

- 1317 安来

礫質灰色低地土、灰褐色系

- 1321 松本

- 1322 柏山

灰色低地土、下層黒ボク

- 1324 野市

- 1325 高崎

グライ土

細粒強グライ土

- 1402 田川

- 1403 西山

- 1404 東浦

細粒グライ土

- 1415 保倉

- 1419 浅津

中粗粒グライ土

- 1422 上兵庫

造成低地土

- MG-1 表層腐植質多湿黒ボク土造成相

- MG-2 礫質褐色低地土造成相

その他

- 未区分地・未耕作地

- 土壤統の界線

- ・ 1 土壤断面柱状図の位置及び番号

図 3.9(2) 調査区域の土壌図（凡例）

3.2.4 地形および地質の状況

(1) 一般的な地形の状況

調査区域の地形分類図を図 3.10に示す。調査区域の地形は、国道1号沿いに低位段丘が、西側には丘陵地と谷底平野が、北東および南東の山地には急斜面山地および中間斜面山地が分布している。対象事業実施区域は、急斜面山地、中間斜面山地、谷底平野および中位段丘に位置している。

(2) 地すべり地形

調査区域の地すべり地形を図 3.11に示す。「地すべり地形分布図」（防災科学技術研究所HP）によると、調査区域および対象事業実施区域には、主に山地、丘陵地、台地の一部に地すべり地形が確認されている。

(3) 活断層の分布状況

調査区域の活断層位置図を図 3.12に示す。「活断層データベース」（産業技術総合研究所HP）によると、調査区域の活断層は、調査区域を北北西から南南東方向に延びる東側隆起の逆断層である大野活動セグメントが確認されている。

(4) 一般的な地質、堆積物の状況

調査区域の表層地質図を図 3.13に示す。調査区域の地質は、主に礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、粘土等が分布し、野洲川、田村川等の河川沿いは主に礫がち堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、礫岩、砂岩・泥岩互層、泥岩および砂岩、礫がち堆積物が分布している。

(5) 重要な地形および地質の分布および特性

調査区域の重要な地形および地質一覧を表 3.15に、調査区域の重要な地形および地質位置図を図 3.14に示す。調査区域には、青土火砕岩脈およびサイ類とワニ類の化石、新名神高速道路とビカリア化石床がある。なお、「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）の自然景観資源、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）、甲賀市文化財保護条例（平成16年甲賀市条例第172号）に基づき定められた天然記念物等、「日本の地形レッドデータブック 第1集 危機にある地形」（平成12年12月、編：小泉武栄・青木賢人、日本の地形レッドデータブック作成委員会）および「日本の地形レッドデータブック 第2集 保存すべき地形」（平成14年3月、編：小泉武栄・青木賢人、日本の地形レッドデータブック作成委員会）に記載された重要な地形および地質はない。

表 3.15 調査区域の重要な地形および地質一覧

No.	分類		名称
1	地形・地質	地質	青土火砕岩脈
2	地形・地質	化石	サイ類とワニ類の化石
3	地形・地質	化石	新名神高速道路とビカリア化石床

注）No.は、図 3.14 に対応している。

出典：「琵琶湖博物館研究調査報告 第 26 号 記録しておきたい滋賀県の地形・地質」（平成 23 年、滋賀県立琵琶湖博物館）



図 3.10 調査区域の地形分類図

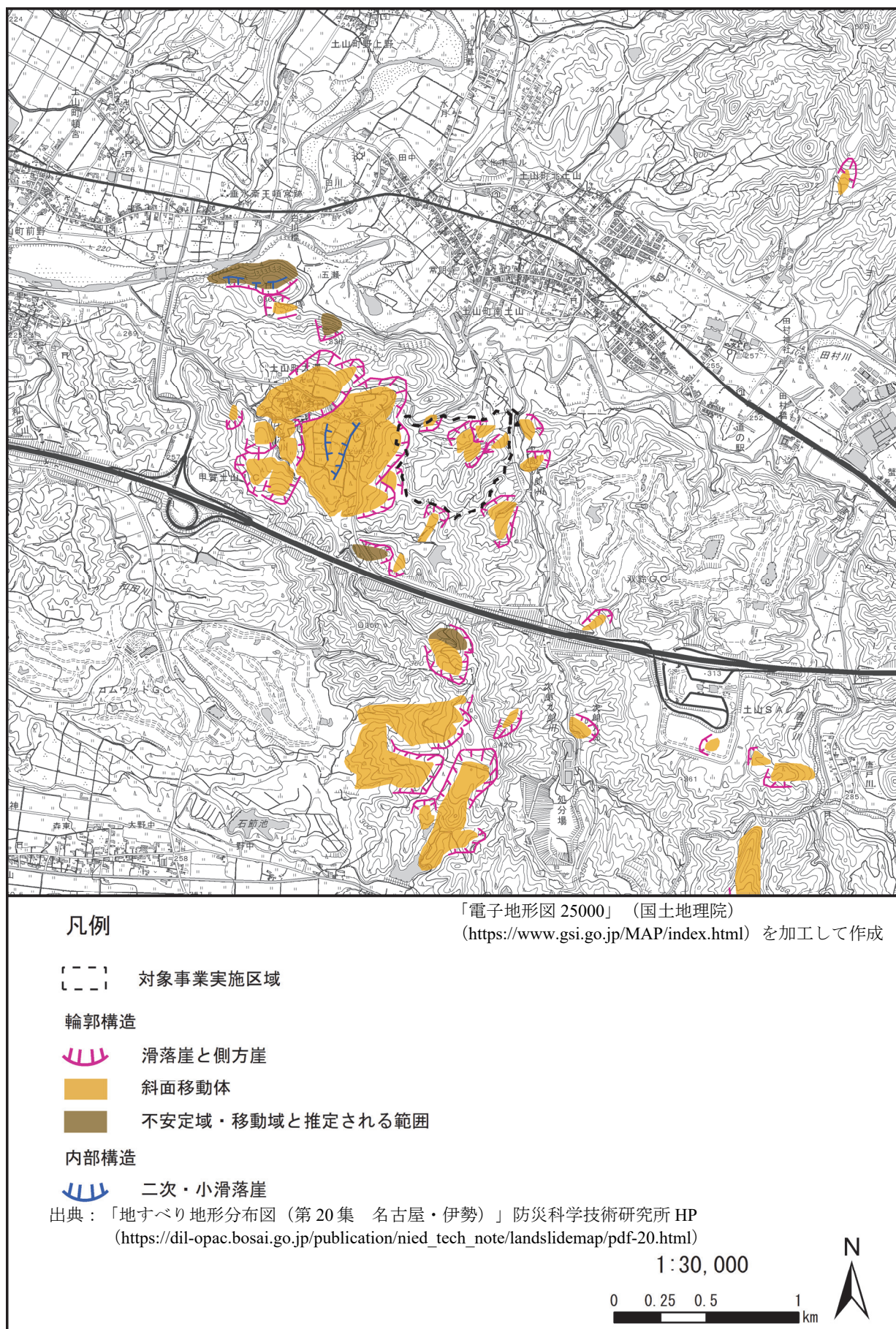


図 3.11 調査区域の地すべり地形分布図



図 3.12 調査区域の活断層位置図

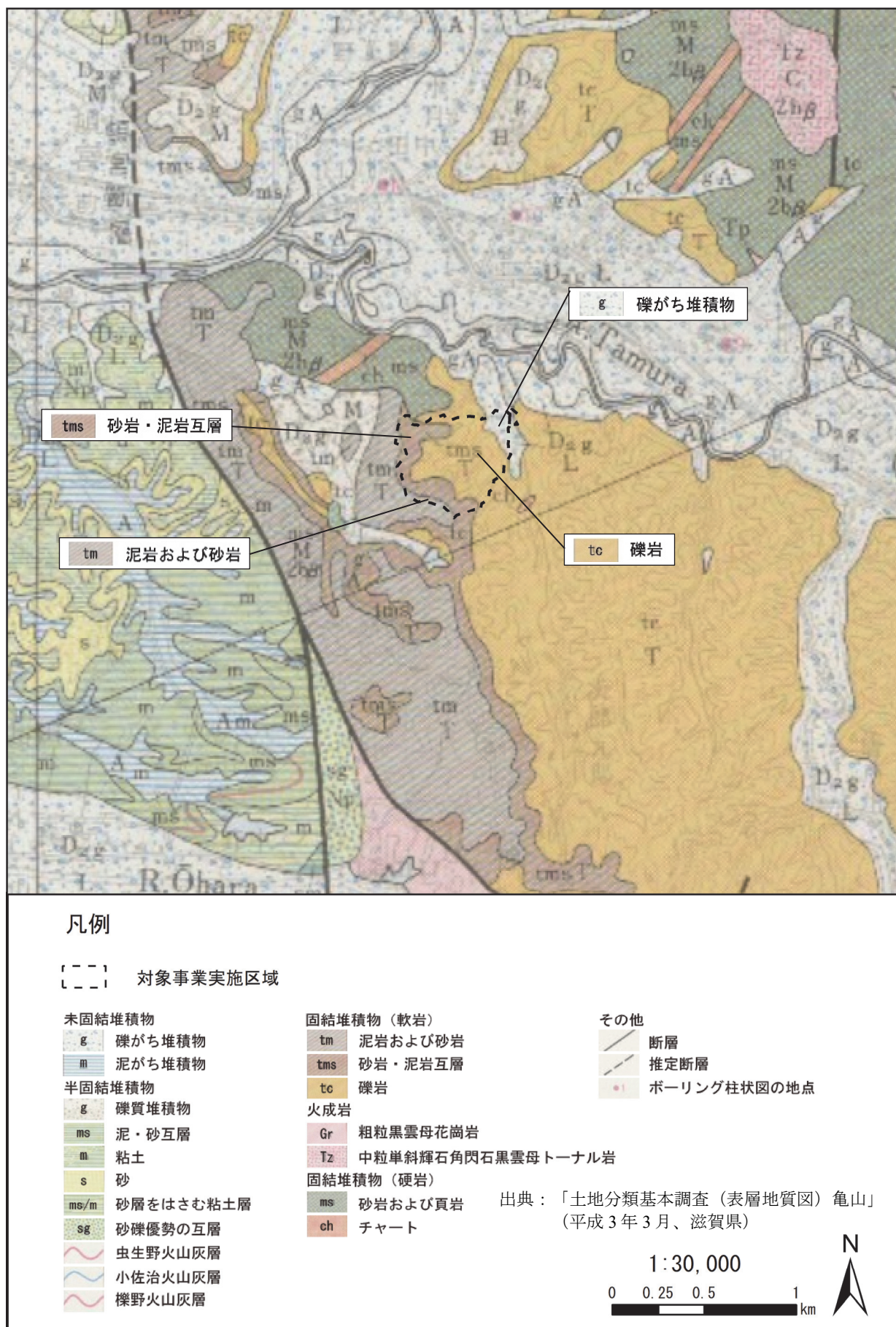


図 3.13 調査区域の表層地質図



図 3.14 調査区域の重要な地形および地質位置図

3.2.5 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況

(1) 動物

1) 調査区域に生息する可能性のある重要な種

「自然環境保全基礎調査（第2回～第6回）」（昭和53年～平成16年、環境庁・環境省）、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）および「甲賀市の動植物相（確認された野生生物のリスト）」（甲賀市HP）等における動物の分布状況を整理し、調査区域に生息する可能性のある重要な種を抽出した。文献資料一覧を表3.16に示す。

表 3.16 文献資料一覧

No.	文献資料名
1	「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）
2	「甲賀市レッドリスト2022を策定しました」甲賀市HP (https://www.city.koka.lg.jp/22237.htm)
3	「甲賀市の文化財一覧」甲賀市HP (https://www.city.koka.lg.jp/5745.htm)
4	「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和53～54年、環境庁）
5	「第3回自然環境保全基礎調査」（昭和58～62年、環境庁）
6	「第4回自然環境保全基礎調査」（昭和63～平成4年、環境庁）
7	「第5回自然環境保全基礎調査」（平成5～10年、環境庁・環境省）
8	「第6回自然環境保全基礎調査」（平成11～16年、環境省）
9	「甲賀市の動植物相（確認された野生生物のリスト）」甲賀市HP (https://www.city.koka.lg.jp/8644.htm)
10	「琵琶湖博物館研究調査報告第20号 滋賀県のオサムシの分布」（平成15年、編：滋賀オサムシ研究会、琵琶湖博物館）
11	「琵琶湖博物館研究調査報告第27号 滋賀県のチョウ類の分布」（平成23年、編：滋賀県鳥類分布研究会、琵琶湖博物館）
12	「琵琶湖博物館研究調査報告第30号 滋賀県のトンボ（2010年代）」（平成30年、編：河瀬直幹・牛島稔広・八尋克郎、琵琶湖博物館）

「自然環境保全基礎調査」で調査対象とした範囲は、調査区域を含む2次メッシュ（523622、523632）および3次メッシュを調査範囲とした。調査対象とした2次メッシュ・3次メッシュ位置図を図3.15に示す。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」については、分布情報に「全域」「広く分布」「甲賀地域」「湖南地域」「甲賀市」「土山町」「甲賀町」「野洲川」「河川中流・上流」等と記載があるもののうち、調査区域内の環境に生息可能な種を抽出した。また、魚類等については、分布情報に調査区域内の地名の記載はないが、生息環境の記載から生息の可能性のある種を抽出した。

調査区域に生息する可能性のある重要な種の文献調査結果一覧（動物）を表3.17(1)～(7)に示す。なお、重要な種の具体的な位置情報は得られなかった。

哺乳類は、23種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするミズラモグラ、キクガシラコウモリ、ニホンリス、ムササビ、ツキノワグマ等の種や、草地や農耕地を主な生息環境とするノウサギ、カヤネズミ等の種が生息する可能性がある。

鳥類は、122種の重要な種を確認した。オオタカ、サシバ、チョウゲンボウ等の里山の猛禽類のほか、アマサギ、チュウサギ、ヒクイナ、ケリ等の水辺を利用する種の生息可能性がある。また、アメリカヒドリ、ホオジロガモ、カワアイサ等の冬季に池岸や水田に飛来する冬鳥の生息可能性がある。

爬虫類は、9種の重要な種を確認した。主に水辺でみられるニホンイシガメ、ヒバカリや、草地から樹林に生息するニホントカゲ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等の生息可能性がある。また、樹林に生息するタカチホヘビ、シロマダラの生息可能性がある。

両生類は、19種の重要な種を確認した。水田等の水辺に生息するアカハライモリ、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエルや、樹林に生息するタゴガエル、ヤマアカガエル、モリアオガエル等のカエル類の生息可能性がある。また、山地の林床や溪流、伏流水等に生息するヒダサンショウウオ、丘陵地の林床や水田等に生息するヤマトサンショウウオ等のサンショウウオ類の生息可能性がある。

クモ類は、6種の重要な種を確認した。山地や丘陵地に生息するトゲグモやカトウツケオグモ等の生息可能性がある。

昆虫類は、100種の重要な種を確認した。アオイトトンボやハッチョウトンボ、マイコアカネ等のトンボ類や、クロシジミ、オオウラギンヒョウモン、オオムラサキ、ギフチョウ等のチョウ類の生息可能性がある。また、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、ミズスマシ、ガムシ等の水生昆虫の生息可能性がある。

魚類は、38種の重要な種を確認した。水田や流れの緩やかな小河川に生息するヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等、河川の中・上流に生息するカジカ、カワヨシノボリ等の生息可能性がある。また、琵琶湖と流入河川を回遊するアユやビワマス等の生息可能性がある。

底生動物は、4種の重要な種を確認した。溪流や用水路等に生息するマメシジミ、一生を溪流等の淡水域で過ごすサワガニ、海域から遡上するモクズガニ等の生息可能性がある。

陸産貝類は、20種の重要な種を確認した。樹林に生息するチャイロオトメマイマイ類、ビロウドマイマイ類、ニッポンマイマイ類等の生息可能性がある。

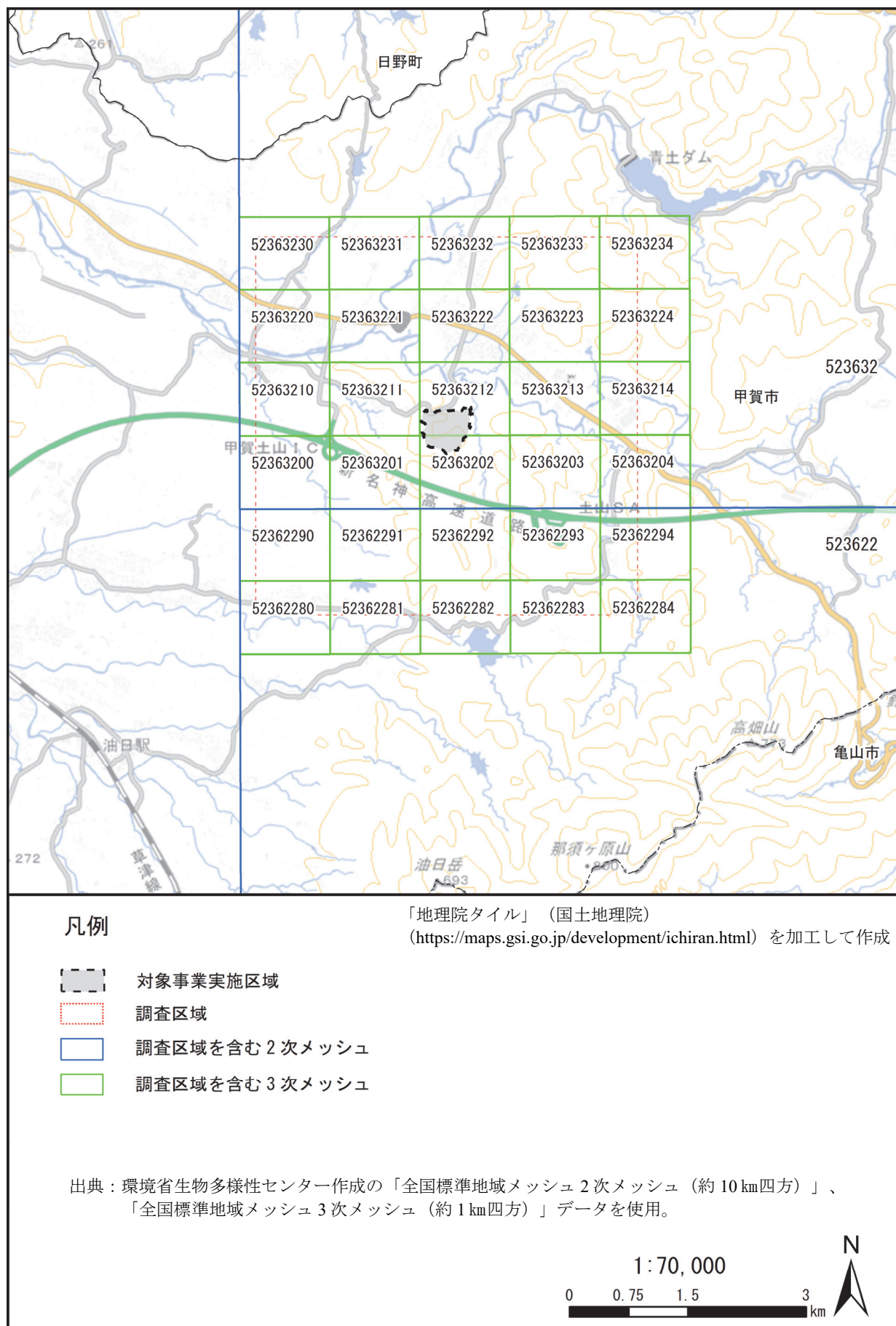


図 3.15 調査対象とした2次メッシュ・3次メッシュ位置図

表 3.17(1) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
哺乳類	1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	シントウトガリネズミ (シントウトガリネズミ)	1					要注	
	2			ジネズミ	9					要注	要注
	3			カワネズミ	9			希少		危惧	要注
	4		モグラ科	ミズラモグラ	1,2			希少	NT	危惧	危惧
	5	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コキクガシラコウモリ (ニホンコキクガシラコウモリ)	9			希少		危惧	危惧
	6			キクガシラコウモリ	9			希少		危惧	増大
	7		ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ	9			希少		危惧	危惧
	8			ヤマコウモリ	1,7				VU	要注	
	9			ニホンウサギコウモリ ^{注3)}	1				LP	要注	
	10			ユビナガコウモリ	9			希少		危惧	危惧
	11			テングコウモリ	9			指定		危惧	危惧
	12	サル目 (霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	1,4,6,7,8,9					要注	
	13	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	6,7,9						要注
	14	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	6,7,9						要注
	15			ニホンモモンガ	2			希少		危惧	危惧
	16			ムササビ	6,9			希少		希少	増大
	17		ネズミ科	スミスネズミ	9					他	要注
	18			ハタネズミ	9			希少		希少	要注
	19			ヒメネズミ	9						要注
	20			カヤネズミ	1,2,9			希少		希少	増大
	21										
	22	ネコ目 (食肉目)	クマ科	ツキノワグマ	4,9		国際	希少		希少	要注
	22		イタチ科	アナグマ	4,6,7,8,9						要注
	23	ウシ目 (偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	3,6,7,8,9	特天		希少		危惧	危惧
	合計	7目11科23種				1種	1種	13種	3種	19種	19種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
鳥類	1	キジ目	キジ科	ヤマドリ	1,4,9					他	増大
	2	カモ目	カモ科	オシドリ	1,9			希少	DD	希少	要注
	3			アメリカカヒドリ	1			希少		希少	
	4			シマアジ	1			希少		希少	
	5			ホオジロガモ	1,9			希少		希少	
	6			ミコアイサ	1,9			希少		希少	
	7			カワアイサ	9			希少		希少	
	8	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1,4,9			希少		希少	要注
	9			カンムリカイツブリ	1,9			希少		希少	
	10	ハト目	ハト科	アオバト	1,9			希少		希少	要注
	11	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	1	特天	国内		CR	要注	
	12	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	1			指定	NT	危惧	
	13			ミゾゴイ	1,9			希少	VU	増大	危惧
	14			ゴイサギ	1,9			希少		希少	要注
	15			ササゴイ	9			希少		希少	
	16			アマサギ	1,9					要注	要注
	17			チュウサギ	1,9			希少	NT	希少	要注
	18			コサギ	1,4,9					要注	要注
	19	ツル目	クイナ科	クイナ	1,9			希少		増大	
	20			ヒクイナ	1,9			希少	NT	増大	増大
	21			バン	1,9			希少		希少	増大
	22	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	9			希少		希少	危惧
	23			ホトトギス	1,4,9			希少		希少	要注
	24			ツツドリ	1,4,9			希少		希少	増大
	25			カッコウ	1,9			希少		希少	危惧
	26	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	1,4,9			希少	NT	増大	増大
	27	チドリ目	チドリ科	タゲリ	1,9			希少		希少	

表 3.17(2) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
鳥類	28	チドリ目	チドリ科	ケリ	4,9				DD		要注
	29			イカルチドリ	1,4,9			希少		希少	要注
	30			コチドリ	1,9			希少		希少	要注
	31			シロチドリ	1			希少	VU	希少	
	32			メダイチドリ	9		国際	希少		希少	
	33	セイタカシギ科 シギ科	セイタカシギ科 シギ科	セイタカシギ	1			希少	VU	希少	
	34			ヤマシギ	1			希少		希少	
	35			アオシギ	1,9			希少		希少	
	36			オオジシギ	1			希少	NT	希少	
	37			チュウジシギ	1			希少		希少	
	38			タシギ	1,9			希少		希少	
	39			オグロシギ	1			希少		希少	
	40			チュウシャクシギ	1,9			希少		希少	
	41			ダイシャクシギ	1			希少		希少	
	42			ホウロクシギ	1		国際	希少	VU	希少	
	43			ツルシギ	1			希少	VU	希少	
	44			コアオアシシギ	1			希少		希少	
	45			アオアシシギ	1			希少		希少	
	46			クサシギ	1,9			希少		希少	
	47			タカブシギ	1,9			希少	VU	希少	
	48			キアシシギ	1,9			希少		希少	
	49			ソリハシシギ	1			希少		希少	
	50			イソシギ	1,9			希少		希少	
	51			キョウジョシギ	9			希少		希少	
	52			オバシギ	1		国際	希少		希少	
	53			トウネン	1,9			希少		希少	
	54			オジロトウネン	1			希少		希少	
	55			ヒバリシギ	1			希少		希少	
	56			ウズランシギ	1			希少		希少	
	57			エリマキシギ	1			希少		希少	
	58		タマシギ科	タマシギ	1,9			希少	VU	増大	危機
	59	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	1,9			希少	NT	希少	
	60		タカ科	ハチクマ	1,9			希少	NT	増大	増大
	61			チュウヒ	1,9		国内	希少	EN	増大	
	62			ハイイロチュウヒ	9			希少		希少	
	63			ツミ	1			希少		希少	
	64			ハイタカ	1,9			希少	NT	希少	
	65			オオタカ	1,9			希少	NT	希少	増大
	66			サシバ	1,4,9			希少	VU	希少	増大
	67			ノスリ	1,9			希少		希少	要注
	68			イヌワシ	9	天然	国内	希少	EN	危機	危機
	69			クマタカ	1,9		国内	希少	EN	危機	増大
	70	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	1,9			指定		危機	危機
	71			コノハズク	1			指定		危機	
	72			フクロウ	1,9			希少		希少	増大
	73			アオバズク	1,9			希少		希少	増大
	74	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン	1,9			希少		希少	増大
	75			カワセミ	1,9			希少		希少	地域
	76			ヤマセミ	1,2,9			指定		危機	危機
	77		ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1,9			指定	EN	危機	危機
	78	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	9			希少		希少	
	79			オオアカゲラ	1,4,9			希少		希少	増大
	80			アカゲラ	9						増大
	81			アオゲラ	4,9						要注
	82	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1,9			希少		希少	
	83			コチョウゲンボウ	1			希少		希少	
	84			ハヤブサ	1,9		国内	希少	VU	希少	

表 3.17(3) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
鳥類	85	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	1,9			希少	VU	希少	要注
	86		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1,2,9			希少		希少	要注
	87		キクイタダキ科	キクイタダキ	1,9			希少		希少	
	88		ツリスガラ科	ツリスガラ	1			希少		希少	
	89		ツバメ科	コシアカツバメ	1,9					他	要注
	90		ウグイス科	ヤブサメ	1,4,9			希少		希少	増大
	91		ムシクイ科	メボソムシクイ	1			希少		希少	
	92			センダイムシクイ	1,9			希少		希少	要注
	93		ヨシキリ科	オオヨシキリ	1,9			希少		希少	要注
	94		セッカ科	セッカ	1,9			希少		希少	要注
	95		レンジャク科	キレンジャク	1			希少		希少	
	96			ヒレンジャク	1,9			希少		希少	
	97		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	1			希少		希少	
	98		キバシリ科	キバシリ	2			希少		希少	
	99		ミソサザイ科	ミソサザイ	1,4,9			希少		希少	要注
	100		ムクドリ科	コムクドリ	1,9			希少		希少	
	101		カワガラス科	カワガラス	1,2,4,9			希少		希少	増大
	102		ヒタキ科	マミジロ	1			希少		希少	
	103			トラツグミ	1,4,9			希少		希少	増大
	104			クロツグミ	1,4,9			希少		希少	要注
	105			コマドリ	1,9			希少		増大	
	106			コルリ	1,9			希少		増大	危惧
	107			ルリビタキ	1,9			希少		希少	
	108			コサメビタキ	1,2,9			希少		希少	要注
	109			キビタキ	1,2,9			希少		希少	要注
	110			オオルリ	1,2,4,9			希少		希少	要注
	111		イワヒバリ科	イワヒバリ	1			希少		希少	
	112			カヤクグリ	9			希少		希少	
	113		スズメ科	ニュウナイスズメ	1,9			希少		希少	
	114		セキレイ科	タヒバリ	1,9			希少		希少	
	115		アトリ科	ハギマシコ	1,9			希少		希少	
	116			ベニマシコ	1,9			希少		希少	
	117			オオマシコ	1			希少		希少	
118	イスカ	1				希少		希少			
119	ウソ	1,9				希少		希少			
120	ホオジロ科	ホオアカ	1			希少		希少			
121		クロジ	1,9			希少		希少			
122		オオジュリン	1,9			希少		希少			
合計	16 目 41 科 122 種					2 種	8 種	114 種	26 種	119 種	51 種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
爬虫類	1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	1,2,7,9			希少	NT	希少	増大
	2	有鱗目	トカゲ科	ニホントカゲ	1,9					要注	要注
	3			ヒガシニホントカゲ	1,9				要注	要注	
	4		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	9					要注	要注
	5		ナミヘビ科	ジムグリ	7,9					要注	要注
	6			シロマダラ	7					要注	要注
	7			ヒバカリ	1,9					要注	要注
	8			ヤマカガシ	1,7,9					要注	要注
	9		クサリヘビ科	ニホンマムシ	7,9					要注	要注
	合計	2 目 5 科 9 種					0 種	0 種	1 種	1 種	9 種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
両生類	1	有尾目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ	1,9			希少	NT	希少	要注
	2			ヤマトサンショウウオ	1,2,9		二種	希少	VU	希少	増大

表 3.17(4) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
両生類	3	有尾目	サンショウウオ科	マホロバサンショウウオ	1,9		二種	希少	VU	希少	増大	
	4			ハコネサンショウウオ	1,9			希少		希少	要注	
	5		オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	9	特天	国際	希少	VU	危惧	危惧	
	6		イモリ科	アカハライモリ	1,9				NT	要注	要注	
	7	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	7,9			希少		希少	増大	
	8			アズマヒキガエル	1,9			希少		希少	増大	
	9			ナガレヒキガエル	1,9			希少		希少	要注	
	10		アカガエル科	タゴガエル	1,9						要注	
	11			ナガレタゴガエル	1,9			希少		希少	要注	
	12			ニホンアカガエル	1,2,9					要注	地域	
	13			ヤマアカガエル	1,9			希少		希少	増大	
	14			トノサマガエル	1,7,9				NT	要注	要注	
	15			ナゴヤダルマガエル	1,2,9			指定	EN	増大	増大	
	16			ツチガエル	1,7,9					要注	要注	
	17		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	1,7,9						要注	
	18			モリアオガエル	1,7,9					要注	要注	
	19			カジカガエル	1,2,9					要注	要注	
	合計	2目6科19種					1種	3種	11種	7種	19種	17種
	項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥	
クモ類	1	クモ目	マシラグモ科	ヤマトマシラグモ	1			希少		希少		
	2		ヒメグモ科	イワウキアシブトヒメグモ	1			希少		希少		
	3		サラグモ科	サイトウヌカグモ	1			希少		希少	要注	
	4		コガネグモ科	トゲグモ	2			希少		希少	要注	
	5		カニグモ科	カトウツケオグモ	2			希少		希少	要注	
	6		ヒトエグモ科	ヒトエグモ	2						増大	
	合計	1目6科6種					0種	0種	5種	0種	5種	4種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
昆虫類	1	トンボ目 (蜻蛉目)	アオイトトンボ科	アオイトトンボ	1,12					他	要注	
	2			オツネトンボ	1,12					要注	増大	
	3		イトトンボ科	キイトトンボ	12						要注	
	4			モートンイトトンボ	1,12			希少	NT	希少	増大	
	5			オオイトトンボ	1,12			希少		増大	危惧	
	6		モノサシトンボ科	モノサシトンボ	12						要注	
	7		カワトンボ科	アオハダトンボ	1				NT	分布	要注	
	8		ヤンマ科	アオヤンマ	1			希少	NT	増大	危惧	
	9			オオルリボシヤンマ	7,12						要注	
	10			ルリボシヤンマ	12					要注	増大	
	11			カトリヤンマ	1,12			希少		希少	増大	
	12			サラサヤンマ	12						地域	
	13		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	1,12						他	
	14			キイロサナエ	1,12				NT	他	地域	
	15			アオサナエ	1,12					他	要注	
	16			ホンサナエ	1,12					他	要注	
	17			メガネサナエ	1,12			希少	VU	希少		
	18			フタスジサナエ	1,12			希少	NT	希少	要注	
	19			コサナエ	1					他	要注	
	20			オグマサナエ	1			希少	NT	希少	要注	
	21		エゾトンボ科	トラフトンボ	1,12						要注	要注
	22			キイロヤマトンボ	1			希少	NT	増大	危惧	
	23			エゾトンボ	1,12			希少		希少	要注	
	24		トンボ科	ヨツボシトンボ	1,7,12						要注	要注
	25			ハッチョウトンボ	1,12						要注	地域
	26			コノシメトンボ	12						分布	
	27			キトンボ	1,12			希少		希少	増大	

表 3.17(5) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
昆虫類	28	トンボ目 (蜻蛉目)	トンボ科	ナツアカネ	1,7,12					他	要注
	29			マユタテアカネ	7,12						要注
	30			マイコアカネ	1,7,12			希少		希少	危惧
	31			ヒメアカネ	1,12					他	
	32			ミヤマアカネ	1,12			希少		希少	増大
	33	バッタ目 (直翅目)	カマドウマ科	クチキウマ	1					要注	
	34		ヒバリモドキ科	カワラスズ	1					要注	要注
	35		バッタ科	カワラバッタ	1,2			希少		希少	増大
	36	カメムシ目 (半翅目)	セミ科	ハルゼミ	1,4,6					他	地域
	37		グンバイムシ科	マルグンバイ	2						要注
	38		キンカメムシ科	オオキンカメムシ	1					分布	要注
	39		イトアメンボ科	イトアメンボ	1				VU	要注	
	40		タイコウチ科	ミズカマキリ	1			希少		希少	増大
	41	ヘビトンボ目	センブリ科	ヤマトセンブリ	1				DD	要注	要注
	42	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	ツノトンボ科	オオツノトンボ	1					要注	増大
	43	トビケラ目	カタツムリトビケラ科	カタツムリトビケラ	1			希少		希少	要注
	44	(毛翅目)	ヒゲナガトビケラ科	ユウキクサツミトビケラ	1					要注	要注
	45	チョウ目 (鱗翅目)	イラガ科	アオイイラガ	1					要注	
	46		セセリチョウ科	アオバセセリ本土亜種	6,11						増大
	47			ギンイチモンジセセリ	1,2,11			希少	NT	危惧	危惧
	48			ミヤマチャバネセセリ	6						絶滅
	49			オオチャバネセセリ	11						地域
	50		シジミチョウ科	キシシマミドリシジミ	4,6,11						地域
	51			本州以南亜種							
	52			ウラクロシジミ	11						地域
	53			ミドリシジミ	4,11						要注
	54		タテハチョウ科	クロシジミ	1,11			希少	EN	増大	危惧
	55			サカハチチョウ	6,11						増大
	56			ウラギンスジヒョウモン	1,2,11			希少	VU	増大	危惧
	57			オオウラギンスジヒョウモン	11						要注
	58			スミナガシ本土亜種	6,11						増大
	59			ウラギンヒョウモン	11						要注
	60			オオウラギンヒョウモン	1				CR	絶滅	絶滅
	61			キマダラモドキ	4				NT		
	62			コジャノメ	6						増大
	63			クモガタヒョウモン	1			希少		希少	増大
	64			オオヒカゲ	1,11					分布	地域
	65			オオムラサキ	1,2			希少	NT	増大	増大
	66			ウラナミジャノメ本土亜種	1,2,11			希少	VU	増大	危惧
	67		アゲハチョウ科	ギフチョウ	4			希少	VU	危惧	絶滅
	68	ハエ目(双翅目)	シロチョウ科	ツマグロキチョウ	4			希少	EN	危惧	危惧
	69	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハネカ科	カスミハネカ	2				DD		要注
	70			イワフキオサムシ布引山地亜種	10						地域
	71			マヤサンオサムシ信楽亜種	1					分布	地域
	72		オサムシモドキ科	オサムシモドキ	1					要注	
	73			ギボシケシゲンゴロウ	1			希少	DD	希少	危惧
	74			ナチセスジゲンゴロウ	1					分布	地域
	75			クロゲンゴロウ	1			希少	NT	希少	増大
	76			マルガタゲンゴロウ	1		二種	希少	VU	危惧	危惧
	77			シマゲンゴロウ	1				NT	他	要注
	78			オオイチモンジシマゲンゴロウ	1		二種	希少	EN	増大	危惧
	79			マダラシマゲンゴロウ	1		国内	希少	CR	危惧	絶滅
	80			コウベツブゲンゴロウ	1			希少	NT	希少	
				ルイスツブゲンゴロウ	1			希少	VU	増大	要注

表 3.17(6) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
昆虫類	81	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	シャーブツブゲンゴロウ	1				NT	要注	要注
	82			ゴマダラチビゲンゴロウ	1			希少		希少	危惧
	83			コクロマメゲンゴロウ	1					要注	要注
	84		ミズスマシ科	ミズスマシ	1			希少	VU	希少	増大
	85		コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ	1			希少	VU	希少	増大
	86		ダルマガムシ科	ホンシュウセスジダルマガムシ	1					要注	要注
	87			ナカネダルマガムシ	1					要注	要注
	88		ホソガムシ科	チュウブホソガムシ	1			希少	VU	希少	要注
	89			ヤマトホソガムシ	1				NT	要注	要注
	90		ガムシ科	エゾコガムシ	1			希少	NT	増大	危惧
	91			ガムシ	1			希少	NT	希少	増大
	92		センチコガネ科	オオセンチコガネ	1,2					分布	地域
	93		クワガタムシ科	オオクワガタ	1			希少	VU	増大	
	94		コガネムシ科	ミヤマダイコクコガネ	1					分布	増大
	95			コカブトムシ	2						要注
	96			オオダイセマダラコガネ	1					要注	要注
	97		ホタル科	ヘイケボタル	1					要注	
	98		ゴミムシダマシ科	オニツノゴミムシダマシ	2						要注
	99		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	1			希少	EN	増大	
	100	ハチ目 (膜翅目)	ミツバチ科	クロマルハナバチ	1			希少	NT	希少	要注
	合計	10目41科100種				0種	3種	39種	38種	78種	87種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
魚類	1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ北方種	1			希少	VU	増大	
	2			スナヤツメ南方種	1			希少	VU	増大	増大
	-			スナヤツメ類 ^{注4)}	7				(VU)	(増大)	(増大)
	3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	1,7				EN	要注	
	4	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	1,7			希少	EN	希少	
	5			ニゴロブナ	1			希少	EN	希少	
	6			ギンブナ	1					要注	
	7			ヤリタナゴ	1			希少	NT	増大	
	8			アブラボテ	1,7			希少	NT	増大	危惧
	9			カネヒラ	1			希少		増大	
	10			シロヒレタビラ	1			希少	EN	危惧	
	11			ワタカ	1			希少	CR	危惧	
	12			カワバタモロコ	1,2		二種	希少	EN	危惧	危惧
	13			ヌマムツ	1,6,7					分布	
	14			アブラハヤ	1,6,7					要注	要注
	15			タカハヤ	1,2,6,7					要注	
	16			モツゴ	1,2,6			希少		希少	増大
	17			ムギツク	1,6,7			希少		希少	増大
	18			ナガレカマツカ	1,2			希少		増大	増大
	19			ズナガニゴイ	1,7			希少		増大	増大
	20			イトモロコ	1,6,7			希少		増大	増大
	21		ドジョウ科	ドジョウ	1,2				NT	要注	
	22			オオシマドジョウ	1					要注	要注
	23			ニシマドジョウ	1					要注	要注
	-			シマドジョウ種群 ^{注5)}	6,7					(要注)	(要注)
	24			オオガタスジシマドジョウ	1			希少	EN	危惧	
	25			アジメドジョウ ^{注6)}	1,2,6,7			希少	VU	希少	地域
	26		フクドジョウ科	ホトケドジョウ	1,7			希少	EN	増大	増大
	27	ナマズ目	ギギ科	ギギ	1			希少		危惧	危惧
	28		ナマズ科	ナマズ	1					要注	要注
	29		アカザ科	アカザ	1,2,6,7			希少	VU	希少	増大
	30	サケ目	アユ科	アユ ^{注7)}	1,2					分布	地域
	31			イワナ ^{注8)}	1,2,6,7			希少	DD	増大	危惧

表 3.17(7) 重要な種の文献調査結果一覧（動物）

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
魚類	32	サケ目	サケ科	サツキマス（アマゴ）	6,7				NT	要注	要注		
	33			ビワマス	1,2				NT	要注	危惧		
	34	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	1,2			希少	VU	増大	増大		
	35	スズキ目	カジカ科	カジカ	1,6			希少	NT	希少	増大		
	36			ウツセミカジカ（琵琶湖型）	1				EN	分布			
	37		ドンコ科	ドンコ	1,7					他			
	38		ハゼ科	カワヨシノボリ ^{注9)}	1,2,6,7					要注	地域		
	合計	7目14科38種					0種	1種	23種	21種	38種	23種	
項目	No.	門名	綱名	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
								①	②	③	④	⑤	⑥
底生動物	1	軟体	腹足綱	汎有肺目	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ	1				CR+EN	要注	
	2	動物門	二枚貝綱	マルスダレガイ目	マメシジミ科	マメシジミ	1					要注	
	3	節足	軟甲綱	エビ目	サワガニ科	サワガニ	1					要注	
	4	動物門			モクズガニ科	モクズガニ	1			希少		希少	
	計	2門3綱3目4科4種					0種	0種	1種	1種	4種	0種	
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
陸産貝類	1	ニナ目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	2							要注	
	2		ヤマグルマガイ科	ヤマクルマガイ	1,2						分布	要注	
	3		ムシオイガイ科	ハリマムシオイガイ	6						要注		
	4	オオカミガイ目	ケシガイ科	スジケシガイ	6						要注		
	-			ケシガイ類 ^{注10)}	1						(要注)		
	5	マイマイ目	キバサナギガイ科	クチマガリスナガイ	1			希少	VU	希少	増大		
	6		キセルガイモドキ科	フトキセルガイモドキ	1,6			希少		希少	危惧		
	7			キセルガイモドキ	1,2			希少		希少	要注		
	8		キセルガイ科	オオギセル	1,6			希少	NT	希少			
	9			コンボウギセル	1,6			希少		希少			
	10		ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	1				DD	要注	要注		
	11			タカキビ	6			希少	NT	希少			
	12		ニッポンマイマイ科	ヒメピロウドマイマイ	6				VU				
	13			ピロウドマイマイ類 ^{注11)}	1				NT/DD	要注			
	14			コベソマイマイ	1,6					分布	要注		
	-			ニッポンマイマイ類 ^{注12)}	1					要注			
	15		オナジマイマイ科	クチベニマイマイ	2						地域		
	16			ギュリキマイマイ	1					分布	要注		
	17			ミヤマヒダリマキマイマイ	1			希少	VU	希少	増大		
	18			クロイワマイマイ	1,2					要注	要注		
	19			マメマイマイ類 ^{注13)}	1					要注			
	20			チャイロオトメマイマイ類 ^{注14)}	1				NT	要注			
	合計	3目10科20種					0種	0種	7種	8種	18種	11種	

注1) 種名および種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度版」に準拠した。また陸産貝類については、「日本産野生生物目録－本邦産野生動植物の種の現状－（無脊椎動物編Ⅲ）」（平成10年12月、環境庁）に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「滋賀県文化財保護条例」（昭和31年滋賀県条例第57号）、「甲賀市文化財保護条例」（平成16年甲賀市条例第172号）において天然記念物等に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：滋賀県指定天然記念物、市天：甲賀市指定天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、

二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年滋賀県条例第4号）において希少野生動植物または指定希少野生動植物として定められている種

指定：指定希少野生動植物種、希少：希少野生動植物種

④「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月、環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類、EN：絶滅危惧Ⅲ類

VU：絶滅危惧Ⅳ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

⑤「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）において選定されている種

危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種

分布：分布上重要種、他：その他重要種、絶滅：絶滅種

⑥「甲賀市レッドリスト2022」甲賀市HP（<https://www.city.koka.lg.jp/22237.htm>）において選定されている種

絶滅：絶滅種、危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、要注：要注目種、地域：地域種

（次ページに続く）

- 注3) 「環境省レッドリスト2020」において、近畿地方以西の個体群が「LP」に選定されている。
- 注4) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、スナヤツメ北方種・南方種は形態的特徴が互いに酷似しており、両種の詳細な分布はまだ不明な状況である。よって文献に「スナヤツメ」と記載されたものはスナヤツメ類とした。
- 注5) オオシマドジョウ、ニシシマドジョウともに「滋賀県レッドデータブック 2020年版」および「甲賀市レッドリスト2022」の「要注目種」に該当する。
- 注6) 「甲賀市レッドリスト2022」において、甲賀地域では「地域種」、土山地域では「要注目種」に該当する。
- 注7) 「甲賀市レッドリスト2022」において、土山地域では「地域種」に該当する。ただし放流種は除く。
- 注8) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、斑紋の変異に基づき琵琶湖東部流入河川では亜種ヤマトイワナ、琵琶湖西部流入河川では亜種ニッコウイワナが分布するといわれてきたが、遺伝子解析の結果からは、2亜種の存在は確認できず、琵琶湖水系のイワナは地域固有性の高い個体群とされる。亜種が断定できないことから、種イワナとして掲載する。亜種ニッコウイワナの場合は、「環境省レッドリスト2020」の「DD」に該当する。
- 注9) 「甲賀市レッドリスト2022」において、土山地域では「地域種」に該当する。ただし放流種は除く。
- 注10) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、県内にはスジケシガイ、ニホンケシガイが分布し、調査区域およびその周辺にはスジケシガイが分布する。県内には左記の2種以外にも「ケシガイ類」としての記録が少なくなく、「環境省レッドリスト2020」の「NT」に該当するケシガイが含まれている可能性がある。ここでは「滋賀県レッドデータブック 2020年版」の表記に従い、「ケシガイ類」として扱う。
- 注11) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、県内にはケハダビロウドマイマイ、ビロウドマイマイ、エチゼンビロウドマイマイが分布し、調査区域およびその周辺にはケハダビロウドマイマイおよび、他の2種を含むと推定されるビロウドマイマイ類が分布する。ケハダビロウドマイマイは「環境省レッドリスト2020」の「NT」、ビロウドマイマイ、エチゼンビロウドマイマイは同リストの「DD」に該当する。
- 注12) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、広義のニッポンマイマイは分類的な検討課題の多いグループである。
- 注13) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、県内にはクロオトメマイマイ、ミヤコオトメマイマイ、エンドウマイマイが分布すると考えられている。
- 注14) 「滋賀県レッドデータブック 2020年版」によると、チャイロオトメマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、オオヒルゲンドルフマイマイとの関係の検討が必要である。ヒルゲンドルフマイマイの場合は、「環境省レッドリスト2020」の「NT」に該当する。
- 文献資料1 : 「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2020年版」(令和3年3月、滋賀県)
- 2 : 「甲賀市レッドリスト2022を策定しました」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/22237.htm>)
- 3 : 「甲賀市の文化財一覧」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/5745.htm>)
- 4 : 「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和53~54年、環境庁)
- 5 : 「第3回自然環境保全基礎調査」(昭和58~62年、環境庁)
- 6 : 「第4回自然環境保全基礎調査」(昭和63~平成4年、環境庁)
- 7 : 「第5回自然環境保全基礎調査」(平成5~10年、環境庁・環境省)
- 8 : 「第6回自然環境保全基礎調査」(平成11~16年、環境省)
- 9 : 「甲賀市の動植物相(確認された野生生物のリスト)」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/8644.htm>)
- 10 : 「琵琶湖博物館研究調査報告第20号 滋賀県のおサムシの分布」(平成15年、編: 滋賀おサムシ研究会、琵琶湖博物館)
- 11 : 「琵琶湖博物館研究調査報告第27号 滋賀県のチョウ類の分布」(平成23年、編: 滋賀県鳥類分布研究会、琵琶湖博物館)
- 12 : 「琵琶湖博物館研究調査報告第30号 滋賀県のトンボ(2010年代)」(平成30年、編: 河瀬直幹・牛島稔・八尋克郎、琵琶湖博物館)

(2) 植物

1) 調査区域に生育する可能性のある重要な種

「自然環境保全基礎調査（第2回～第6回）」（昭和53年～平成16年、環境庁・環境省）、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）および「甲賀市レッドリスト2022を策定しました」（甲賀市HP）における植物の分布状況を整理し、調査区域に生育する可能性のある重要な種を抽出した。

「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」については、分布情報に「山地」「平地」「河川敷」「水田・農耕地」「ため池・水路」「二次林」「甲賀市」「土山町」等と記載があるものを抽出した。

調査区域に生育する可能性のある重要な種の文献調査結果一覧（植物）を表3.18(1)～(6)に、調査区域の重要な種位置図（植物）を図3.16に示す。

植物は343種の重要な種を確認した。

山地樹林下等に生育するアカハナワラビ、ヒロハヤブソテツ、タニヘゴ、キンラン、エンシユウムヨウラン、マルバノキ、コショウノキや、水田等に生育するミズニラ、サンショウモ、コアゼテンツキ、ミズタカモジグサ、オオアブノメ、ミズネコノオ等の水田雑草類、ため池や水路等に生育するジュンサイ、ヒツジグサ、イバラモ、ミズオオバコ、ネジレモ、ミクリ、ヒシモドキ、イヌタヌキモ等の水草類、湿地に生育するヤチスギラン、ヒメザゼンソウ、オオイヌノハナヒゲ、コシンジュガヤ、ウメバチソウ、サイコクヌカボ、トウカイコモウセンゴケ、クロミノニシゴリ、スイラン等が生育する可能性がある。また、対象事業実施区域から北西側約1.5kmの瀧樹神社にユキワリイチゲの自生地がある。

表 3.18(1) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	1	シダ植物	ヒカゲノカズラ科	ヒメスギラン	1			希少		希少	要注
	2			ヤチスギラン	1					分布	増大
	3		イワヒバ科	イワヒバ	1			希少		希少	危惧
	4		ミズニラ科	ミズニラ	1			希少	NT	危惧	
	5		ハナヤスリ科	エゾフユノハナワラビ	1					要注	
	6			アカハナワラビ	1					他	
	7			ナガホノナツノハナワラビ	1					他	
	8			コヒロハハナヤスリ	1			希少		希少	
	9			ハマハナヤスリ	1			希少		希少	
	10			ヒロハハナヤスリ	1			希少		希少	
	11		マツバラン科	マツバラン	1			指定	NT	増大	
	12		サンショウモ科	オオアカウキクサ	1			希少	EN	希少	
	13			アカウキクサ	1				EN	要注	
	14			サンショウモ	1			希少	VU	増大	増大
	15		キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	1			希少		希少	
	16		イノモトソウ科	ハコネシダ	1			希少		希少	
	17			マツサカシダ	1			希少		希少	
	18		チャセンシダ科	トキワトラノオ	1					要注	
	19			イワトラノオ	1			希少		希少	
	20			クルマシダ	1			希少		希少	
	21		シンガシラ科	コモチシダ	1					分布	要注
	22		メシダ科	ムクゲシケシダ	1				希少	希少	
	23		オシダ科	ミドリカナワラビ	1					要注	
	24			ヒロハヤブソテツ	1					他	
	25			ヌカイタチシダモドキ	1			希少		希少	
	26			ギフベニシダ	1					分布	
	27			キヨズミオオクジャク	1					他	
	28			ミヤマクマワラビ	1			希少		希少	
	29			イワイタチシダ	1					他	
	30			タニヘゴ	1					他	要注
	31			カタイノデ	1					他	
	32			ウラボシ科	クリハラン	1					他
	33		ビロードシダ		1			希少		希少	増大
	34		タカノハウラボシ		1					要注	
	35		オオクボシダ		1			希少		増大	
	36	種子植物	ジュンサイ科	ジュンサイ	1,2					他	増大
	37	被子植物	スイレン科	オニバス	1			希少	VU	危惧	
	38			コウホネ	1			希少		希少	増大
	39			ヒメコウホネ	1				VU	要注	
	40			ヒツジグサ	1,2			希少		希少	要注
	41		ウマノスズクサ科	コトウカンアオイ	1				EN	分布	
	42	種子植物	サトイモ科	ヒメザゼンソウ	1					他	
	43	被子植物	チシマゼキショウ科	ハナゼキショウ	1			希少		増大	危惧
	44		オモダカ科	マルバオモダカ	1			希少	VU	危惧	
	45	単子葉類		アギナシ	1			希少	NT	希少	危惧
	46	トチカガミ科	マルミスブタ	1			希少	VU	増大		
	47		スブタ	1			希少	VU	危惧	絶滅	
	48		ヤナギスブタ	1			希少		希少	絶滅	
	49		トチカガミ	1				NT	他		
	50		ムサシモ	1				EN	要注		
	51		ヒロハトリゲモ	1			希少	VU	危惧		
	52		イトトリゲモ	1				NT	他	要注	
	53		ホッスモ	1					他		
	54		イバラモ	1					他		
	55		トリゲモ	1			希少	VU	希少		
	56		オオトリゲモ	1			希少		希少		
	57		ミズオオバコ	1,2				VU	他	要注	
	58		コウガイモ	1					他		
	59		ネジレモ	1					分布		
	60		セキショウモ	1			希少		増大		
	61	ヒルムシロ科	イトモ	1				NT	他		
	62		ヒルムシロ	1					他	要注	
	63		ガシャモク	1				CR	要注		

表 3.18(2) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	64	種子植物	ヒルムシロ科	ヒロハノセンニンモ	1			希少		増大	
	65	被子植物		オヒルムシロ	1			希少		希少	
	66	単子葉類		ヤナギモ	2						要注
	67			ヒロハノエビモ	1					分布	
	68		ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ	1					他	要注
	69			シロシャクジョウ	1			希少		増大	
	70		ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	1			希少	VU	増大	危惧
	71		サルトリイバラ科	マルバサンキライ	1			希少		希少	
	72		ユリ科	ヤマユリ	1					要注	
	73			ササユリ	2						要注
	74			アマナ	1			希少		希少	
	75			ヒロハノアマナ	1			希少	VU	増大	
	76		ラン科	シラン	1			希少	NT	希少	
	77			マメヅタラン	1			希少	NT	危惧	危惧
	78			ムギラン	1			希少	NT	増大	
	79			キエビネ	1				EN	要注	
	80			エビネ	1				NT	他	増大
	81			キンセイラン	1				VU	要注	
	82			ナツエビネ	1				VU	他	
	83			ギンラン	1			希少		希少	増大
	84			キンラン	1			希少	VU	希少	増大
	85			トケンラン	1			希少	VU	希少	危惧
	86			マヤラン	1			指定	VU	危惧	
	87			クマガイソウ	1			指定	VU	危惧	危惧
	88			アキザキヤツシロラン	1			希少		希少	
	89			オニノヤガラ	1			希少		希少	増大
	90			クロヤツシロラン	1					他	
	91			エンシュウムヨウラン	1					分布	危惧
	92			シュスラン	1					要注	
	93			ムカゴトンボ	1				EN	要注	
	94			ミズトンボ	1			希少	VU	希少	増大
	95			ムヨウラン	1					要注	
	96			ツリシュスラン	1			希少	EN	危惧	
	97			ジガバチソウ	1			希少		希少	増大
	98			クモキリソウ	1					他	増大
	99			フウラン	1				VU	要注	
	100			アオフタバラン	1			希少		希少	
	101			ヒメフタバラン	1					要注	
	102			ヨウラクラン	1					要注	
	103			コケイラン	1					他	
	104			サギソウ	1			希少	NT	希少	増大
	105			ジンバイソウ	1					他	
	106			ミズチドリ	1			指定		危惧	
	107			コバノトンボソウ	1					他	要注
	108			トンボソウ	1			希少		希少	要注
	109			トキソウ	1			希少	NT	増大	危惧
	110			ヤマトキソウ	1			希少		増大	危惧
	111			ウチョウラン	1			指定	VU	危惧	危惧
	112			クモラン	1			希少		危惧	危惧
	113			カヤラン	1,2			希少		希少	増大
	114			ヒトツボクロ	1			希少		増大	危惧
	115		アヤメ科	ヒオウギ	1					他	
	116			ノハナショウブ	1					他	増大
	117			カキツバタ	1				NT	他	
	118			アヤメ	1					他	
	119		ススキノキ科	ユウスゲ	2			希少		希少	絶滅
	120			ノカンゾウ	1			希少		希少	増大
	121		ヒガンバナ科	ヒメニラ	1			希少		増大	
	122			ヤマラッキョウ	1					他	
	123		ミズアオイ科	ミズアオイ	1			希少	NT	危惧	
	124		ガマ科	ミクリ	1				NT	他	
	125			ヤマトミクリ	1,2			希少	NT	希少	増大
	126			ヒメミクリ	1			希少	VU	希少	

表 3.18(3) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	127	種子植物	ガマ科	コガマ	1					他	
	128	被子植物	ホシクサ科	ホシクサ	1			希少		希少	増大
	129	単子葉類		ヤマトホシクサ	1				VU	要注	
	130			クロホシクサ	1			希少	VU	危惧	
	131		イグサ科	タチコウガイゼキショウ	1			希少		希少	
	132		カヤツリグサ科	イトハナビテンツキ	1					他	
	133			ケタガネソウ	1					他	
	134			サナギスゲ	1					分布	
	135			サヤマスゲ	1				VU	分布	要注
	136			ウマスゲ	1			希少		増大	
	137			オオアオスゲ	1			希少		希少	
	138			ヤガミスゲ	1			希少		希少	
	139			ヌカスゲ	1					要注	
	140			ミコシガヤ	1			希少		増大	
	141			ヒメスゲ	1			希少		希少	
	142			マメスゲ	1					他	要注
	143			ヤブスゲ	1					要注	
	144			サトヤマハリスゲ	1					他	
	145			ヒメアオガヤツリ	1					他	
	146			オオシロガヤツリ	1			希少		希少	
	147			シロガヤツリ	1			希少		希少	
	148			クロミノハリイ	1				CR	要注	
	149			ヤリハリイ	1					要注	
	150			サギスゲ	1			指定		危惧	危惧
	151			コアゼテンツキ	1			希少		希少	
	152			アオテンツキ	1					他	
	153			アゼテンツキ	1			希少		希少	
	154			ミカヅキグサ	1					他	増大
	155			オオイヌノハナヒゲ	1					他	要注
	156			ハタベカンガレイ	1				VU	要注	
	157			コホタルイ	1					分布	
	158			ヒメホタルイ	1					他	
	159			ツクシカンガレイ	1			希少		希少	
	160			タイワンヤマイ	1					他	
	161			シズイ	1			希少		増大	
	162			マツカサススキ	1					他	
	163			コシンジュガヤ	1			希少		希少	危惧
	164		イネ科	ヒメコヌカグサ	1				NT	他	
	165			セトガヤ	1			希少		希少	
	166			コウボウ	1			希少		増大	
	167			ヒメアブラススキ	1					要注	
	168			ヒナザサ	1				NT	他	要注
	169			ミズタカモジグサ	1			希少	VU	危惧	
	170			ヌマカゼクサ	1			希少		増大	
	171			コゴメカゼクサ	1			希少		危惧	
	172			ヒロハノドジョウツナギ	1			希少		希少	
	173			エゾノサヤヌカグサ	1			希少		希少	
	174			ムカゴツツリ	1					要注	
	175			ウキシバ	1			希少		希少	要注
	176			ウシクサ	1					他	
	177			イヌアワ	1			希少		希少	
	178			メガルカヤ	1					他	
	179	種子植物	マツモ科	ヨツバリキンギョモ	1					要注	
	180	被子植物	ケシ科	ジロボウエンゴサク	1			希少		希少	増大
	181	真正双子葉類	キンボウゲ科	ユキワリイチゲ	1			指定		増大	危惧
	182			カザグルマ	1			指定	NT	危惧	危惧
	183			セツブンソウ	1			希少	NT	希少	危惧
	184			オキナグサ	1,2			指定	VU	危惧	絶滅
	185			ヒキノカサ	1				VU	要注	
	186			オトコゼリ	1			希少		危惧	危惧
	187			シギンカラマツ	1					分布	
	188			カラマツソウ	1					他	
	189		ボタン科	ヤマシャクヤク	1			希少	NT	希少	増大

表 3.18(4) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	190	種子植物 被子植物 真正双子葉類	マンサク科	コウヤミズキ	1					分布	要注
	191			マルバノキ	1					分布	要注
	192		ユキノシタ科	アワモリショウマ	1					要注	
	193			ツルネコノメソウ	1			希少		希少	
	194			ナメラダイモンジソウ	1					分布	
	195		ベンケイトウ科	アズマツメクサ	1			希少	NT	希少	
	196			ツメレンゲ	1				NT	要注	
	197		アリノトウグサ科	オグラノフサモ	1			希少	VU	危機	
	198			タチモ	1			希少	NT	希少	
	199			フサモ	1					要注	
	200		マメ科	タヌキマメ	1			希少		増大	危機
	201			キバナノレンリソウ	1					要注	
	202			イヌハギ	1			希少	VU	危機	
	203			マキエハギ	1			希少		希少	
	204			ミソナオシ	1			希少		希少	
	205			ツルフジバカマ	1			希少		危機	危機
	206		ヒメハギ科	ヒナノカンザシ	1					他	危機
	207		クロウメモドキ科	ヨコグラノキ	1					分布	
	208		アサ科	コバナチョウセンエノキ	1					要注	
	209		イラクサ科	ヒメウバミソウ	1					分布	
	210			ミヤコミズ	1			希少		希少	
	211		バラ科	チョウセンキンミズヒキ	1			希少	VU	希少	
	212			クサボケ	2						要注
	213			シモツケソウ	1					他	
	214			カワラサイコ	1			希少		希少	
	215			ツルキンバイ	1			希少		希少	
	216			ヤマイバラ	1			希少		増大	
	217			ワレモコウ	2						要注
	218			コバナノワレモコウ	1					他	
	219		カバノキ科	アサダ	1			希少		希少	
	220		ドクウツギ科	ドクウツギ	1					分布	
	221		ニシキギ科	ウメバチソウ	1					他	要注
	222		トウダイグサ科	タカトウダイ	1					分布	
	223		スミレ科	エイザンスミレ	1					他	要注
	224			ナガバタチツボスミレ	1					他	
	225		オトギリソウ科	アゼオトギリ	1			希少	EN	危機	
	226		フウロソウ科	ビッチュウフウロ	1			希少		増大	
	227		ミソハギ科	ヒメミソハギ	1					他	
	228			ミズマツバ	1				VU	他	増大
	229			ミズキカシグサ	1			希少	VU	増大	
	230			ヒメビシ	1				VU	危機	
	231			アカバナ科	ケゴンアカバナ	1			希少		危機
	232		アカバナ科	トダイアカバナ	1				VU	要注	
	233			ウスゲチヨウジタデ	1				NT	他	
	234			ジンチョウゲ科	コショウノキ	1				分布	要注
	235		ジンチョウゲ科	カラスシキミ	1			希少		希少	
	236			コガンピ	1					分布	要注
	237		アブラナ科	オオマルバコンロンソウ	1				EN	要注	
	238			オオケタネツケバナ	1					分布	
	239		タデ科	サイコクヌカボ	1			希少	VU	危機	
	240			ヤナギヌカボ	1			希少	VU	希少	
	241			ナガバノウナギツカミ	1			希少	NT	希少	
	242			サデクサ	1					他	
	243			ヌカボタデ	1			希少	VU	希少	
	244			ホソバイヌタデ	1				NT	要注	
	245			ネバリタデ	1					要注	
	246			コギシギシ	1				VU	要注	
	247		モウセンゴケ科	イシモチソウ	1				NT	他	要注
	248			トウカイコモウセンゴケ	1					他	増大
	249		ナデシコ科	カワラナデシコ	2						要注
	250			アオハコベ	1			希少		希少	
	251			ヤマハコベ	1					要注	
	252		ヒユ科	ヤナギイノコヅチ	1					他	要注

表 3.18(5) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	253	種子植物 被子植物 真正双子葉類	サクラソウ科	カラタチバナ	1					他	要注
	254		ハイノキ科	クロミノニシゴリ	1					他	要注
	255		ツツジ科	ウメガサソウ	1			希少		希少	危惧
	256			コアブラツツジ	1					分布	増大
	257			イワナシ	2						要注
	258			マルバノイチヤクソウ	1					要注	
	259			アカヤシオ	1			希少		希少	増大
	260			シロヤシオ	1			希少		希少	要注
	261		アカネ科	ナガバジュズネノキ	1			希少		危惧	
	262			ホソバオオアリドオシ	1					他	
	263			イナモリソウ	1			希少		希少	増大
	264		リンドウ科	イヌセンブリ	1			希少	VU	増大	危惧
	265		マチン科	アイナエ	1			希少		希少	増大
	266		キョウチクトウ科	コイケマ	1					他	
	267			タチカモメヅル	1			希少		希少	増大
	268			スズサイコ	1			希少	NT	希少	増大
	269			コバノカモメヅル	1					他	
	270		ナス科	ヤマホオズキ	1			希少	EN	危惧	
	271			アオホオズキ	1			希少	VU	危惧	
	272			オオマルバノホロシ	1					他	
	273		オオバコ科	マルバノサワトウガラシ	1			希少	VU	希少	要注
	274			オオアブノメ	1			希少	VU	危惧	
	275			シソクサ	1					他	
	276			ヒシモドキ	1				EN	要注	
	277			イヌノフグリ	1			希少	VU	希少	
	278			クガイソウ	1					分布	
	279			カワミドリ	1					他	
	280		シソ科	オウギカズラ	1			希少		増大	
	281			ジュウニヒトエ	1			希少		増大	
	282			コムラサキ	1					他	
	283			マネキグサ	1			希少	NT	希少	
	284			ヤマジソ	1			希少	NT	増大	
	285			トラノオジソ	1					要注	
	286			ミズネコノオ	1			希少	NT	増大	
	287			ミズトラノオ	1			希少	VU	増大	
	288			ナツノタムラソウ	1			希少		希少	
	289			ミゾコウジュ	1			希少	NT	希少	
	290			ヤマジノタツナミソウ	1					分布	
	291			ヤマタツナミソウ	1			希少		希少	
	292			ミヤマナミキ	1					分布	
	293		ハエドクソウ科	スズメノハコベ	1			希少	VU	希少	
	294		ハマウツボ科	オオナンバンギセル	1			希少		希少	
	295			ゴマクサ	1			希少	VU	危惧	
	296			クチナシグサ	1					他	増大
	297			シオガマギク	1					他	
	298			コシオガマ	1			希少		希少	増大
	299			オオヒキヨモギ	1			希少	VU	希少	危惧
	300		タヌキモ科	ノタヌキモ	1			希少	VU	増大	増大
	301			イヌタヌキモ	1			希少	NT	希少	要注
	302			フサタヌキモ	1			希少	EN	危惧	
	303			ミカワタヌキモ	1			希少	VU	希少	
	304			タヌキモ	1				NT	要注	
	305			ヒメタヌキモ	1			希少	NT	増大	増大
	306			ムラサキミミカキグサ	1				NT	他	要注
	307		キツネノマゴ科	オギノツメ	1					他	
	308		クマツヅラ科	クマツヅラ	1			希少		希少	危惧
	309		モチノキ科	ミヤマウメモドキ	1					分布	
	310		キキョウ科	シデシャジン	1			希少		希少	
	311			キキョウ	1,2				VU	他	要注
	312		ミツガシワ科	ガガバタ	1			希少	NT	危惧	危惧
	313			アサザ	1			希少	NT	危惧	
	314		キク科	ヌマダイコン	1					他	増大
	315			カワラハハコ	2						地域

表 3.18(6) 重要な種の文献調査結果一覧（植物）

項目	No.	分類群	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	316	種子植物	キク科	ヒメシオン	1					他	
	317	被子植物		ヤマジノギク	1			希少		希少	
	318	真正双子葉類		コモノギク	1			希少		増大	増大
	319			サワシロギク	1					他	要注
	320			オケラ	1			希少		希少	
	321			コバナガンクビソウ	1			希少	VU	危惧	
	322			シマカンギク	1					分布	
	323			ヒメアザミ	1					分布	
	324			ワタムキアザミ	1			希少	VU	希少	要注
	325			サワアザミ	1					分布	
	326			フジバカマ	1				NT	他	
	327			スイラン	1					他	要注
	328			オグルマ	1					他	要注
	329			タカサゴソウ	1				VU	要注	
	330			ノニガナ	1			希少		希少	
	331			アキノハハコグサ	1			希少	EN	危惧	
	332			オオダイトウヒレン	1			希少		危惧	
	333			キクアザミ	1			希少		危惧	
	334			ハバヤマボクチ	1					要注	
	335			オカオグルマ	1			希少		希少	
	336			オナモミ	1				VU	要注	
	337		セリ科	セリモドキ	1					分布	
	338			ヤマゼリ	1					分布	
	339			ヌマゼリ	1			希少	VU	希少	
	340		スイカズラ科	ナベナ	1			希少		増大	
	341			キンレイカ	1			希少		増大	
	342			オミナエシ	2						要注
	343			マツムシソウ	1			希少		希少	増大
	合計		85 科 343 種			0 種	0 種	177 種	111 種	335 種	110 種

注1) 種名および種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度版」に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）、「滋賀県文化財保護条例」（昭和31年滋賀県条例第57号）、「甲賀市文化財保護条例」（平成16年甲賀市条例第172号）において天然記念物等に指定されている種

特天：国指定特別天然記念物、国天：国指定天然記念物、県天：滋賀県指定天然記念物、市天：甲賀市指定天然記念物

- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）において希少野生動植物種に指定されている種

国内：国内希少野生動植物種、一種：特定第一種国内希少野生動植物種、

二種：特定第二種国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

- ③「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」（平成18年滋賀県条例第4号）において希少野生動植物または指定希少野生動植物として定められている種

指定：指定希少野生動植物種、希少：希少野生動植物種

- ④「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月、環境省）において選定されている種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

- ⑤「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）において選定されている種

危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種

分布：分布上重要種、他：その他重要種、絶滅：絶滅種

- ⑥「甲賀市レッドリスト2022」甲賀市HP（<https://www.city.koka.lg.jp/22237.htm>）において選定されている種

絶滅：絶滅種、危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、要注：要注目種、地域：地域種

文献資料1：「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」（令和3年3月、滋賀県）

2：「甲賀市レッドリスト2022を策定しました」甲賀市HP（<https://www.city.koka.lg.jp/22237.htm>）

3：「甲賀市の文化財一覧」甲賀市HP（<https://www.city.koka.lg.jp/5745.htm>）

4：「第2回自然環境保全基礎調査 報告書」（昭和53年～54年、環境庁）

5：「第3回自然環境保全基礎調査 報告書」（昭和58年～62年、環境庁）

6：「第4回自然環境保全基礎調査 報告書」（昭和63年～平成4年、環境庁）

7：「第5回自然環境保全基礎調査 報告書」（平成5年～10年、環境庁）

8：「第6回自然環境保全基礎調査 報告書」（平成11年～16年、環境庁・環境省）



図 3.16 調査区域の重要な種位置図（植物）

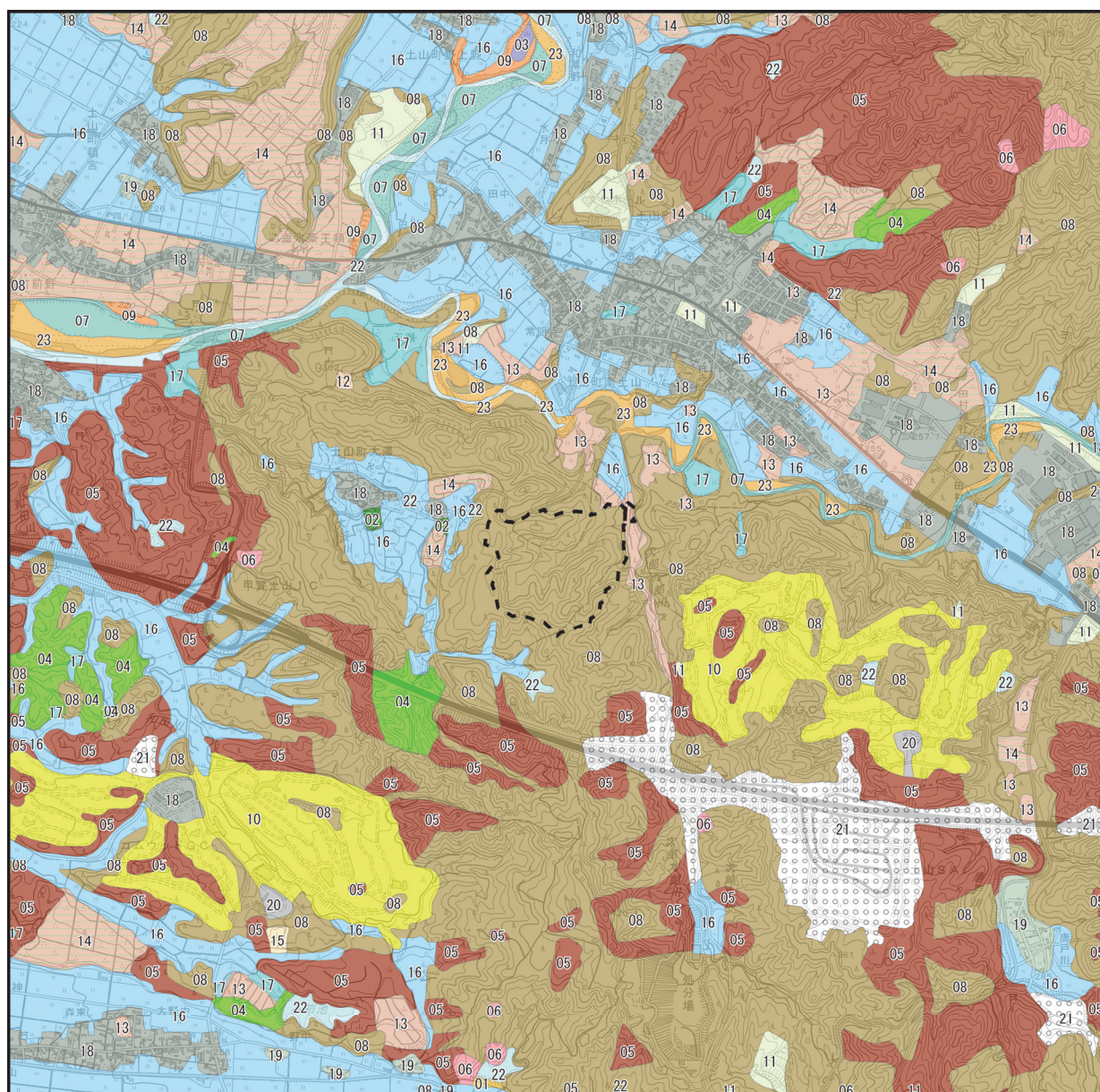
2) 植生

調査区域の現存植生図を図 3.17に示す。

調査区域は、山地が多いほか水田や市街地も分布している。「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成13年～平成16年、環境省）によると、調査区域の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布している。そのほか、山地の樹林ではアベマキーコナラ群集、モチツツジアカマツ群集、伐採跡地群落等が分布している。また、山地にはゴルフ場が分布しているほか、新名神高速道路の土山サービスエリア周辺が造成地として記載されている。平地には市街地、水田のほか茶畑が広く分布している。

3) 植物群落

「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年～平成10年、環境庁）によると、調査区域に該当する植物群落はない。



凡例

〔 〕 対象事業実施区域

- | | | |
|-----------------|--------------|-------------|
| 01 ササ群落 | 09 竹林 | 17 放棄水田雑草群落 |
| 02 カナメモチ-コジイ群集 | 10 ゴルフ場・芝地 | 18 市街地 |
| 03 フサザクラ群落 | 11 路傍・空地雑草群落 | 19 緑の多い住宅地 |
| 04 アベマキ-コナラ群集 | 12 放棄畑雑草群落 | 20 工場地帯 |
| 05 モチツツジ-アカマツ群集 | 13 果樹園 | 21 造成地 |
| 06 伐採跡地群落 | 14 茶畑 | 22 開放水域 |
| 07 ツルヨシ群落 | 15 畑雑草群落 | 23 自然裸地 |
| 08 スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 16 水田雑草群落 | |

出典：「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」
（平成13～16年、環境省）

1:30,000
0 0.25 0.5 1 km



図 3.17 調査区域の現存植生図

4) 巨樹・巨木林

「第4回、第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和63、平成11、12年度、環境庁）で確認した調査区域の巨樹・巨木林一覧を表 3.19に、巨樹・巨木林位置図を図 3.18に示す。調査区域内には、スギやイチョウ等の巨樹・巨木林が9箇所分布している。

表 3.19 調査区域の巨樹・巨木林一覧

No.	場所	種名	区分	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	前野	スギ	巨樹	610	38
2	南土山	ツブラジイ	巨樹	430	13
3	南土山	イチョウ	巨樹	330	22
4	北土山	スギ	巨樹	560	27
5	北土山	イチョウ	巨樹	360	22
6	南土山	スギ	巨樹	470	26
7	大沢	スギ	巨樹	400	21
8	大沢	スギ	巨樹	370	29
9	北土山	スギ	巨木林	480	35

注) No.は、図 3.18 に対応している。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和63年度、環境庁）

「第6回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成11、12年度、環境庁）

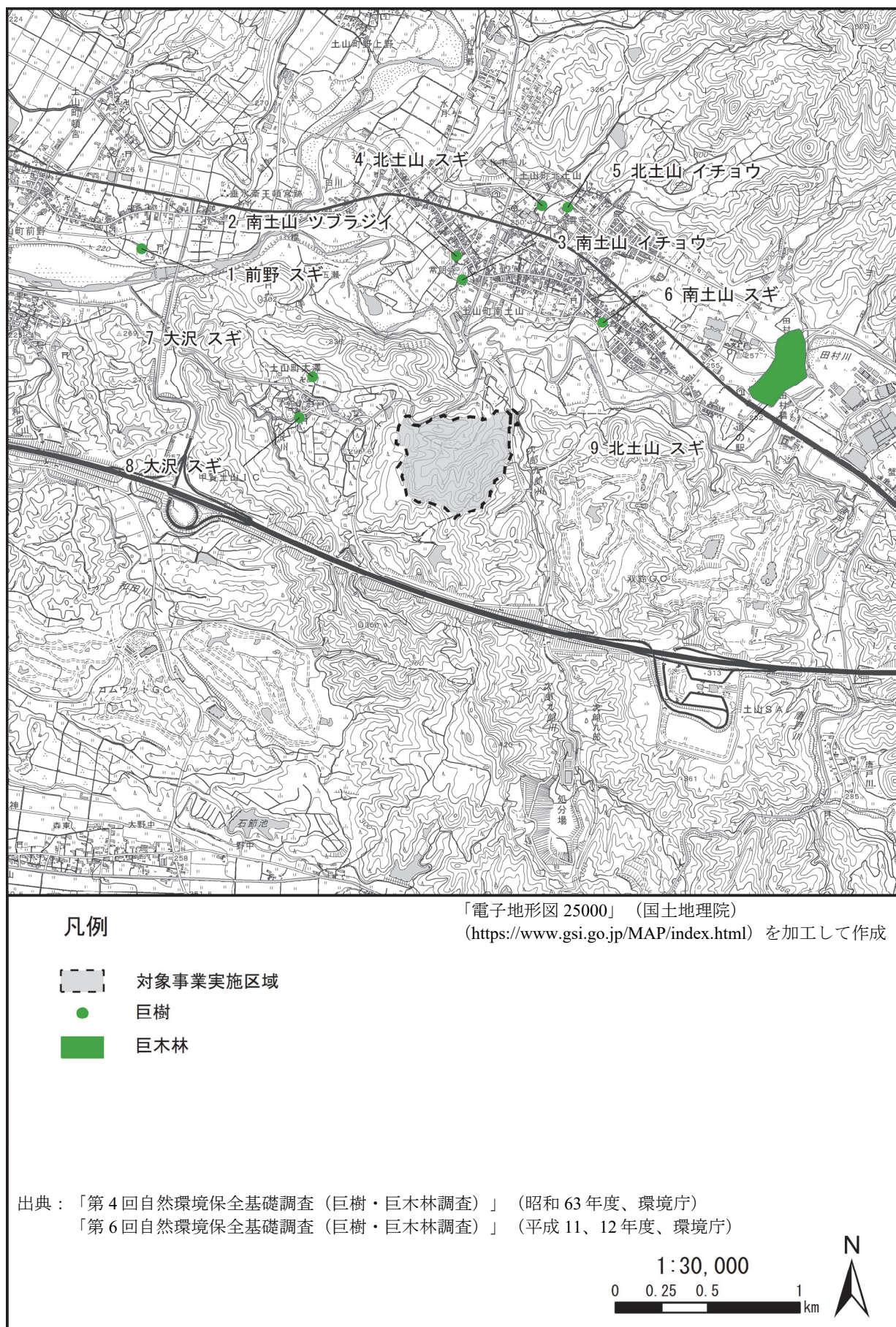


図 3.18 調査区域の巨樹・巨木林位置図

(3) 生態系

1) 生態系の概要

調査区域には、野洲川、田村川をはじめとした琵琶湖淀川水系の河川やため池等の池沼が分布する。また、調査区域の北部を流れる野洲川、田村川の右岸側に位置する台地（野洲川河岸段丘）および調査区域の南西部に位置する丘陵地（甲賀丘陵）に谷津田状に入り組む谷底平野を中心に、水田や市街地、茶畑等が分布する。さらに、調査区域の北東部および南東部には、鈴鹿山脈の山麓にあたる山地に、スギ・ヒノキ・サワラ植林が広く分布する。そのほか、山地および甲賀丘陵には、アベマキーコナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集等が分布する。このような地形・植生・土地利用状況を踏まえ、調査区域には、「山地の樹林地を中心とする生態系」、「低地・台地・丘陵地の里地里山生態系」、「河川・池沼等の水辺生態系」が分布していると考えられる。調査区域の自然環境類型区分一覧を表 3.20に、調査区域の自然環境類型区分図を図 3.19に示す。

山地の樹林地を中心とする生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アベマキーコナラ群集等の樹林内にオオムラサキ、ミンミンゼミ、マイマイカブリ等の昆虫類や、ヤマタニシ、クチベニマイマイ等の陸産貝類、ヤマアカガエル、モリアオガエル等の両生類、アカネズミ等の哺乳類等が生息すると考えられる。また、これらの小動物を捕食するテン（ホンドテン）、アナグマ等の中型哺乳類、ニホンマムシ等の爬虫類等が生息すると考えられる。また、昆虫類を捕食するヤマガラやキビタキ等の鳥類や、生態系上位種であるオオタカやフクロウ等も生息すると考えられる。そのほか、樹林地にはニホンジカやイノシシ等の大型哺乳類が生息すると考えられる。

低地・台地・丘陵地の里地里山生態系では、水田雑草群落や畑地雑草群落、アベマキーコナラ群集等の植生を基盤として、アオモンイトトンボ、オニヤンマ、モンシロチョウ等の昆虫類、アカハライモリ、ニホンアマガエル、ニホンアカガエル等の両生類、ヒガシニホントカゲ、ニホンマムシ、アオダイショウ等の爬虫類、ドジョウ、ミナミメダカ等の魚類、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワ、ホオジロ等の鳥類等が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食するキツネ、ニホンイタチ等の中型哺乳類、アオサギ、ダイサギ等の鳥類が生息し、さらに、丘陵地と耕作地を往来するサシバ、ノスリ等の生態系上位種が生息すると考えられる。

河川・池沼等の水辺生態系では、河川の河岸にはツルヨシ群集や自然裸地等が分布し、水域には抽水植物や沈水植物群落が生息すると考えられる。また、ため池等の池沼には、抽水植物や沈水植物、浮葉植物群落等が生息すると考えられる。これらの植生を基盤として、ハグロトンボ、ミズスマシ、ガムシ等の昆虫類、トノサマガエル、ヌマガエル等の両生類、カヤネズミ等の哺乳類等が生息すると考えられる。また、河川上流部にはイワナ、タカハヤ等、中流部にはオイカワ、カワムツ等、細流部にはホトケドジョウやシマドジョウ種群等、池沼にはモツゴ、ギンブナ等の魚類が生息すると考えられる。それらの動物を捕食するキツネ、ニホンイタチ等の中型哺乳類、アオサギ、ダイサギ等の鳥類が生息し、さらにミサゴ、ハヤブサ等の生態系上位種が生息すると考えられる。

なお、調査区域では複数の河川は山地から低地まで連続的に分布し、ため池は里地や樹林地内に点在することから、鳥類や移動性の高い小動物等、各生態系の一部構成種は複数の生態系を往来して利用していると考えられる。

表 3.20 調査区域の自然環境類型区分一覧

自然環境類型区分		生態系
地形区分	主な植生・土地利用区分	
山地	■人工林・自然林・二次林 スギ・ヒノキ・サワラ植林、 モチツツジ・アカマツ群集 アベマキ・コナラ群集 等 ■耕作地・草地 水田雑草群落、伐採跡地群落（Ⅶ） 他 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	山地の樹林地を中心とする生態系
低地（谷底平野）・ 台地（中位台地）・ 丘陵地	■耕作地・草地 水田雑草群落、市街地、 放棄水田雑草群落、 茶畑、果樹園 等 ■人工林・自然林・二次林 モチツツジ・アカマツ群集 アベマキ・コナラ群集 等 ■その他 市街地・緑の多い住宅地・造成地 等	低地・台地・丘陵地の里地里山生態系
河川・池沼	■開放水域・河辺植生・裸地 開放水域、ツルヨシ群集、自然裸 地	河川・池沼等の水辺生態系

出典：「土地分類基本調査（地形図）亀山」（平成 3 年 3 月、滋賀県）

「第 6 回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成 13 年～平成 16 年、環境省）



凡例

〔 〕 対象事業実施区域

■ 山地

人工林・自然林・二次林

耕作地・草地

その他

■ 低地・台地・丘陵地

人工林・自然林・二次林

耕作地・草地

その他

■ 河川・池沼

開放水域・河辺植生・裸地

「電子地形図 25000」（国土地理院）

(<https://www.gsi.go.jp/MAP/index.html>) を加工して作成

出典：「土地分類基本調査（地形図）亀山」

（平成 3 年 3 月、滋賀県）

「第 6 回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」

（平成 13 年～平成 16 年、環境省）

1:30,000

0 0.25 0.5 1 km



図 3.19 調査区域の自然環境類型区分図

2) 重要な生態系

調査区域の重要な生態系一覧を表 3.21に、重要な生態系位置図を図 3.20に示す。調査区域には、自然公園法（昭和32年法律第161）により指定された鈴鹿国定公園（第2種特別地域）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）により指定された甲賀鳥獣保護地区、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）により指定された瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（環境省）に選定された滋賀県湖東・湖南地域のため池群、守りたい育てたい湖国の自然100選（滋賀県）に選考された野洲川中流域および瀧樹神社の社寺林がある。

なお、調査区域には以下に示す地域および地区はない。

- ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年条約第28号）に登録された「ラムサール条約登録湿地」
- ・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）により世界遺産一覧表に記載された「文化遺産」および「自然遺産」
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により指定された「生息地等保護区」
- ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）により指定された「原生自然環境保全地域」および「自然環境保全地域」
- ・滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）により指定された「ヨシ群落保全区域」
- ・滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）により指定された「滋賀県自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」および「自然記念物」

表 3.21 調査区域の重要な生態系一覧

No.	名称	注目される主な生物・景観	重要な生態系選定根拠
1	鈴鹿国定公園（第2種特別地域）	—	自然公園法
2	甲賀鳥獣保護地区	—	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
3	瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区	ユキワリイチゲ	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
4	滋賀県湖東・湖南地域のため池群	淡水魚類（ホトケドジョウ、ミナミメダカ、カワバタモロコ等の生息地） 淡水貝類（オグラヌマガイ ^{注3)} の生息地）	生物多様性の観点から重要度の高い湿地
5	野洲川中流域	植物、鳥類、昆虫、魚類	守りたい育てたい湖国の自然100選
6	瀧樹神社の社寺林	社寺林	

注1) No.は、図 3.20 に対応している。

注2) “—” は出典に注目される主な生物・景観の記載がないことを示す。

注3) 「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2020年版」（令和3年3月、滋賀県）によると、県内の分布域は琵琶湖、内湖、湖東地方であり、調査区域が位置する甲賀地域および湖南地域での生息は確認されていない。

出典：「鈴鹿国定公園」三重県 HP (<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05838001260.htm>)

「生物多様性しがマップ」滋賀県 HP (<https://pref.shiga.geocloud.jp/>)

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」環境省 HP (https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/)

「守りたい育てたい湖国の自然100選」選考結果一覧」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14014.html>)



図 3.20 調査区域の重要な生態系位置図

3.2.6 景観および人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

調査区域の主要な眺望点一覧を表 3.22に、景観資源一覧を表 3.23に、主要な眺望点および景観資源位置図を図 3.21に示す。

調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北側に位置するあいの丘文化公園、同北東側に位置する田村神社および同北側に東西に延びる旧東海道士山宿があげられる。

調査区域の景観資源としては、国定公園の鈴鹿国定公園や、街並み景観の旧東海道士山宿等があげられる。

表 3.22 調査区域の主要な眺望点一覧

No.	名称	出典
1	あいの丘文化公園	②
2	田村神社	①②③
3	旧東海道士山宿	①

注) No.は、図 3.21 (青字) に対応している。

出典：①「全国観光情報データベース」公益社団法人日本観光振興協会 HP
(<https://www.japan47go.travel/ja>)

②「滋賀・びわ湖観光情報」公益社団法人びわこビジターズビューローHP
(<https://www.biwako-visitors.jp/>)

③「甲賀市観光ガイド」(一社) 甲賀市観光まちづくり協会 HP
(<https://koka-kanko.org/>)

表 3.23 調査区域の景観資源一覧

No.	名称	分類	出典
1	鈴鹿国定公園	国定公園	①②⑤
2	旧東海道士山宿	街並み	③
3	田村神社	歴史・文化	③④⑤

注) No.は、図 3.21 (緑字) に対応している。

出典：①「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

②「環境アセスメントデータベース EADAS」環境省 HP (<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

③「全国観光情報データベース」公益社団法人日本観光振興協会 HP
(<https://www.japan47go.travel/ja>)

④「滋賀・びわ湖観光情報」公益社団法人びわこビジターズビューローHP
(<https://www.biwako-visitors.jp/>)

⑤「甲賀市観光ガイド」(一社) 甲賀市観光まちづくり協会 HP (<https://koka-kanko.org/>)



図 3.21 調査区域の主要な眺望点および景観資源位置図

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 3.24に、人と自然との触れ合いの活動の場位置図を図 3.22に示す。対象事業実施区域の北側の旧東海道に沿って延長2.0kmにわたり宿場町の景観が残っており（旧東海道具山宿）、その東端には深い樹林に囲まれた広大な神域を持つ田村神社がある。また、対象事業実施区域の北側には東西に田村川が流れており、同北西側には、樹齢190年といわれているしだれ桜が境内で咲く、大福寺がある。

表 3.24 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	分類	出典
1	鈴鹿国定公園	国定公園	①②⑤
2	田村神社	樹林に囲まれた社域	③④⑤
3	大福寺	しだれ桜	④
4	あいの丘文化公園	自然に恵まれた公園	④
5	旧東海道具山宿	ウォーキング	③
6	田村川	川遊び	⑥

注) No.は、図 3.22 に対応している。

出典：①「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

②「環境アセスメントデータベース EADAS」環境省 HP (<https://www2.env.go.jp/ciadb/cbidbs/>)

③「全国観光情報データベース」公益社団法人日本観光振興協会 HP
(<https://www.japan47go.travel/ja>)

④「滋賀・びわ湖観光情報」公益社団法人びわこビジターズビューローHP
(<https://www.biwako-visitors.jp/>)

⑤「甲賀市観光ガイド」（一社）甲賀市観光まちづくり協会 HP (<https://koka-kanko.org/>)

⑥「近江パラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書」への
住民意見



図 3.22 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況

調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北西約11kmに位置する甲賀保健所（甲賀合同庁舎）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。甲賀保健所における空間線量率の状況を表 3.25に、空間線量率測定位置図を図 3.23に示す。

甲賀保健所では、いずれの年度も、環境省が示す「追加被ばく線量1mSv/年」に相当する空間線量率0.23 μ Sv/hを下回っている。

表 3.25 甲賀保健所における空間線量率の状況

単位： μ Sv/h

地点名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
甲賀保健所	0.049	0.050	0.055	0.056	0.056

注) 各年1月1日～12月31日の実績を示す。

出典：「環境放射線データベース」日本の環境放射能と放射線 HP
(<https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>)

3.2.8 文化財および伝承文化の状況

(1) 指定文化財等の状況

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）、甲賀市文化財保護条例（平成16年甲賀市条例第172号）に基づき、調査対象地域である甲賀市で指定または登録されている文化財等は279件ある。

調査対象地域の指定文化財等を表 3.26に示す。

表 3.26 甲賀市の指定文化財等

単位：件

区分		甲賀市					
指定種別	指定区分	国指定		国登録 国選定 国選択	県 指定	市 指定	計
		国宝 特別	重文 ほか				
有形 文化財	建造物	—	7	22	3	18	50
	絵画	—	—	—	3	11	14
	彫刻	—	47	—	12	51	110
	工芸品	—	1	—	1	15	17
	書跡・典籍・古文書	2	1	—	3	16	22
	考古資料	—	—	—	—	6	6
	歴史資料	—	—	—	—	1	1
無形民俗文化財		—	—	—	—	1	1
民俗 文化財	有形	—	1	—	1	2	4
	無形	—	1	—	3	4	8
	選択	—	2	—	11	—	13
記念物	史跡	—	4	—	7	13	24
	名勝	—	—	—	—	2	2
	天然記念物	1	—	—	1	5	7
選定技術保存		—	—	—	—	—	—
合計		3	64	22	45	145	279

注1) 令和3年3月31日現在の状況を示す。

注2) “—”は登録・選定・指定の区分はあるものの、当該地域において該当する文化財が無いことを示す。

出典：「令和3年度 甲賀市統計」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/22337.htm>)

「土山家住宅（土山宿本陣跡）国の登録有形文化財に」甲賀市 HP

(<https://www.city.koka.lg.jp/21838.htm>)

上記のうち、調査区域の指定文化財等一覧を表 3.27に、指定文化財等位置図を図 3.24に示す。
調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が11件分布している。

表 3.27 調査区域の指定文化財等一覧

No.	指定区分	分類	種別	名称
1	国宝	有形文化財	書籍等	大般若経（和銅五年十一月十五日長屋王願経）
2	国指定	有形文化財	彫刻	木造聖観音立像
3		記念物	史跡	垂水斎王頓宮跡
4	県指定	有形文化財	彫刻	彫刻木造聖観音立像
5	市指定	有形文化財	建造物	石造宝篋印塔
6		有形文化財	彫刻	木造毘沙門天立像
7		有形文化財	書跡・典籍・古文書	東海道士山宿文書
8		有形文化財	書跡・典籍・古文書	東海道士山宿本陣土山家文書宿帳
9	国登録	有形文化財	建造物	土山家住宅（土山宿本陣跡）主屋
10		有形文化財	建造物	土山家住宅（土山宿本陣跡）離れ
11		有形文化財	建造物	土山家住宅（土山宿本陣跡）土蔵、米蔵

注）No.は、図 3.24 に対応している。

出典：「滋賀県文化財目録」滋賀県 HP

（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/315856.html>）

「甲賀市文化財一覧」甲賀市 HP（<https://www.city.koka.lg.jp/5745.htm>）

「土山家住宅（土山宿本陣跡）国の登録有形文化財に」甲賀市 HP
（<https://www.city.koka.lg.jp/21838.htm>）

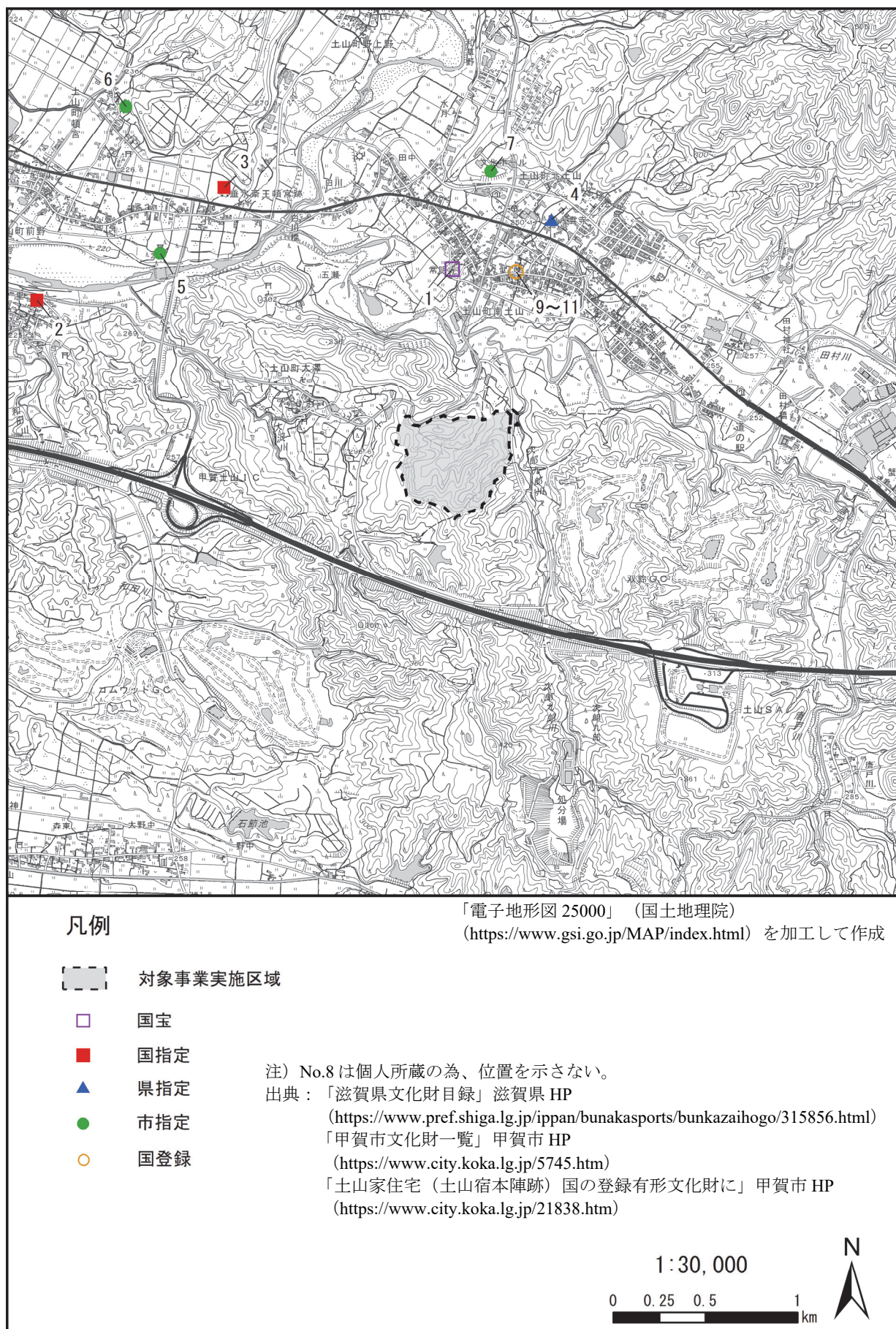


図 3.24 調査区域の指定文化財等位置図

(2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧を表 3.28に、埋蔵文化財包蔵地位置図を図 3.25に示す。
調査区域には遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が25箇所分布している。

表 3.28 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡番号	遺跡名称	所在地	種類	時代
1	364-002	頓宮池ノ谷城遺跡	土山町頓宮	城館跡	中世
2	364-003	頓宮館遺跡	土山町頓宮	城館跡	中世
3	364-004	長福寺遺跡	土山町頓宮	社寺跡	その他
4	364-005	頓宮城遺跡	土山町頓宮	城館跡	中世
5	364-006	垂水斎王頓宮跡	土山町頓宮	城館跡	古代（平安）
6	364-016	野上野用水遺跡	土山町大野	その他（水路跡）	近世（江戸）
7	364-017	五瀬遺跡	土山町南土山	社寺跡	その他
8	364-018	常明寺遺跡	土山町南土山	社寺跡	その他
9	364-019	大黒屋本陣遺跡	土山町南土山	その他（本陣跡）	近世
10	364-020	二階屋脇本陣遺跡	土山町南土山	その他（本陣跡）	近世
11	364-021	蟹坂古戦場跡	土山町南土山	その他（古戦場）	中世（室町）
12	364-023	城ノ越城遺跡	土山町北土山	城館跡	中世
13	364-024	土山城遺跡	土山町北土山	城館跡	中世（室町）
14	364-025	土山宿陣屋遺跡	土山町北土山	その他（陣屋跡）	近世（江戸）
15	364-026	土山宿本陣遺跡	土山町北土山	その他（本陣跡）	近世（江戸）
16	364-031	野上野遺跡	土山町野上野	散布地	その他
17	364-052	上出遺跡	土山町頓宮	その他	古代（平安）
18	364-053	田尻遺跡	土山町頓宮	散布地	古代・中世
19	364-054	鐘鑄野遺跡	土山町前野	散布地	古代（平安）～中世
20	365-013	唐戸屋敷遺跡	甲賀町神	城館跡	その他
21	365-014	ツジロケ原遺跡	甲賀町神	祭祀遺跡	その他
22	365-015	忠道屋敷遺跡	甲賀町神	城館跡	中世
23	365-016	神館遺跡	甲賀町神	城館跡	中世
24	365-118	岩室城遺跡	甲賀町岩室	城館跡	中世（室町）
25	365-119	観音堂遺跡	甲賀町岩室	社寺跡	その他

注) No.は、図 3.25 に対応している。

出典：「甲賀市遺跡地図」甲賀市 HP（<https://www.city.koka.lg.jp/22388.htm>）



図 3.25 調査区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

(3) 伝承文化の状況

調査区域の伝承文化を表 3.29 に、伝承文化位置図を図 3.26 に示す。

調査区域には無形民俗文化財に指定された伝承文化が2件あり、瀧樹神社で行われる「けんけと祭り」が国指定重要無形民俗文化財、「祇園祭（花傘神事・花奪い行事）」が県選択無形民俗文化財となっている。その他には神社の例祭などが6件ある。

表 3.29 調査区域の伝承文化

No.	名称	祭礼日	所在地	備考
1	けんけと祭り	5月3日	瀧樹神社 (甲賀市土山町前野 155)	国指定重要無形民俗文化財 (近江のケンケト祭り長刀振り) ユネスコ無形文化遺産(風流踊)
2	祇園祭(花傘神事・花奪い行事)	7月末～8月初の土・日曜日	白川神社 (甲賀市土山町南土山 261)	県選択無形民俗文化財 (甲賀の祇園花行事)
3	厄除大祭	2月17日～19日	田村神社 (甲賀市土山町北土山 469)	—
4	郷中祭	4月8日		—
5	万灯祭	7月25～27日		—
6	新嘗祭	11月23日		—
7	熊野神社例祭	4月7日	熊野神社 (甲賀市土山町大澤 276)	—
8	川田神社例祭	4月16日、20日	川田神社 (甲賀市土山町頓宮 769)	—

注) No.は、図 3.26 に対応している。

出典：「甲賀市文化財保存活用地域計画」(令和2年3月、甲賀市教育委員会)

滋賀県神社庁HP (<http://www.shiga-jinjacho.jp/index.html>)

田村神社HP (<http://tamura-jinja.com/saiji.htm>)

白川神社HP (<http://srkg.jp/index.html>)



図 3.26 調査区域の伝承文化位置図

3.3 社会的状況

3.3.1 人口および産業の状況

(1) 人口の状況

1) 人口・世帯数・人口密度等

調査対象地域である甲賀市の人口・世帯数を表 3.30に示す。

甲賀市の令和4年の人口・世帯数は、87,312人、35,356世帯、また、総面積に対する人口密度は181人/km²となっている。

人口の推移についてみると、平成30年以降減少している。

表 3.30 甲賀市の人口・世帯数

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)	
				総面積	可住地面積 ^{注2)}
平成30年	89,560	34,702	2.58	186	567
令和元年	89,226	34,967	2.55	185	565
令和2年	88,743	35,080	2.53	184	562
令和3年	88,087	34,826	2.53	183	558
令和4年	87,312	35,356	2.47	181	559

注1) 各年10月1日現在の実績を示す。

注2) 可住地面積=〔総面積－(林野面積+主要湖沼面積)〕

出典：「滋賀県統計書 平成30年度～令和4年度」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)

2) 人口動態

調査対象地域である甲賀市の人口動態を表 3.31に示す。

甲賀市において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成30年度から令和3年度まで減少しているが、令和4年度は増加している。

表 3.31 甲賀市の人口動態

単位：人

年度	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成30年	663	934	△271	3,133	3,167	△34
令和元年	656	871	△215	3,107	3,226	△119
令和2年	615	931	△316	3,015	3,182	△167
令和3年	561	999	△438	3,049	3,267	△218
令和4年	564	997	△433	3,317	3,274	43

注1) 人口動態は各年度前年10月1日から翌年9月30日までの1年間の実績を示す。

注2) 表中の△は人口減少を意味する。

注3) 直近の国勢調査人口を基準人口とし、以降5年間について毎年10月1日から翌年9月30日の1年間の人口動態を用いて、次の式により算出する。

毎年10月1日現在推計人口＝国勢調査人口または前年10月1日現在県推計人口
＋1年間の人口動態〔自然動態（出生数－死亡数）＋社会動態（転入者数－転出者数）〕

注4) 世帯数についても同様に算出するが、施設等の世帯については一人一世帯とする。

出典：「滋賀県統計書 平成30年度～令和4年度」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)

(2) 産業の状況

1) 産業の構造

調査対象地域である甲賀市の産業別人口を表 3.32に示す。

令和3年の産業別人口の総数（従業者数合計）は49,180人、事業所数は4,133事業所となっている。産業別人口の構成比は、第1次産業が2.31%、第2次産業が37.72%、第3次産業が59.97%となっており、全国平均値（29.5%）と比べると第2次産業の割合が高い。

表 3.32 甲賀市の産業別人口（令和3年）

産業分類		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第1次産業	農業、林業、漁業	81	1,135
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	7	46
	建設業	401	1,964
	製造業	657	16,541
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	8	80
	情報通信業	10	75
	運輸業、郵便業	106	1,812
	卸売業、小売業	907	7,070
	金融業、保険業	42	519
	不動産業、物品賃貸業	184	442
	学術研究、専門・技術サービス業	147	781
	宿泊業、飲食サービス業	340	2,829
	生活関連サービス業、娯楽業	289	2,478
	教育、学習支援業	175	2,112
	医療、福祉	326	6,430
	複合サービス事業	32	379
	サービス業（他に分類されないもの）	382	3,271
	公務（他に分類されるものを除く）	39	1,216
第1次産業		81	1,135 (2.31%)
第2次産業		1,065	18,551 (37.72%)
第3次産業		2,987	29,494 (59.97%)
全産業		4,133	49,180 (100.00%)

注1) 令和3年6月1日現在の実績を示す。

注2) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

出典：「滋賀県統計書 令和4年度」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)

2) 第 1 次産業

調査対象地域である甲賀市の農家数の内訳を表 3.33に、経営耕地面積を表 3.34に示す。

総農家数、販売農家数、自給的農家数のいずれも平成22年から令和2年にかけて減少している。

農業経営体を集計対象とした経営耕地面積の総面積は、平成22年から令和2年にかけて減少している。また、田、畑、樹園地の種別では、田の面積割合が高い。

甲賀市は土山茶など近江茶の産地として知られる。

表 3.33 甲賀市の農家数の内訳

単位：戸

年次	総農家数	販売農家数 ^{注 3)}	自給的農家数 ^{注 4)}
平成 22 年	3,460	2,334	1,126
平成 27 年	2,846	1,923	923
令和 2 年	2,206	1,449	757

注 1) 各年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 「農家」とは、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯または経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

注 3) 「販売農家」とは、経営耕地面積が 30 a 以上または調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家を示す。

注 4) 「自給的農家」とは、経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家を示す。

出典：「滋賀県統計書 平成 26 年度、令和元年度、令和 4 年度」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokci/tokeisyo/305770.html>)

表 3.34 甲賀市の経営耕地面積（農業経営体）

年次	項目	総面積	田	畑	樹園地 ^{注 4)}
平成 22 年	総数(ha)	3,909	3,450	141	317
	構成比	(100.00%)	(88.26%)	(3.61%)	(8.11%)
平成 27 年	総数(ha)	3,818	3,401	118	299
	構成比	(100.00%)	(89.08%)	(3.09%)	(7.83%)
令和 2 年	総数(ha)	3,611	3,226	111	274
	構成比	(100.00%)	(89.34%)	(3.01%)	(7.59%)

注 1) 各年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 四捨五入の関係上、合計が 100%にならない場合がある。

注 3) 農業経営体とは、農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

① 露地野菜作付面積 15a、② 施設野菜栽培面積 350m²

③ 果樹栽培面積 10a、④ 露地花き栽培面積 10a

⑤ 施設花き栽培面積 250m²、⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭、⑧ 豚飼養頭数 15 頭

⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽、⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

(3) 農作業の受託の事業

注 4) 樹園地とは、木本性周年作物を規則的または連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが 1a 以上まとまっているもの（一定の畝幅および株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。花木類などを 5 年以上栽培している土地もここに含めた。樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

出典：「2010・2015・2020 年農林業センサス」農林水産省 HP
(<https://www.maff.go.jp/j/tokci/census/afc/index.html>)

3) 製造業

調査対象地域である甲賀市における製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移を表 3.35に、産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和4年）を表 3.36に示す。

令和4年の甲賀市の事業所数は385事業所、従業者数は17,399人となっており、製造品出荷額等は100,652,723万円と製造品出荷額は県内市町で最も多い。

甲賀市における製造業の産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和4年）をみると、事業所数は信楽焼の産地であることから窯業・土石製品製造業が最も多く、従業者数、製造品出荷額等は化学工業が最も多い。

甲賀市は、新名神高速道路開通を機に工業団地の開発が進み、自動車関連、電子機器、金属、プラスチック製品など、企業が集積立地している。

表 3.35 甲賀市における製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 30 年	355	17,131	102,576,430
令和元年	347	17,330	109,348,722
令和 2 年	339	17,418	101,123,890
令和 3 年	326	17,000	94,254,749
令和 4 年	385	17,399	100,652,723

注 1) 事業所数、従業者数については各年 6 月 1 日現在。製造品出荷額等などの経理事項については前年の 1 月から 12 月までの実績を調査している。表中の年次は事業所数、従業者数の調査年次を示す。

注 2) 平成 30 年から令和 2 年は国に属する事業所以外の従業者 4 人以上の全ての事業所を調査対象としている。

注 3) 令和 3 年は、個人経営を除く従業者 4 人以上の全ての事業所を調査対象としている。

注 4) 令和 4 年は、個人経営を除く全ての事業所を調査対象としている。

注 5) 令和 2 年に工業統計調査が廃止され、経済構造実態調査および経済センサス活動調査に包摂されたが、集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できない。

出典：「滋賀県統計書 平成 30 年度、令和元年度、2 年度、4 年度」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)

「2022 年経済構造実態調査製造業事業所調査（地域別統計表データ）」経済産業省 HP

(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html>)

表 3.36 甲賀市における製造業の産業中分類別事業所数、
従業者数および製造品出荷額等（令和４年）

産業中分類	事業所数	従業者数	製造品 出荷額等
	(事業所)	(人)	(万円)
総数	385	17,399	100,652,723
食料品製造業	15	599	1,211,067
飲料・たばこ・飼料製造業	22	273	258,707
繊維工業	13	450	1,799,277
木材・木製品製造業（家具を除く）	13	316	2,157,423
家具・装備品製造業	6	309	1,319,260
パルプ・紙・紙加工品製造業	11	458	1,714,341
印刷・同関連業	8	429	1,955,241
化学工業	28	2,439	40,446,225
石油製品・石炭製品製造業	1	2	X
プラスチック製品製造業 （別掲を除く ^{注4）} ）	40	1,808	4,105,264
ゴム製品製造業	1	39	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	2	X
窯業・土石製品製造業	76	1,053	2,929,067
鉄鋼業	10	257	2,260,223
非鉄金属製造業	5	522	5,802,308
金属製品製造業	45	1,563	4,724,287
はん用機械器具製造業	18	1,358	4,544,327
生産用機械器具製造業	22	1,841	13,834,411
業務用機械器具製造業	6	488	1,436,812
電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	810	X
電気機械器具製造業	19	634	2,446,661
輸送用機械器具製造業	19	1,577	5,372,999
その他の製造業	4	172	268,322

- 注1) 事業所数、従業者数は令和４年６月１日現在、製造品出荷額等は令和３年１月から１２月までの１年間の実績を示す。表題の年次は事業所数、従業者数の調査年次を示す。
- 注2) 表中の“X”は集計対象となる事業所が１または２であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。
- 注3) 個人経営を除く全ての事業所を調査対象としている。
- 注4) 別掲は省略する。
- 出典：「2022年経済構造実態調査製造業事業所調査（地域別統計表データ）」経済産業省 HP
(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kkj/index.html>)

4) 卸売業・小売業

調査対象地域である甲賀市における卸売業・小売業の事業所数、従業者数および年間商品販売額の推移を表 3.37に、業種別状況（令和3年）を表 3.38に示す。

事業所数、従業者数は、平成28年に増加したが、令和3年には減少した。また、年間販売額は経年的に増加している。

業種別状況（令和3年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、小売業では機械器具小売業である。

表 3.37 甲賀市における卸売業・小売業の事業所数、従業者および年間販売額の推移

年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成 26 年	818	6,036	13,249,100
平成 28 年	852	6,243	15,068,600
令和 3 年	816	6,218	15,896,500

注) 平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年・令和 3 年は 6 月 1 日現在の実績を示す。

出典：「滋賀県統計書 平成 28 年度、令和 3、4 年度」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)

表 3.38 甲賀市における卸売業・小売業の業種別状況（令和 3 年）

産業中分類		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
卸 売 業	総数	142	739	51,627
	各種商品卸売業	2	12	X
	飲食物品卸売業	17	85	1,183
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	41	213	23,449
	機械器具卸売業	33	213	18,582
	その他の卸売業	47	209	7,977
小 売 業	総数	674	5,479	107,339
	各種商品小売業	2	366	X
	織物・衣服・身の回り品小売業	59	228	2,600
	飲食物品小売業	180	2,024	26,136
	機械器具小売業	137	910	27,786
	その他の小売業	267	1,813	X
	無店舗小売業	29	138	5,478

注 1) 令和 3 年 6 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 表中の“X”は集計対象となる事業所が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 または 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて“X”とした。

出典：「令和 3 年経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」経済産業省 HP

(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html>)

3.3.2 土地利用の状況

(1) 現在の土地利用

調査対象地域である甲賀市の土地利用の状況を表 3.39に示す。甲賀市の土地利用は山林が67.5%、農地が10.8%を占める。

表 3.39 甲賀市の土地利用

単位：ha

区 分	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路 ^{注1)}	宅地	その他	合計
面 積	5,195	32,494	0	1,648	2,018	2,556	4,251	48,162

注1) 道路は、一般道路、農道および林道である。

注2) 端数処理しているため、数値の和は合計と一致しない。

注3) 数値は、甲賀市政策推進課調べによる。

出典：「甲賀市文化財保護活用計画」（令和2年3月、甲賀市教育委員会

(<https://www.city.koka.lg.jp/15167.htm>))

(2) 土地利用計画

調査対象地域である甲賀市の土地利用計画については、甲賀市都市計画マスタープラン（平成29年8月、甲賀市）がある。

甲賀市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念や将来像、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と、全体構想を踏まえ地域特性を活かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」がある。調査区域は地域別構想の土山地域および甲賀地域に属し、対象事業実施区域は土山地域に位置する。

土山地域は、市街地が国道1号沿いと並走する旧東海道沿いに連なっており、周辺は水田や茶畑等の農地が広がっている。また、後背地や東部は森林が広がっており、都市計画区域内における山林面積は46.6%を占めているが、都市計画区域外に関しては山林が大部分を占める。土山地域のまちづくりの目標としての将来像は、各拠点および周辺地域を結ぶ公共交通ネットワークを構築することで日常生活サービスの充実を図り、さらに土山茶や近江米等の地場産業を活かすことで、大自然と歴史文化が調和した魅力あるまちの形成をめざすとしている。土山地域の土地利用方針は、中心地に、地域の行政・医療・福祉・教育・商業等の都市機能が集積する地域拠点として、日常生活を支える都市機能の充実を図るとともに、街道文化を活用した観光機能の充実を図り、高度利用等の効率的な土地利用も検討するとしている。また、国道1号沿道等は、伝統産業である土山茶などの生産環境の保全を図るとともに、甲賀ブランドの強化や特色ある交流イベントを支援して活性化を促進し、多様な産業ゾーンとして適切な土地利用を図るとしている。

3.3.3 河川および湖沼の利用ならびに地下水の利用の状況

(1) 水面利用、その他の水利用の状況

調査区域は滋賀県の南東部の野洲川上流域に位置し、一級河川の野洲川をはじめ、その支川の田村川、大沢川、和田川等がある。また、対象事業実施区域の東側には、田村川の支川である次郎九郎川が南北に流れる。

調査対象地域である甲賀市では、水道用水として滋賀県が運営している用水供給事業から受水している県水と、地下水や河川表流水等、市の自己水源を利用している。

調査区域の水道水源の状況を表 3.40に、水道水源位置図を図 3.27に示す。

表 3.40 調査区域の水道水源の状況

施設の種別	浄水場名	水源の種類	水源名
上水道	土山第1水源地	浅層地下水	土山第1水源地

出典：「第2次甲賀市水道ビジョン」（平成31年3月、甲賀市）



図 3.27 調査区域の水道水源位置図

(2) 農業用水の状況

滋賀県の湖南・甲賀地域に位置する野洲川は、鈴鹿連峰に源を発し、西流して滋賀の甲賀市、湖南市、栗東市、守山市、野洲市を貫流して琵琶湖に注ぐ延長65kmにも及ぶ県下最大の河川である。

調査地区は、国営野洲川農業水利事業の受益地である。野洲川流域では、昭和22年より国営によるかんがい排水事業、土地改良事業等が実施されている。

(3) 工業用水の状況

調査対象地域である甲賀市の一部は、滋賀県企業庁が整備する南部工業用水事業の給水区域であるが、調査区域は給水区域外である。

(4) 漁業権

調査区域を流れる野洲川ならびに田村川、唐戸川には内水面共同漁業権（第五種共同漁業権）が設定されているが、調査区域には、滋賀県漁業調整規則第34条により指定された保護水面・禁止区域はない。調査区域における内水面漁業権の概要を表 3.41に、漁業権位置図を図 3.28に示す。

また滋賀県全域で、滋賀県漁業調整規則により、水産動物の繁殖産卵を保護するため、魚種別の禁止期間、大きさの制限、禁止漁具・漁法が定められている。

表 3.41 調査区域の内水面漁業権の概要

漁業権番号	内共第4号
漁業の種類	第五種共同漁業権 (あゆ、にじます、あまご、いわな、うなぎ、こい、ふな、わかさぎ漁業)
漁場の区域	甲賀市水口町今郷地先の野洲川と同支流稲川との合流点から上流の野洲川（野洲川ダムを含む）ならびに田村川、唐戸川、山中川、笹路川、音羽谷川、鰯川、元越谷川および白倉谷川の各支流。ただし、野洲川本流の同市土山町青土、土山町鮎河の字境から下流 1,100m の区間は除く
漁業時期	1月1日から12月31日まで
存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
漁業権者	土山漁業協同組合

出典：「滋賀県の漁業権」滋賀県 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/323965.html>)



図 3.28 調査区域の漁業権位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路の状況

1) 自動車交通量調査

調査区域の自動車交通量調査結果を表 3.42に、主要な道路および道路交通センサス位置図を図 3.29に示す。

調査区域の交通網は、対象事業実施区域の南側に新名神高速道路が、北側に一般国道 1 号が東西に延び、北西側には一般県道岩室北土山線が延びている。

調査区域の自動車交通量をみると、令和3年度における平日24時間の自動車交通量は、新名神高速道路の区間番号「190」で47,398台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、一般県道岩室北土山線「63200」で、平日24時間の自動車交通量（推定値）は306台となっている。

表 3.42 調査区域の自動車交通量調査結果

単位：台

道路種別	路線番号	道路路線名	交通量調査単位 区間番号 注1)	観測地点名	昼間 12 時間自動車類 交通量（7 時～19 時）			24 時間自動車類 交通量		
					小型	大型	合計	小型	大型	合計
高速自動車 国道	1910	新名神高速道路	190	亀山西 JCT～甲賀土山	11,852	12,863	24,715	15,798	31,600	47,398
			200	甲賀土山～甲南	11,503	11,715	23,218	15,261	29,365	44,626
一般国道	1	一般国道 1 号	10010	甲賀市土山町北土山	4,908	2,533	7,441	6,094	3,657	9,751
			10020	甲賀市土山町頓宮	9,165	2,861	12,026	11,338	3,932	15,270
主要地方道	24	甲賀土山線	40920	甲賀市土山町前野	2,432	2,026	4,458	2,888	3,046	5,934
一般県道	129	南土山甲賀線	60310	甲賀市甲賀町大原中	1,090	62	1,152	1,291	91	1,382
	539	岩室北土山線	63190	甲賀市甲賀町岩室	1,358	212	1,570	1,664	220	1,884
			63200	—	242	13	255	292	14	306

注 1) 交通量調査単位区間番号は、図 3.29 に対応している。

注 2) “—” は出典に観測地点名の表記がないことを示す。

注 3) “斜体表示” は推定した交通量を示す。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」国土交通省 HP (<https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)

(2) 鉄道の状況

調査区域および対象事業実施区域には鉄道はない。

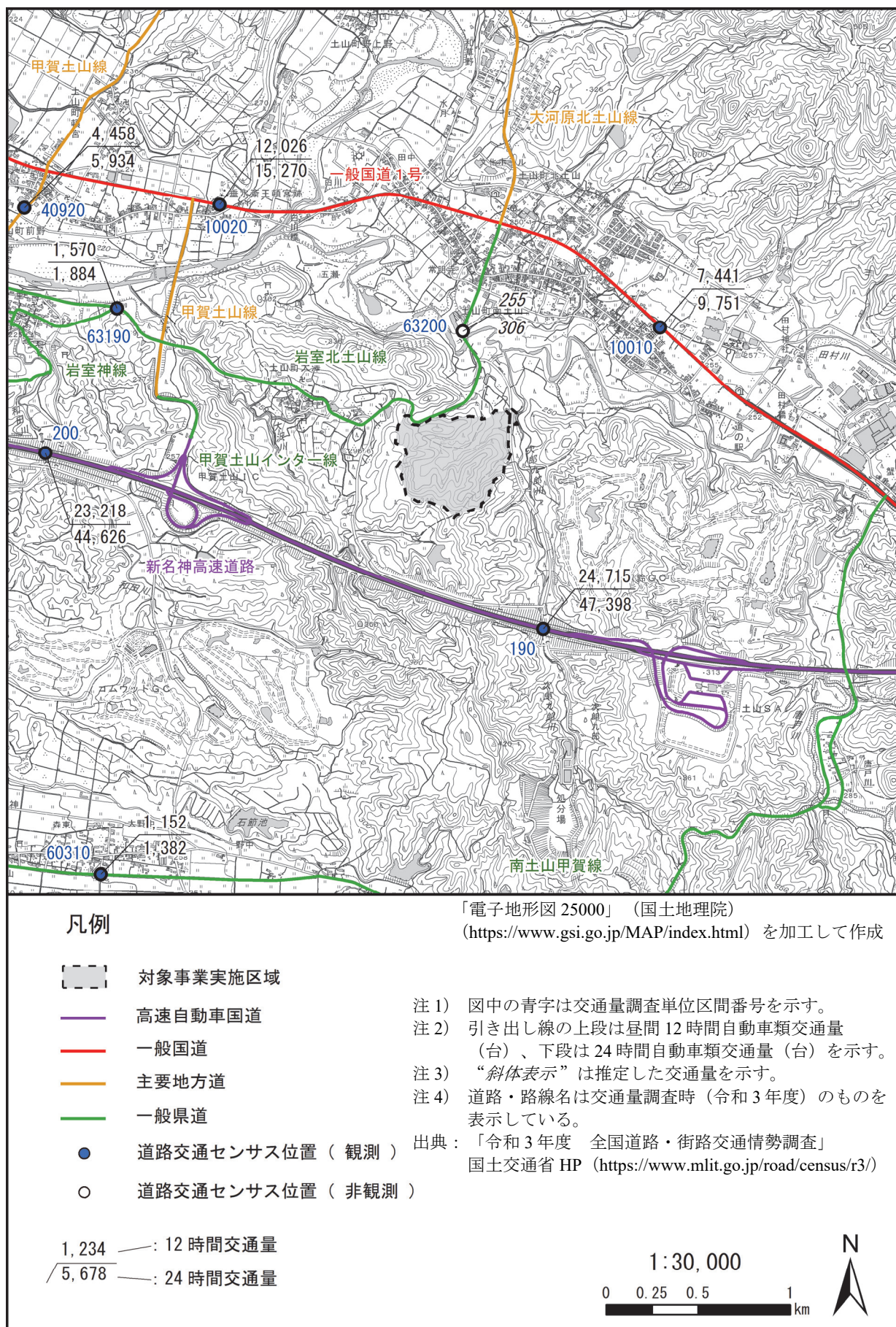


図 3.29 調査区域の主要な道路および道路交通センサ位置図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況および住宅の配置の概況

(1) 学校等

調査区域に分布する学校等の一覧を表 3.43 に、調査区域の学校等位置図を図 3.30 に示す。

対象事業実施区域の北側に土山こども園や甲賀市立土山小学校、北東側に甲賀市立土山中学校がある。なお、調査区域内には、高等学校等のその他の学校はない。

表 3.43 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）一覧

No.	分類	名称	住所
1	認定こども園	甲賀市立土山こども園	甲賀市土山町南土山甲 417
2	小学校	甲賀市立土山小学校	甲賀市土山町北土山 1462
3	中学校	甲賀市立土山中学校	甲賀市土山町北土山 414

注) No. は、図 3.30 に対応している。

出典：「甲賀市のこども園一覧」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/23467.htm>)

「県内学校一覧」滋賀県教育委員会 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/gakkouichiran/104796.html>)

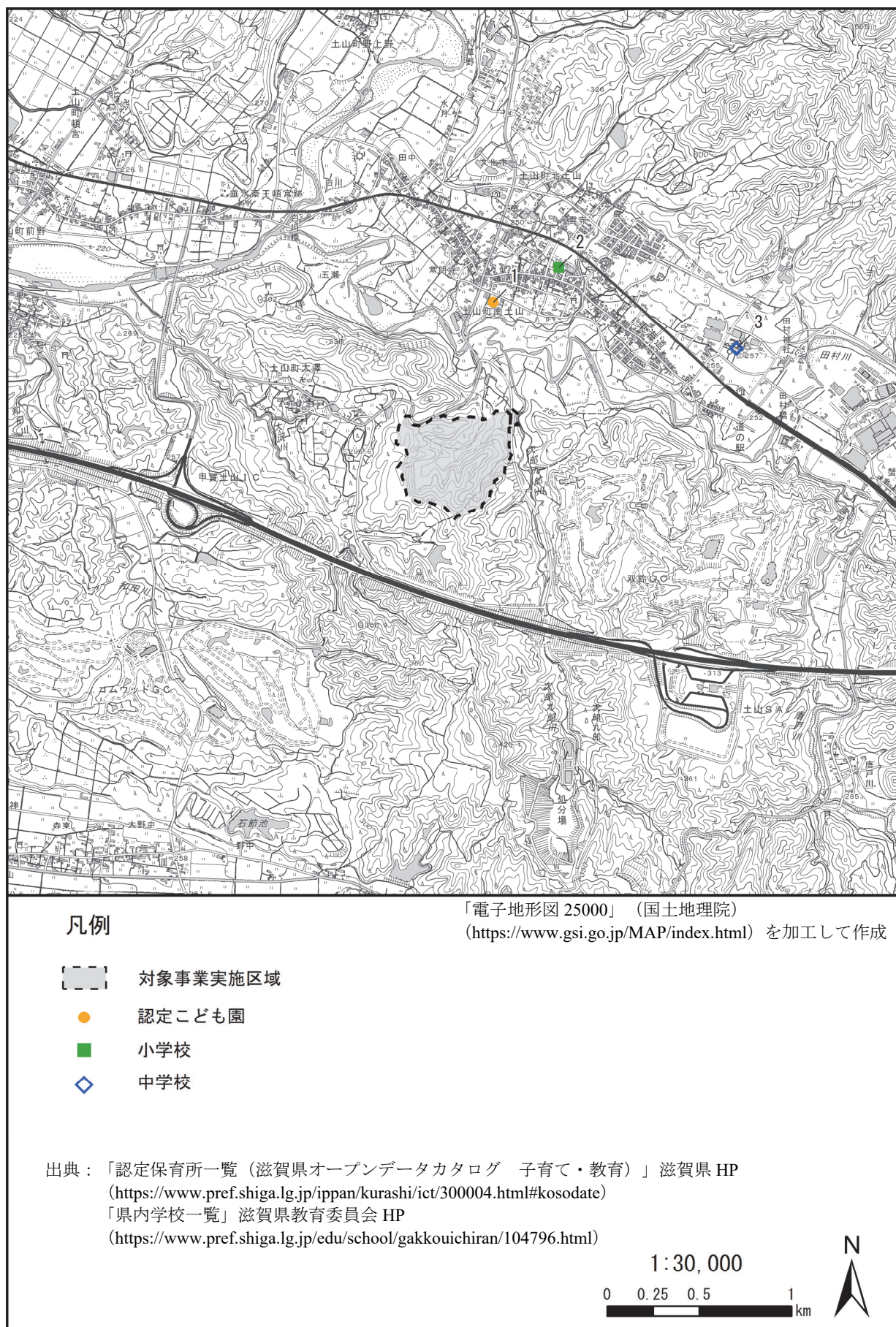


図 3.30 調査区域の学校等位置図

(2) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査区域に分布する福祉施設一覧を表 3.44に、文化施設一覧を表 3.45に、調査区域の福祉施設等位置図を図 3.31に示す。

対象事業実施区域の北側にグループホームの「グループホームまごころ・土山」や有料老人ホームの「地域密着型介護付有料老人ホームつながり」、東側に特別養護老人ホームの「甲賀シルバーケア豊壽園」の福祉施設がある。また、対象事業実施区域の北側に甲賀市土山図書館等の文化施設がある。なお、調査区域内には、配慮が特に必要な医療施設（病院および病床数1床以上の診療所）はない。

表 3.44 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	特別養護老人ホーム	社会福祉法人あいの土山福祉会 従来型エーデル土山 ユニット型エーデル土山	甲賀市土山町北土山 2062
2		社会福祉法人洗心福祉会 甲賀シルバーケア豊壽園	甲賀市土山町北土山 479
3		社会福祉法人あいの土山福祉会 リトルブック	甲賀市土山町北土山 2061 番地 1
4	有料老人ホーム	株式会社 フジサワ建設 地域密着型介護付有料老人ホームつながり	甲賀市土山町南土山字將軍地 甲 449 番地 1 他
5	グループホーム	株式会社 フジサワ建設 グループホームまごころ・土山	滋賀県甲賀市土山町南土山甲 448 番
6	障害者福祉施設	社会福祉法人瑠璃光会 るりこう園	甲賀市土山町野上野 497

注 1) No.は、図 3.31 の緑字に対応している。

出典：「老人福祉施設等一覧（県把握分）」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/koureisya/300649.html>)

「介護保険サービス事業所一覧」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/kenkou/15874.html>)

「障害福祉サービス事業所等一覧」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougafukushi/303429.html>)

表 3.45 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（文化施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	図書館	甲賀市土山図書館	土山町北土山 2230
2	公民館	土山中央公民館	土山町南土山甲 406

注) No.は、図 3.31 の赤字に対応している。

出典：「県内公共図書館一覧」滋賀県立図書館 HP (<https://www.shiga-pref-library.jp/public-lib/list/>)

「図書館・公民館情報」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/4550.htm>)

(3) 住宅等

調査区域おける住宅等の配置の状況を図 3.32に示す。

調査区域では、主に一般国道1号沿いに建物が集中している。



図 3.31 調査区域の福祉施設等位置図

3.3.6 上下水道、し尿処理施設およびごみ処理施設の整備の状況

(1) 上下水道の整備の状況

1) 上水道の給水状況

調査対象地域である甲賀市における水道の普及状況を表 3.46に示す。

甲賀市の給水普及率は101.4%となっている。調査区域の上水道給水区域位置図を図 3.33に示す。

表 3.46 甲賀市の水道の普及状況

項 目		値	
人口（人）		88,907	
上水道		箇所数（箇所）	1
		計画給水人口（人）	90,200
		現在給水人口（人）	89,682
専用水道	自己水源のみによるもの	箇所数（箇所）	4
		確認時給水人口（人）	31,780
		現在給水人口（人）	503
	上記以外のもの	箇所数（箇所）	2
		確認時給水人口（人）	470
		現在給水人口（人）	370
		合計	箇所数（箇所）
計画給水人口（人）	121,980		
現在給水人口（人） 注2)	90,185		
普及率（%）		101.4	

注1) 令和5年3月31日現在の実績を示す。

注2) 自己水源のみ以外の専用水道は他の水道から受水しているため、合計欄の人口には含まれていない。

出典：「滋賀県統計書 令和4年度」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/tokeisyo/305770.html>)



図 3.33 調査区域の上水道給水区域位置図

2) 下水道の整備状況

調査対象地域である甲賀市の汚水処理施設の整備状況を表 3.47に、下水道普及状況を表 3.48に、調査区域の公共下水道区域、集落排水施設区域および農業集落排水処理施設位置図を図 3.34に示す。

調査区域の汚水処理は、公共下水道（単独公共下水道）と農業集落排水施設、合併処理浄化槽等がある。下水処理場は甲賀市土山オー・デュ・ブル（甲賀市土山町大野5574番地）が調査区域外に配置されている。甲賀市の公共下水道普及率は81.2%となっている。また、調査区域には、農業集落排水施設の大沢地区農業集落排水処理施設および唐戸川地区農業集落家庭排水処理施設の2箇所が配置されている（岩室地区の排水処理施設は調査区域外に分布）。

表 3.47 甲賀市の汚水処理施設の整備状況

	総人口	汚水処理人口			
		合計	下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽等
人口（人）	88,865	86,528	72,198	7,323	7,007
普及率（%）	100.0	97.4	81.2	8.2	7.9

注1) 令和4年3月31日現在の実績を示す。

注2) 総人口は令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口で外国人を含む。

注3) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

出典：「滋賀県の汚水処理施設の普及状況 汚水処理施設の整備状況」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/333719.html>)

表 3.48 甲賀市の下水道普及状況

項 目	値
処理区域面積 (A)	2,924.1 ha
行政区域内人口 (B)	88,865 人
処理区域内人口 (C)	72,198 人
処理区域内水洗化人口 (D)	64,381 人
処理区域内世帯数 (E)	30,280 世帯
処理区域内水洗化世帯数 (F)	27,006 世帯
普及率 (G=C/B)	81.2 %
処理区域内水洗化率 (H=D/C)	89.2 %
行政区域内水洗化率 (I=D/B)	72.4 %
処理区域内世帯水洗化率 (J=F/E)	89.2 %

注) 令和5年3月31日現在の実績を示す。

出典：「滋賀県の汚水処理施設の普及状況 公共下水道普及状況」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/333719.html>)

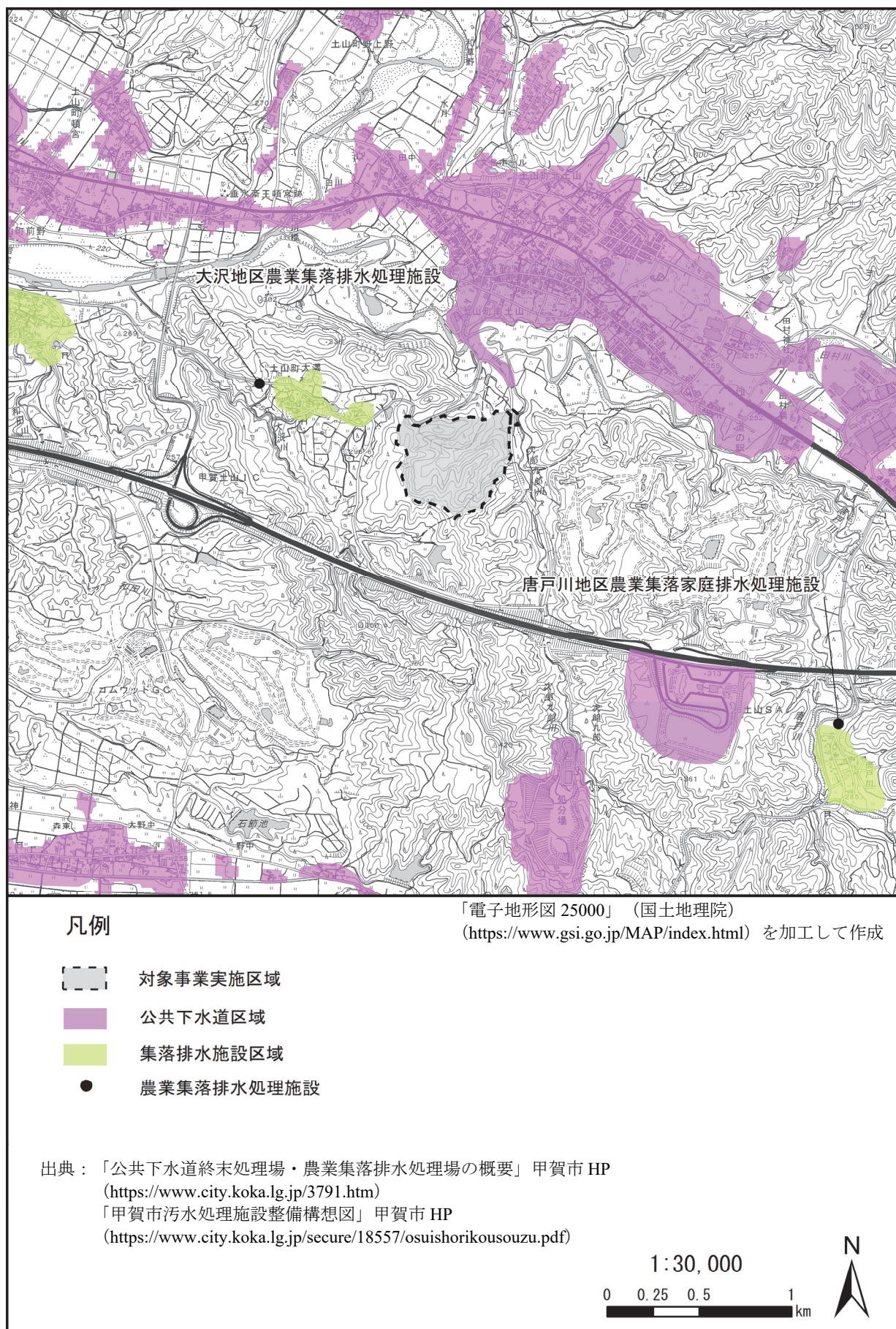


図 3.34 調査区域の公共下水道区域、集落排水施設区域および農業集落排水処理施設位置図

(2) し尿処理施設の設置の状況

調査対象地域である甲賀市で発生するし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理している。

甲賀広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、甲賀広域行政組合衛生センター第1施設（し尿処理施設）がある。調査対象地域のし尿処理施設の概要を表 3.49に示す。

表 3.49 甲賀広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設の概要

項 目	内 容
施設名称	甲賀広域行政組合衛生センター第1施設（し尿処理施設）
処理能力	96kL/日（し尿 24kL/日、浄化槽汚泥 72kL/日）
処理方式	水処理施設：標準脱窒素処理方式＋高度処理設備
資源化	処理対象：濃縮汚泥と生ごみ（200kg/日） 処理方式：堆肥化
所轄	甲賀広域行政組合
収集区域	甲賀市、湖南市
区域内人口	約 143,300 人（人口の約 80%が下水道処理） （甲賀市 約 88,900 人、湖南市 約 54,400 人）
稼働	昭和 39 年
所在地	甲賀市水口町水口 6458 番地

出典：「第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（令和6年3月、甲賀市）

(3) ごみ処理施設の設置の状況

1) 一般廃棄物

甲賀市から排出される一般廃棄物の処理施設の概要を表 3.50に、調査区域の一般廃棄物処理施設の位置を図 3.35に示す。調査区域には、不燃物の一次保管施設の土山不燃物処理場がある。

表 3.50 甲賀市の一般廃棄物処理施設の概要

	設置 主体	施設名称	所在地	処理対象廃棄物	処理能力・処理方式
中間処 理施設	甲賀広域 行政組合	甲賀広域行政組合 衛生センター第2 施設	甲賀市水口町水口 6677	可燃ごみ	焼却（流動床式） 225t/日（75t/日×3炉） ※通常2炉運転
	甲賀市	水口不燃物処理場	甲賀市水口町水口 6503 番地 1	資源ごみ・燃えないごみ・燃 えない粗大ごみ	一時保管
		土山不燃物処理場	甲賀市土山町南土 山甲 976 番地 1		
		甲賀不燃物処理場	甲賀市甲賀町上野 127 番地		
		甲南不燃物処理場	甲賀市甲南町竜法 師 1806 番地		
		信楽不燃物処理場	甲賀市信楽町長野 1423-8		
	民間 (委託)	株式会社水口テク ノス	甲賀市水口町松尾 502 番地 18	生ごみ、粗大ごみ、金属製ご み、埋立ごみ、空き缶、発泡 スチロール製ごみ、廃食用 油、ペットボトル、草・剪定 枝、紙パック、紙くず、木く ず、繊維くず、動物死体	中間処理（リサイクル）
		水口テクノスリサ イクルセンター	甲賀市水口町松尾 36-22		
		株式会社ヒロセ ヒロセリサイクル センター	蒲生郡日野町 甲賀市水口町八田 886-6	ペットボトル、飲料用空缶、 ガラス、陶磁器類、粗大ご み、生ごみ、発泡スチロール	中間処理（リサイクル）
		黒田紙業	甲賀市水口町松尾 502-8	古紙類	中間処理（リサイクル）
		野村興産株式会社 イトムカ鋳業所	北海道北見市	有害廃棄物（蛍光灯、乾電池 等）	中間処理（リサイクル）
		東洋カレット株式 会社	湖南省	びん類	中間処理（リサイクル）
		水口エコステーシ ョン	甲賀市水口町伴中 山 236 番地 1	資源ごみ・燃えないごみ・燃 えない粗大ごみ	一時保管
		甲南エコステーシ ョン	甲賀市甲南町野尻 460 番地 17		
		信楽エコステーシ ョン	甲賀市信楽町勅旨 1982 番地 1		
	民間	谷口興業株式会社	甲賀市甲南町森尻 443 番地 1	可燃ごみ	中間処理（破碎・焼却）
		有限会社コバック	甲賀市甲南町野尻 892 番地 2	木竹類、草	中間処理（破碎）
		エコヤードルー トワン株式会社	甲賀市土山町黒川 1475 番地	木くず（加工品、剪定枝）、 草	中間処理（破碎）
最終処 分場	甲賀市	信楽不燃物処理場	甲賀市甲賀市信楽 町長野 1423-8	埋立ごみ、破碎残渣	埋立地面積：14,300(m ²) 全体容積：38,500(m ³)
	大阪湾広域臨海環境整備セン ター（委託）		大阪市、神戸市他	焼却残渣、不燃残渣	全体容積：76,000,000(m ³)

出典：「第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」（令和6年3月、甲賀市）
「甲賀市一般廃棄物処理業許可業者一覧（処分業許可業者）」甲賀市 HP
(<https://www.city.koka.lg.jp/11662.htm>)
「令和4年度 甲賀市一般廃棄物処理実施計画」甲賀市 HP (<https://www.city.koka.lg.jp/21625.htm>)



図 3.35 調査区域の一般廃棄物処理施設位置図

2) 産業廃棄物

調査対象地域である甲賀市に所在する産業廃棄物処理施設一覧を表 3.51(1)～(2)に、調査区域の産業廃棄物処理施設位置図を図 3.36に示す。調査区域には、中間処理施設は存在せず、最終処分場として公益財団法人滋賀県環境事業公社の管理型最終処分場（クリーンセンター滋賀）が設置されているが、当該処分場は、令和5年10月に産業廃棄物の受け入れを終了している。

表 3.51(1) 甲賀市の産業廃棄物処理施設一覧

	事業社名	施設種類	施設の設置場所	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)
中間 処理 施設	谷口興業 株式会社	焼却施設	甲賀市甲南町竜法師 字波賀ノ前 1773 番 ほか	紙くず	4.8
				木くず	4.8
				繊維くず	4.8
		破碎施設	甲賀市甲南町竜法師 字波賀ノ前 1779 番 1、字咽ヶ首 1746 番 1	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、 改築または除去に伴って生じたものを除く）及び 陶磁器くず	640 320
				工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコ ンクリートの破片その他これに類する不要物	640 320
			甲賀市甲南町竜法師 字波賀ノ前 1773 番 ほか	廃プラスチック類	3.2
				紙くず	2.9
				木くず	4.7
				繊維くず	1.2
				ゴムくず	5.3
				金属くず	6.8
	イチイ産業 株式会社	破碎施設	甲賀市水口町泉字廻 り田 1350 番 1 ほか	廃プラスチック類	277
				金属くず	894
				ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、 改築または除去に伴って生じたものを除く。）及 び陶磁器くず	546
	株式会社 水口テクノス	破碎施設	甲賀市水口町松尾字 松ノ本 362 番 27 の 一部ほか	廃プラスチック類	34.9
				木くず	42.0
				紙くず	42.1
				繊維くず	21.1
	巖本金属 株式会社	破碎施設	甲賀市水口町泉字オ 子 450 番	廃プラスチック類	36
				紙くず	18
				木くず	54
				繊維くず	9
				ゴムくず	54
				金属くず	90
				ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、 改築または除去に伴って生じたものを除く。）及 び陶磁器くず	126
	株式会社 妹尾組	破碎施設	甲賀市水口町中畑字 北谷 573 番地 2	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコ ンクリートの破片その他これに類する不要物	162
				工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコ ンクリートの破片その他これに類する不要物	560
	有限会社 トラスト	破碎施設	甲賀市水口町笹が丘 1 番 59	廃プラスチック類	2.06
				木くず	4.59
				金属くず	12.5
				ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、 改築または除去に伴って生じたものを除く。）及 び陶磁器くず	11.04

注) 令和 6 年 2 月 1 日現在の実績を示す。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧」滋賀県 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/13386.html>)

表 3.51(2) 甲賀市の産業廃棄物処理施設一覧

	事業社名	施設種類	施設の設置場所	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)
中間 処理 施設	有限会社 コバック	破砕施設	甲賀市甲南町野尻 763 番地の 1	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、ゴムくず	4.8
	株式会社三峰 環境サービス	破砕施設	甲賀市甲南町市原 163 番地	廃プラスチック類	3.60
				紙くず	4.08
				木くず	4.40
				繊維くず	2.88
				金属くず	5.38
		ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新 築、改築または除去に伴って生じたものを除 く。）及び陶磁器くず		3.60	
		熔融施設		廃プラスチック類	0.16 0.16
	エコヤードル ートワン 株式会社	破砕施設	甲賀市土山町黒川 1475 番地	木くず	64
	甲賀バラス 株式会社	破砕施設	甲賀市土山町大野字 北宿 3294 番 1 の一 部ほか	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新 築、改築または除去に伴って生じたものを除 く。）及び陶磁器くず	1,400 400
				工作物の新築、改築または除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要物	1,400 400
信楽産業 株式会社	破砕施設	甲賀市信楽町黄瀬字 角チ 1806 番	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新 築、改築または除去に伴って生じたものを除 く。）及び陶磁器くず	400	
			工作物の新築、改築または除去に伴って生じた コンクリートの破片その他これに類する不要物	400	
	株式会社 スリーケー	液状飼料 化施設	甲賀市水口町水口字 境ヶ谷 6654 番ほか	汚泥（有機性汚泥に限る。）、廃油、廃酸、廃 アルカリ、動植物性残さを混合したもの	50
	株式会社 サンウッド	破砕施設	甲賀市水口町水口字 稲葉 562 番地	木くず	37.6
	協和化工 株式会社	蒸留施設	甲賀市甲南町柑子字 御所 2002 番 42	廃油	10 15
最終 処分 場	公益財団法人 滋賀県環境事 業公社 クリーンセン ター滋賀 ^{注3)}	管理型最 終処分場	甲賀市甲賀町神字藤 木 581 番 2 ほか	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工 作物の新築、改築または除去に伴って生じたも のを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、工作物 の新築、改築または除去に伴って生じたコンク リートの破片その他これに類する不要物、ばい じん、紙くず、木くず、繊維くず、13 号廃物	面積： 98,002m ² 容量： 1,300,000m ³

注 1) 令和 6 年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) “網掛け” は特別管理産業廃棄物施設を示す。

注 3) クリーンセンター滋賀は、令和 5 年 10 月に産業廃棄物の受け入れを終了している。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧」滋賀県 HP (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/13386.html>)



図 3.36 調査区域の産業廃棄物処理施設位置図

(4) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

調査対象地域である甲賀市の一般廃棄物排出量の推移を表 3.52に示す。

ごみ総排出量は、令和3年度は28,636tであり、令和2年度と比較して減少している。また、令和3年度の資源化量は3,920t、リサイクル率は13.72%、直接焼却量は23,196tとなっている。

表 3.52 甲賀市の一般廃棄物排出量の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみ総排出量 (t)	28,968	28,648	29,526	29,352	28,636
生活系ごみ搬入量 (t)	19,194	19,128	20,121	20,894	20,060
事業系ごみ搬入量 (t)	9,774	9,520	9,405	8,458	8,576
集団回収量 (t)	0	0	0	0	0
ごみ処理量 (t)	29,008	28,731	29,528	29,395	28,579
資源化量 (t)	4,262	4,173	4,190	4,067	3,920
リサイクル率 (%)	14.69	14.52	14.19	13.84	13.72
直接焼却量 (t)	23,622	23,370	24,051	23,727	23,196

注) リサイクル率 $[(\text{資源化量合計} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})]$

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 29 年度～令和 3 年度」環境省 HP

(https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/)

2) 産業廃棄物

調査対象地域が位置する滋賀県における産業廃棄物の業種別総排出量を表 3.53に、種類別総排出量を表 3.54に示す。

令和3年度の産業廃棄物総排出量は3,974千tとなっている。業種別にみると「水道業」が最も多く1,156千t、次いで「建設業」が1,112千tとなっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く1,997千t、次いで「がれき類」の871千tで、全体の70%以上を占めている。

表 3.53 滋賀県における産業廃棄物の業種別総排出量

単位：千 t/年

業 種	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
農業	306	311	311	311	317
鉱業	283	280	250	209	229
建設業	1,041	1,082	1,049	1,118	1,112
製造業	872	877	828	888	939
水道業	1,118	1,117	1,159	1,165	1,156
その他	145	180	162	136	221
合計	3,766	3,848	3,760	3,827	3,974

注) 四捨五入により各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

出典：「産業廃棄物処理の概況 令和元年度、令和 3 年度実績」滋賀県 HP

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/324685.html>)

表 3.54 滋賀県における産業廃棄物の種類別総排出量

単位：千 t/年

種 類	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %
燃え殻	2	0	3	0	3	0	3	0	5	0
汚泥	2,014 (269)	53	1,996 (255)	52	1,980 (256)	53	1,955 (216)	51	1,997 (227)	50
廃油	52	1	51	1	50	1	50	1	62	2
廃酸	19	1	41	1	18	0	17	0	18	0
廃アルカリ	65	2	43	1	64	2	53	1	67	2
廃プラスチック類	177	5	183	5	185	5	184	5	182	5
紙くず	4	0	6	0	7	0	8	0	8	0
木くず	80	2	114	3	136	4	127	3	133	3
繊維くず	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
動植物性残渣	19	0	21	1	24	1	21	1	20	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	39	1	30	1	27	1	28	1	21	1
ガラスくず 陶磁器くず	118	3	140	4	121	3	137	4	188	5
鉱さい	25	1	26	1	15	0	16	0	21	1
がれき類	810	21	828	22	763	20	853	22	871	22
ばいじん	5	0	6	0	7	0	7	0	10	0
家畜のふん尿	306	8	310	8	310	8	309	8	315	8
家畜の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	31	1	48	1	47	1	58	2	56	1
合計	3,766 (2,021)	100	3,848 (2,106)	100	3,760 (2,036)	100	3,827 (2,088)	100	3,974 (2,204)	100

注 1) 四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

注 2) () 内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

出典：「産業廃棄物処理の概況 平成 29 年度～令和 3 年度実績」滋賀県 HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/324685.html>)

3.3.7 法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画

1) 用途地域等

調査対象地域である甲賀市には、都市計画区域として甲賀都市計画区域、信楽高原都市計画区域、土山都市計画区域が指定されている。また、用途地区内において、基本となる用途を補完して定める地区として、特別用途地区指定が指定されている。

調査対象地域の都市計画区域面積を表 3.55 に、調査区域の用途地域図を図 3.37 に示す。

調査区域には、土山都市計画区域の用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には用途地域は指定されていない。

表 3.55 甲賀市の都市計画区域面積

単位：ha

都市計画区域名	地域区分		面積
甲賀都市計画区域	都市計画区域		19,021
	用途地域	合計	1,539.5
		第 1 種低層住居専用地域	66.5
		第 2 種低層住居専用地域	51.2
		第 1 種中高層住居専用地域	142.4
		第 2 種中高層住居専用地域	119.7
		第 1 種住居地域	261.6
		第 2 種住居地域	31.5
		準住居地域	10.6
		近隣商業地域	75.3
		商業地域	39.1
		準工業地域	114.8
		工業地域	252.7
		工業専用地域	374.1
信楽高原都市計画区域	都市計画区域		3,267
	用途地域	合計	215.0
		第 1 種中高層住居専用地域	39.0
		第 1 種住居地域	65.0
		近隣商業地域	17.0
		準工業地域	94.0
	特別用途地区	特別工業地区	94.0
土山都市計画区域	都市計画区域		2,900
	用途地域	合計	150.0
		第 1 種低層住居専用地域	20.1
		第 1 種住居地域	90.1
		近隣商業地域	6.7
		準工業地域	29.6
		工業地域	3.5
	特別用途地区	特別工業地区	94.0

注) 令和 5 年 3 月 31 日現在の実績を示す。

出典：「滋賀の都市計画 2023」（令和 6 年 3 月、滋賀県）

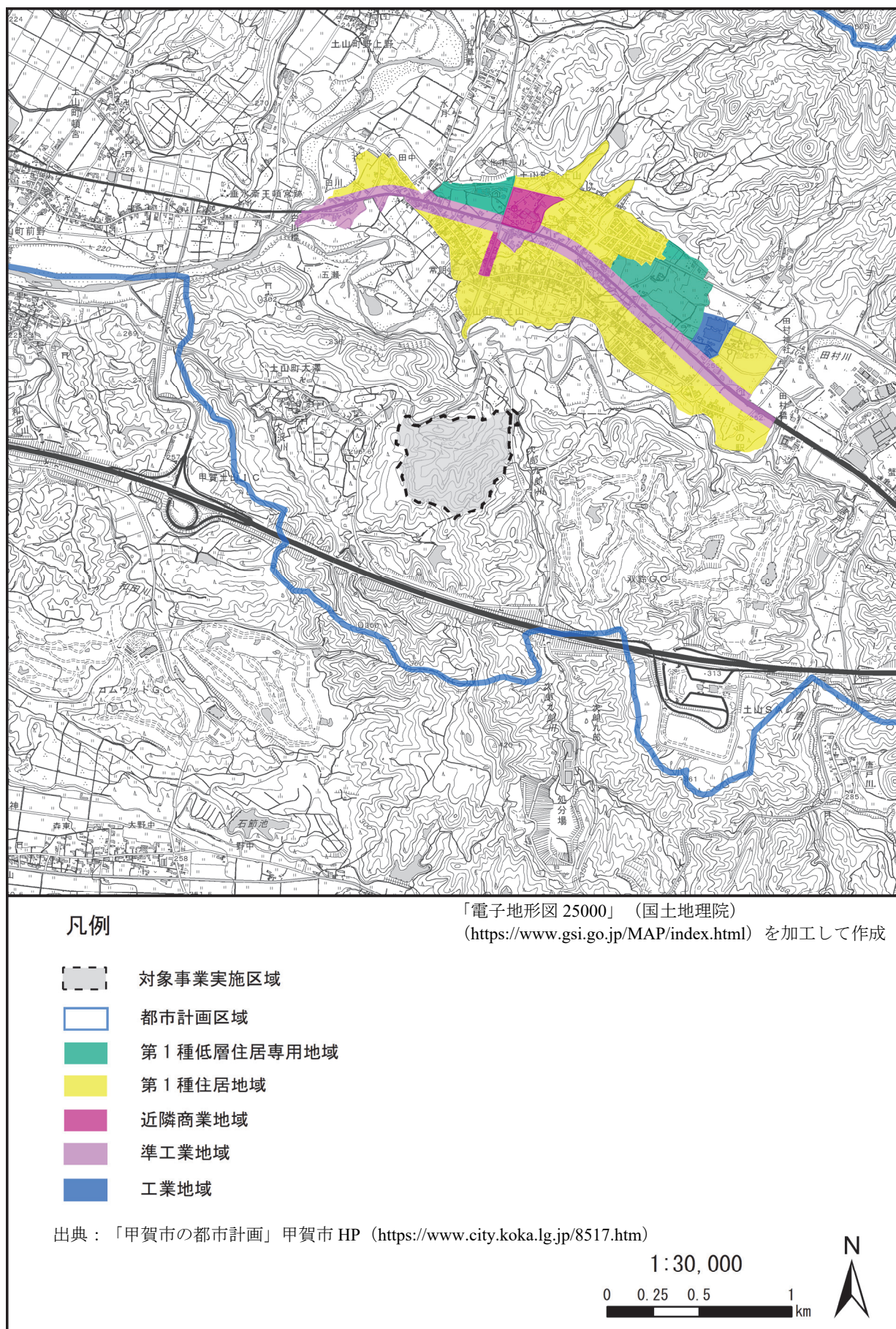


図 3.37 調査区域の用途地域図

2) 風致地区および市街化調整区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）では、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」を、市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」を定めている。調査区域の土山都市計画区域には、風致地区および市街化調整区域はない。

(2) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域および調査区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 3.56(1)～(2)に示す。

表 3.56(1) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	◎	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	◎	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	◎	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	×	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定地域	△	○
	土壌汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
自然環境	滋賀県公害防止条例	上乘せ基準、特定事業場、横出し基準	×	×
	自然公園法	国立公園、県立自然公園	×	×
		国定公園	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
		無形文化遺産	×	○
		鳥獣保護区	×	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域	×	○
		特定猟具使用制限区域	×	×
	滋賀県自然環境保全条例	滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物	×	×
	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区	×	○
	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	ヨシ群落保全区域	×	×
	森林法	保安林	×	○
		地域森林計画対象民有林	○	○

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

表 3.56(2) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域	○	○
		森林地域	○	○
		自然公園地域	×	○
		自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	△	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	△	○
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	甲賀市景観条例	景観形成地区	×	○
		景観計画区域	◎	○
	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	景観計画区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	◎	○
	国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	×

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

1) 生活環境

① 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、工場または事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準だけでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、硫黄酸化物の総量規制地域は指定されていない。

② 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域その他の地域で騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、騒音について規制する地域が指定されている（図 3.54、図 3.55参照）。

③ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

振動規制法（昭和51年法律第64号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する振動および特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、振動について規制する地域が指定されている（図 3.57、図 3.58参照）。

④ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、悪臭について規制する地域が指定されている（図 3.60参照）。

⑤ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域および粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、いずれの対策地域も指定されていない。

⑥ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、人口および産業の集中等により、生活または事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が50m³/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査区域および対象事業実施区域には、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域は指定されていない。

⑦ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査区域および対象事業実施区域を含む滋賀県は、同法の関係府県には該当しない。

⑧ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、または確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定している。

琵琶湖は指定湖沼として指定されており、調査区域および対象事業実施区域はその集水域に該当する。

⑨ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することができるとされている。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域「形質変更時要届出区域」として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、要措置区域および形質変更時要届出区域は指定されていない。

⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定することとされている。

調査区域には指定区域（土山不燃物処理場）が指定されているが、対象事業実施区域に指定区域は指定されていない。調査区域の指定区域図を図 3.38に示す。

⑪ 滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）

滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）では、水質の汚濁および大気の汚染に関する公害の発生源となる施設に関する規制等を定めている。

水質汚濁に関しては、アンチモン含有量について横出し項目として定め、水質汚濁防止法（昭和54年法律第138号）で定められた特定施設以外にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。本事業は特定施設を有する特定事業場には該当せず、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準は適用されない。

大気汚染に関しては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）上の対象施設を拡大して、規制の強化が図られているが、本事業は、本条例の対象施設に該当しない。



図 3.38 調査区域の指定区域位置図

2) 自然環境

① 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

自然公園法（昭和32年法律第161号）では優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園および国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）では、県内にある優れた自然の風景地について、滋賀県立自然公園に指定している。

調査区域には、鈴鹿国定公園が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の自然公園位置図を図 3.39に示す。

② 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」および「自然環境保全地域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。

③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、生息地等保護区は指定されていない。

④ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和 55 年条約第 28 号）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第28号）では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地や、絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地、定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地等、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象地域が位置する滋賀県には、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖が指定されているが、調査区域および対象事業実施区域には、ラムサール条約登録湿地は指定されていない。

⑤ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査区域には「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に登録された「風流踊」である「けんけと踊り」があるが、対象事業実施区域にはない（図 3.26）。なお、調査区域および対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器または特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、または制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域または特定猟具使用制限区域として指定することができる。

調査区域には鳥獣保護区および特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されているが、対象事業実施区域には鳥獣保護区等は指定されていない。調査区域の鳥獣保護区等指定状況を表 3.57 に、鳥獣保護区等位置図を図 3.40に示す。

表 3.57 調査区域の鳥獣保護区等指定状況

単位：ha

No.	区分	名称	面積	期間
1	鳥獣保護区	甲賀	770	R4.11.1～R8.10.31
2	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	土山南部	1,307	R1.11.1～R11.10.31
3		甲賀町大原上田	270	R2.11.1～R12.10.31

注) No.は、図 3.40 に対応している。

出典：「生物多様性しがマップ」滋賀県 HP (<https://pref.shiga.geocloud.jp/mp/1>)

⑦ 滋賀県自然環境保全条例（昭和 48 年滋賀県条例第 42 号）

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）では、恵まれた自然環境を保護し、より豊かな自然環境を創造するために、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを「滋賀県自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」として指定することができる。また、住民に親しまれているものまたは由緒ある植物、地質鉱物等を「自然記念物」に指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。

⑧ ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号）

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）では、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、「生息・生育地保護区」として指定することができる。

調査区域には瀧樹神社ユキワリイチゲ植物生育地保護区が指定されているが、対象事業実施区域には生息・生育地保護区は指定されていない。調査区域の生息・生育地保護区位置図を図 3.41に示す。



図 3.39 調査区域の自然公園位置図



図 3.40 調査区域の鳥獣保護区等位置図



図 3.41 調査区域の生息・生育地保護区位置図

⑨ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）では、琵琶湖および内湖（捷水路を含む。）ならびに、周辺地域において、ヨシ群落が存在し、自然景観の保全、魚類および鳥類の生息環境の保全、湖岸の浸食防止ならびに水質の保全のために当該ヨシ群落の保全を図る必要があると認められる区域、もしくは、自然的条件からみて、ヨシ等を植栽し、保全することにより、ヨシ等が持つ多様な機能を発揮させることができると認められる区域に該当する区域をヨシ群落保全区域として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、ヨシ群落保全区域は指定されていない。

⑩ 森林法（昭和26年法律第249号）

森林法（昭和26年法律第249号）では、水源の涵養、土砂の流出および崩壊の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができる。また、同法第5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができる。

調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されている。また、対象事業実施区域には地域森林計画対象民有林が指定されている。調査区域の保安林および地域森林計画対象民有林位置図を図 3.42に示す。地域森林計画対象民有林では1haを超える伐採事業において、森林法に定められた林地開発許可を取得する必要がある。

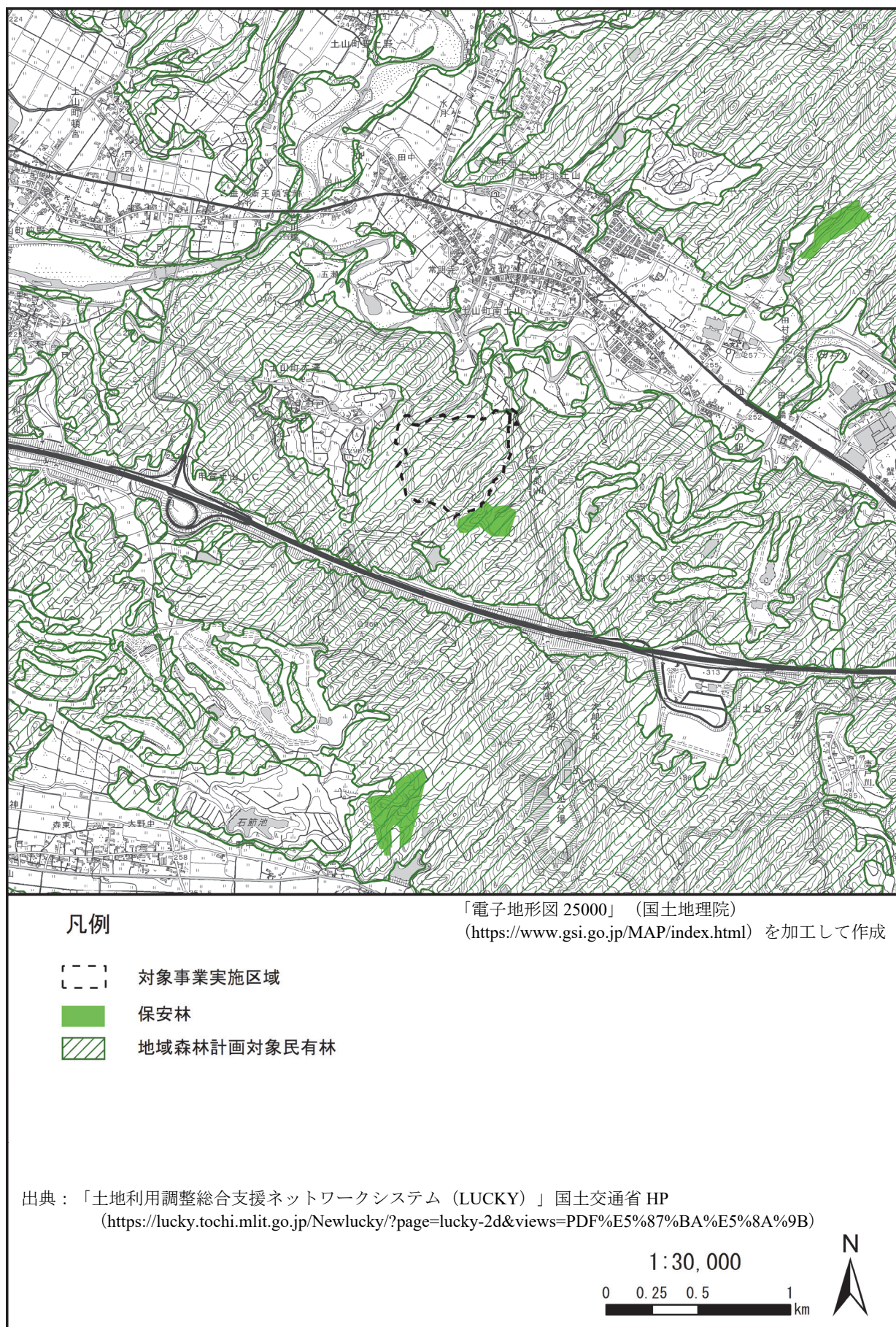


図 3.42 調査区域の保安林および地域森林計画対象民有林位置図

3) 土地利用

① 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を定めることとされている。

調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されている。対象事業実施区域には、都市地域、農業地域および森林地域が重複指定されている。調査区域の土地利用計画図を図 3.43 に示す。

② 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）では、市街化区域内にある農地等で、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができる。

調査区域および対象事業実施区域には、生産緑地地区は指定されていない。

③ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

砂防法（明治30年法律第29号）では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、もしくは制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、砂防指定地が指定されている。調査区域の砂防指定地の位置を図 3.44 に示す。

④ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）では、地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）およびこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発し、または助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができる。

調査区域には、地すべり防止区域は指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の地すべり防止区域の位置を図 3.45 に示す。

⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるものおよびこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、同法第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置を図 3.46 に示す。

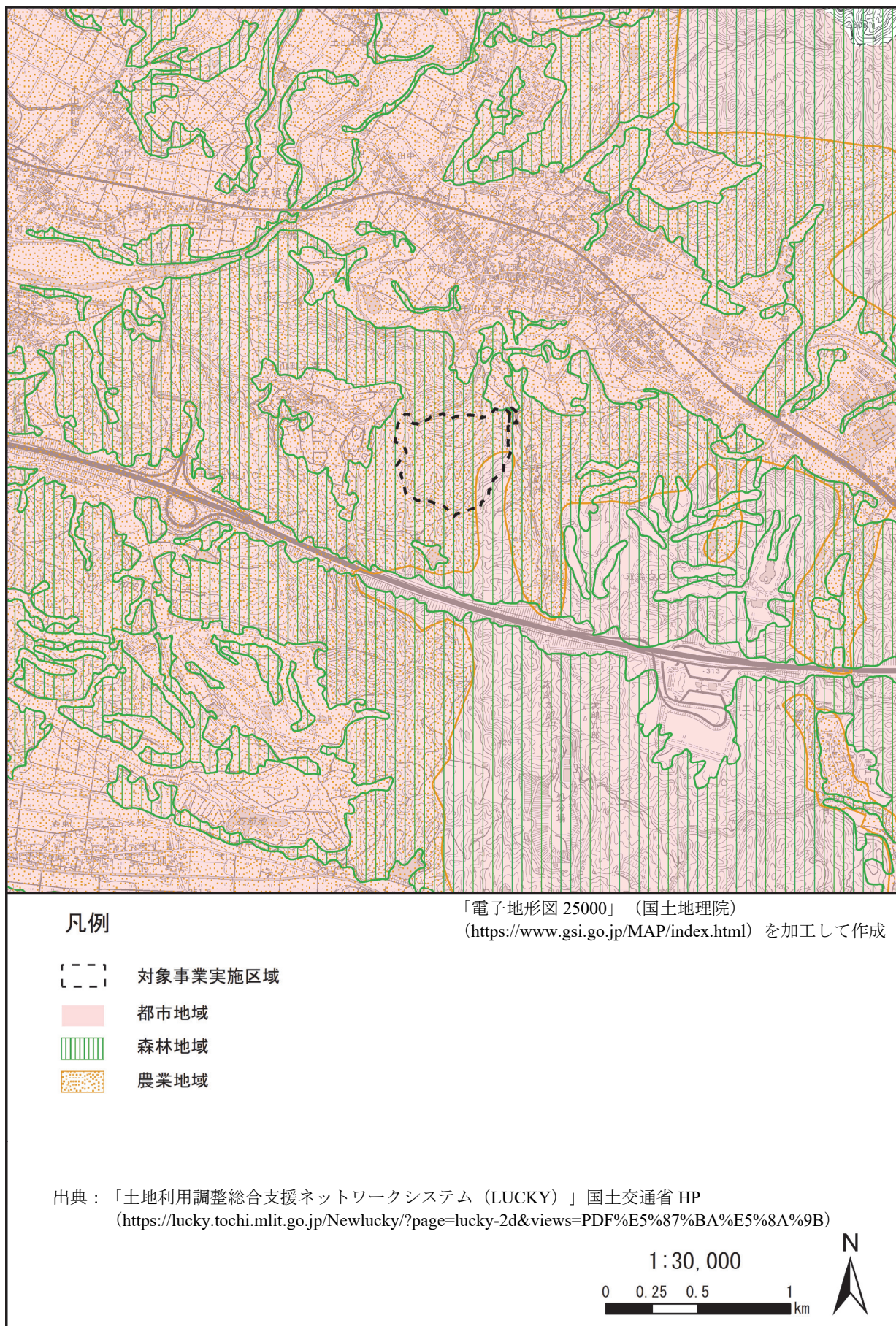


図 3.43 調査区域の土地利用計画図



図 3.44 調査区域の砂防指定地位置図

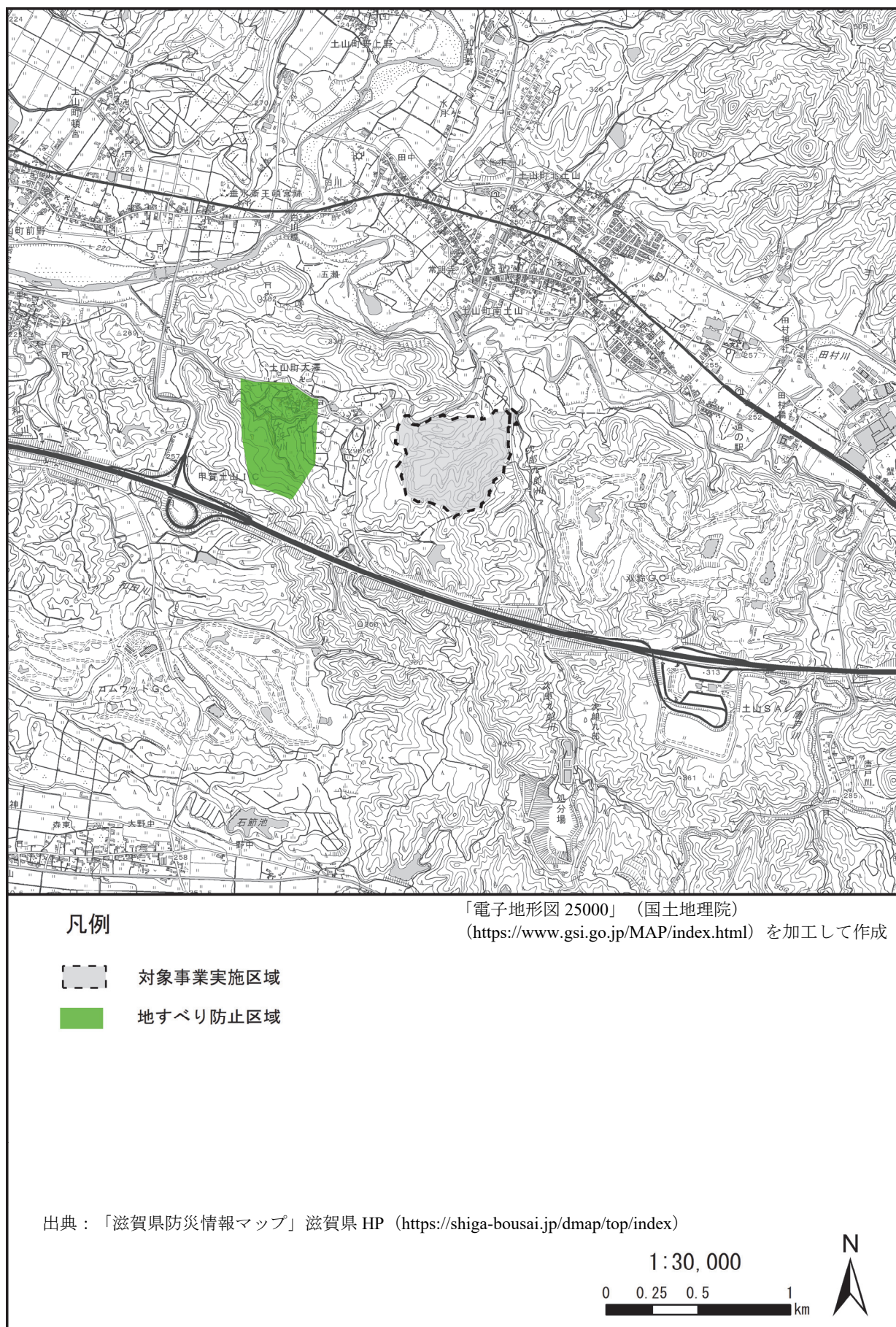


図 3.45 調査区域の地すべり防止区域位置図



図 3.46 調査区域の急傾斜地崩壊危険区域位置図

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限および居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができる。

調査区域には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり、土石流）および土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流）が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域位置図を図 3.47～図 3.49 に示す。

⑦ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）

都市緑地法（昭和48年法律第72号）では、都市計画法（昭和43年法律第100号）により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地等について、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。

⑧ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

河川法（昭和39年法律第167号）では、河川の適正な利用および流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸または河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、河川区域および河川保全区域が指定されており、調査区域の河川保全区域が指定されている河川の位置を図 3.50に示す。調査区域の河川のうち、野洲川、田村川、稲川、大日川、和田川、大沢川、吉川、来見川、次郎九郎川、唐戸川、岩井谷川および雨ヶ谷川の12河川には、河川区域の堤内側に河川保全区域が指定されている。河川保全区域では、土地の開削等の開発行為について、河川区域では、開発行為のほか土地の占用や土石等の採取について、河川管理者の許可を受ける必要がある。

⑨ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年 11 月 7 日法律第 191 号）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）では、宅地造成に伴い、崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を、「宅地造成工事規制区域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。

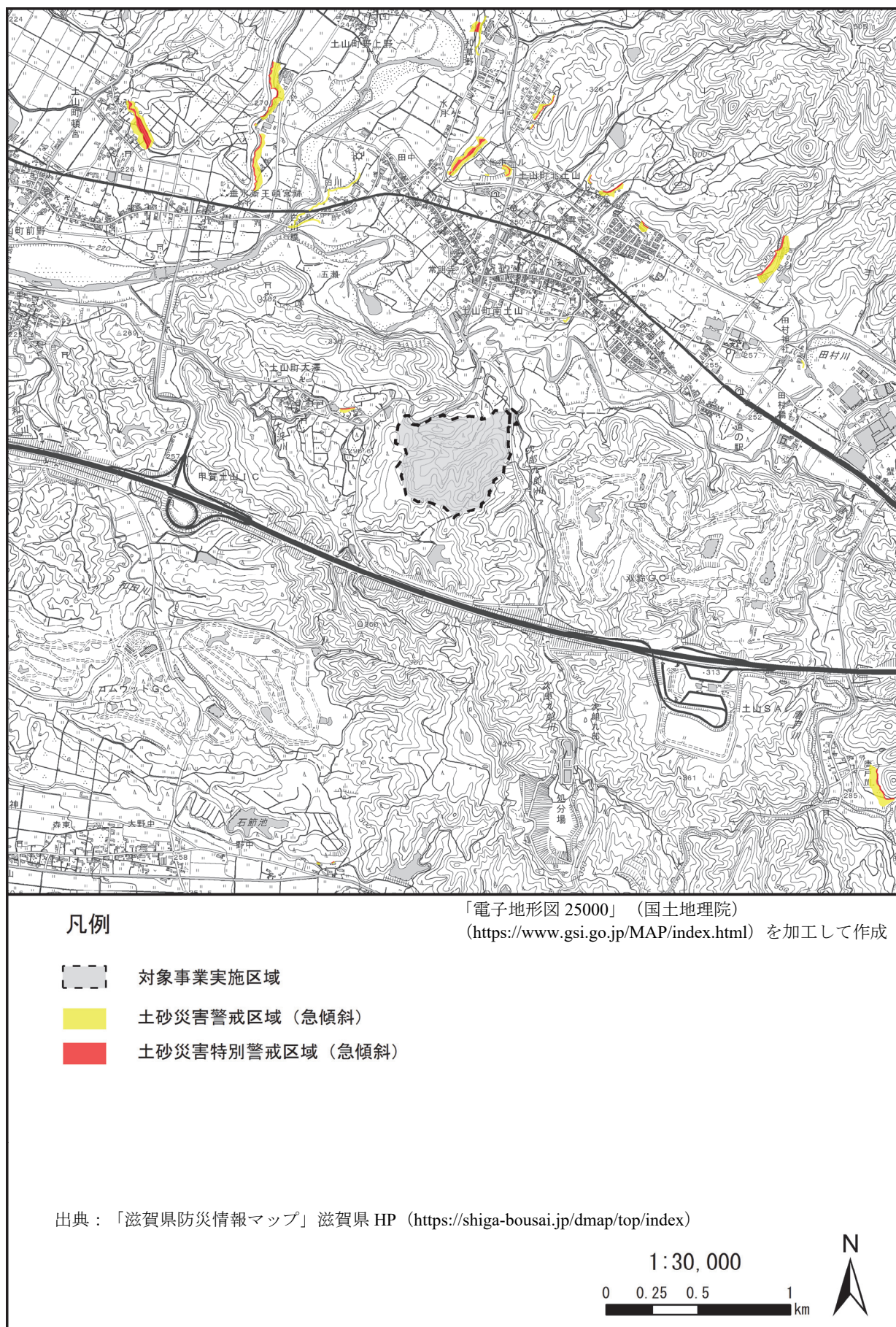


図 3.47 調査区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域 (急傾斜) 位置図

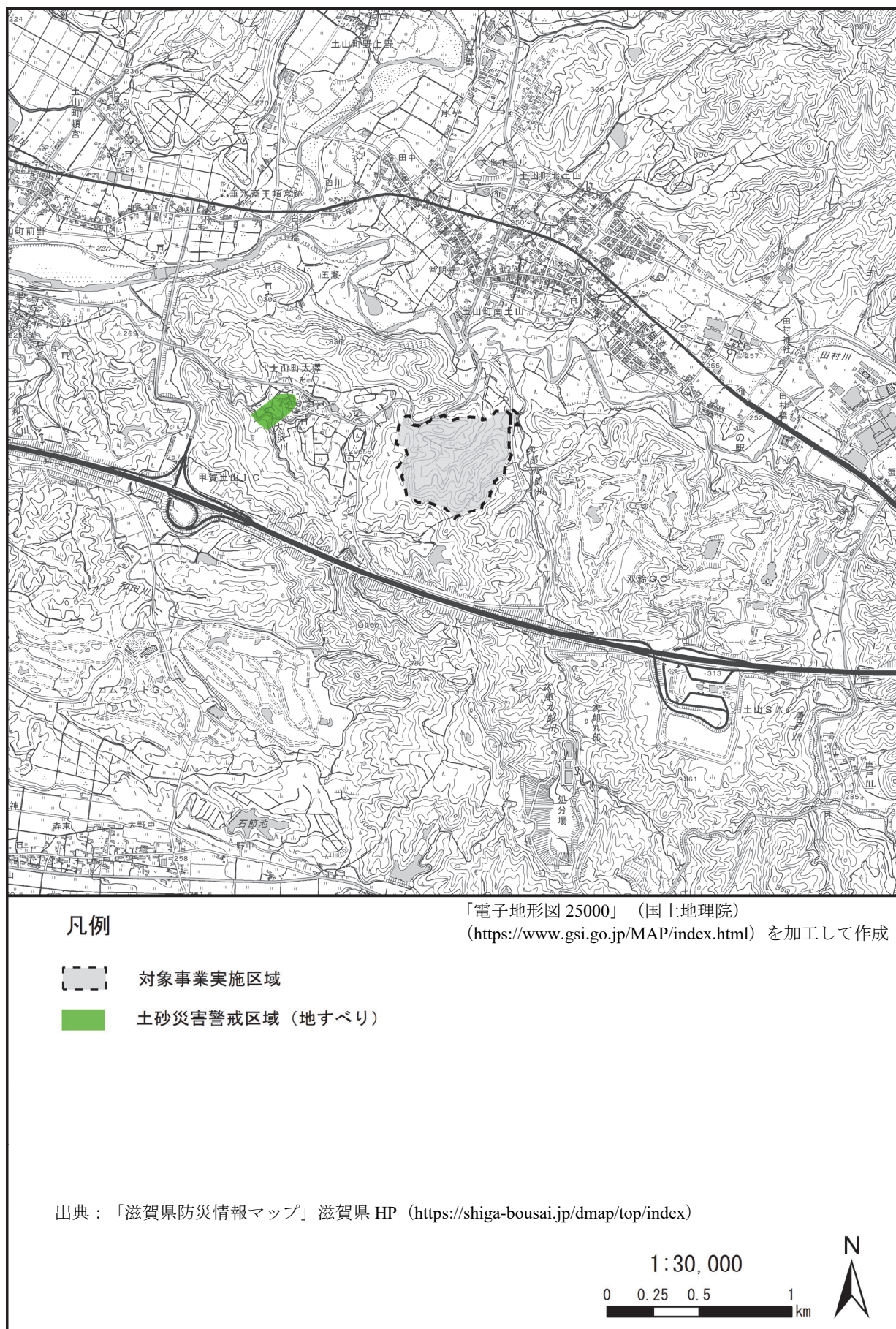


図 3.48 調査区域の土砂災害警戒区域（地すべり）位置図

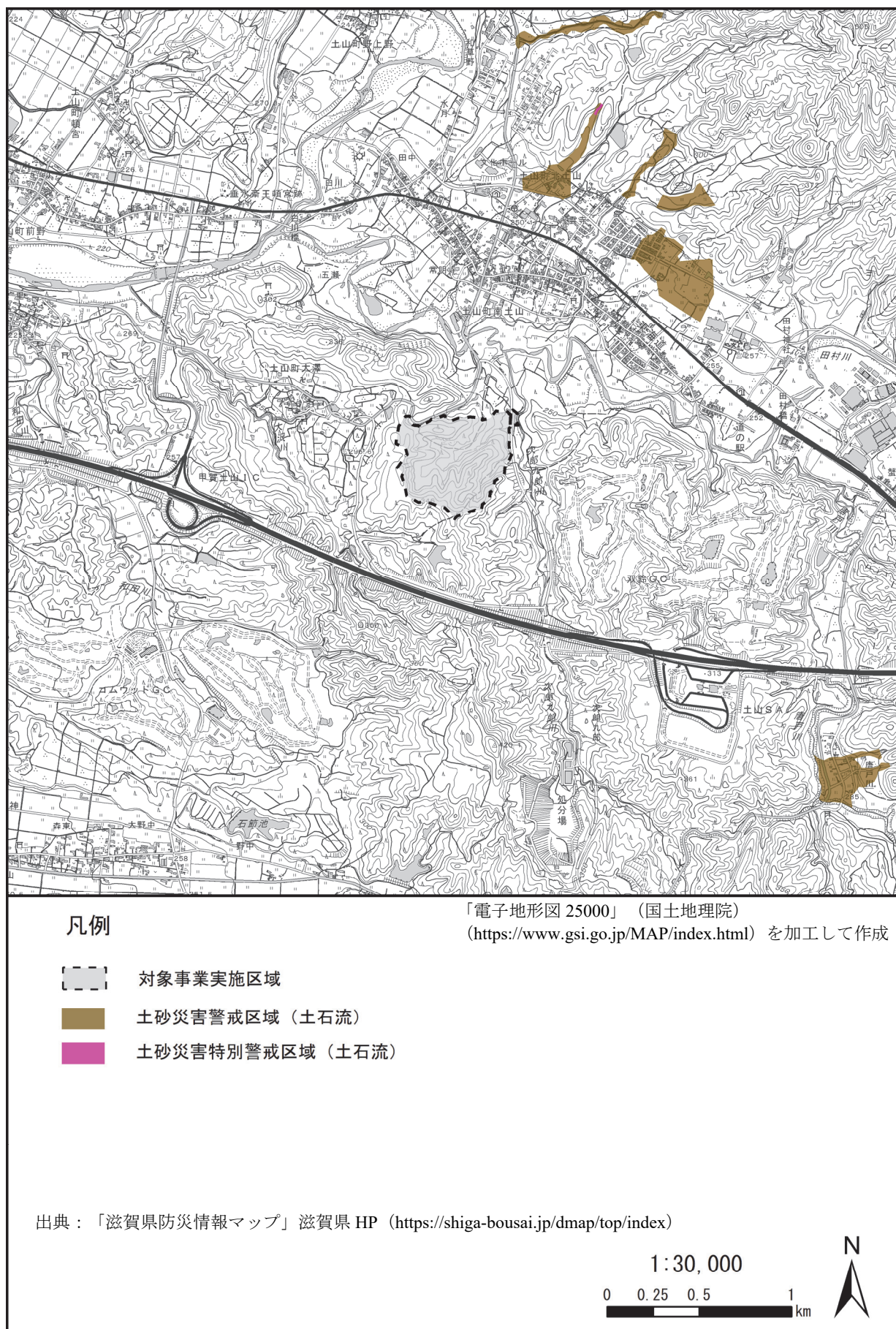


図 3.49 調査区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域 (土石流) 位置図



図 3.50 調査区域における河川保全区域が設定されている河川位置図

⑩ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができる。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査区域および対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域および対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。

⑪ 甲賀市景観条例（平成 25 年甲賀市条例第 26 号）

甲賀市景観条例（平成25年甲賀市条例第26号）では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域を指定することができる。甲賀市は全域が景観計画区域に指定されている。

甲賀市では景観計画区域内で特に現在の良好な景観を保全すべき地区、あるいは今後地域の特徴を生かした景観形成を重点的に図るべき地区を「景観形成地区」として指定し、各地区の景観特性に応じた景観形成の方針や行為の制限に関する事項を定めている。

調査区域には、景観形成地区が指定されているが、対象事業実施区域は指定されていない。調査区域の景観形成地区の概要を表 3.58 に、景観形成地区の位置を図 3.51 に示す。

表 3.58 調査区域の景観形成地区および景観計画区域の概要

地区・区域	景観形成の行為の制限（基本的な考え方）
東海道士山宿景観形成地区	①建築物等の位置については、東海道のまちなみの連続性を維持し、土山宿の歴史的な景観との調和を図るよう基準を定める。 ②建築物等の形態、意匠及び素材については、原則 2 階以下とし、現在のまちなみの景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。 ③建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。
土山地域国道 1 号等沿道景観形成地区	①大規模建築物等指導基準に準じ、土山にふさわしい調和ある沿道景観形成に努める。
土山地域やまなみ景観形成地区	①原則として現状の変更は行わない。 ②やむを得ず建築物その他の工作物の新築、増築、改築または移転等の行為を行う場合は、当該地区の自然美及び自然環境との調和を図る。
土山地域東海道まちなみ景観形成地区	①建築物等の位置については、東海道のまちなみの連続性を維持し、土山宿の歴史的な景観、あるいは松並木等自然景観との調和を図るよう基準を定める。 ②建築物等の形態、意匠及び素材については、原則 3 階以下とし、現在のまちなみの景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。 ③建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。
景観計画区域 （景観形成地区を除く）	①建築物等の敷地内における位置については、敷地境界線からできるだけ後退することとし、又、外観については、柔和な印象となるよう建築物等の形態、意匠、色彩、素材等に十分配慮し、周辺景観に与える威圧感及び圧迫感を軽減するよう努め、全体としてまとまりのあるものとする。 ②敷地内の空地は、建築物等が周辺景観と一体となつてなじむよう、自然植生を考慮した樹木による修景を行い、緑豊かな景観を形成すること。 ③敷地内に生育する樹木等はできるだけ保全し、修景に生かすよう努めること。

出典：「甲賀市景観計画」（平成 25 年 1 月、甲賀市）

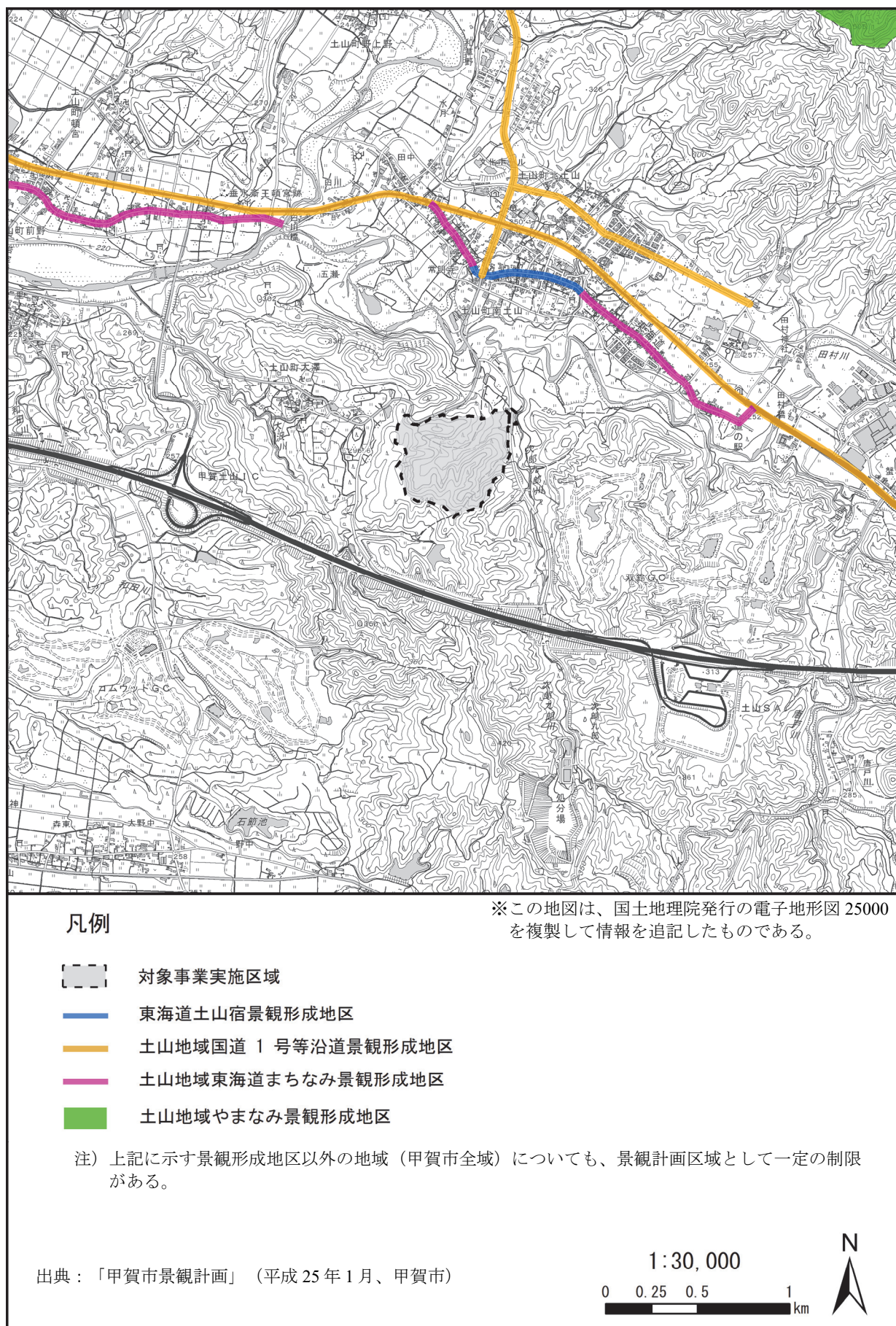


図 3.51 調査区域の景観形成地区位置図

⑫ ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画を定め、同第2項第1号に規定する景観計画区域を指定することができる。滋賀県景観計画で定める景観計画区域は、景観行政団体である市町の区域は除外されており、甲賀市については、前述の甲賀市景観計画により別途指定されている。

⑬ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事および市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、農地法（昭和27年法律第229号）による制限されている。

調査区域および対象事業実施区域には、農用地区域が指定されている。調査区域の農用地区域の位置を図 3.52に示す。農用地区域では、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。

⑭ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、または供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法（昭和23年法律第73号）の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査区域および対象事業実施区域には、国有林野は指定されていない。

⑮ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条により、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、産業廃棄物処理施設、ごみ処理施設等の用途に供する建築物は、原則、都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築または増築できない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築可能となる（ただし書き許可建物）。

なお、本事業（安定型産業廃棄物最終処分場）は建築基準法第51条の産業廃棄物処理施設ではない。



図 3.52 調査区域の農用地区域位置図

(3) 公害の防止に係る規制の状況

対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 3.59に示す。

表 3.59 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）、総量規制基準（硫黄酸化物）	△	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	△	○
	滋賀県公害防止条例	上乗せ基準	△	○
騒音	環境基本法	環境基準	◎B 類型	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	◎工場 2 種 ◎建設 1 号	○
		要請限度（道路交通騒音）	◎b 区域	○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	◎工場 1 種 ◎建設 1 号	○
		要請限度（道路交通振動）	◎第 1 種	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排出水、臭気指数）	◎	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	△	○
		地下浸透基準	△	○
	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準（上乗せ基準）	△	○
	滋賀県公害防止条例	排水基準（上乗せ基準、横出し基準、横出し施設）	△	○
	湖沼水質保全特別措置法	総量規制基準	△	○
	下水道法	排除基準	△	○
	甲賀市下水道条例	排除基準	△	○
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準	◎	×
	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	周縁の地下水の水質検査基準（ダイオキシン類）	◎	×
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	△	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
その他	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	構造・維持管理基準	◎	○
	都市計画法	開発における知事等（甲賀市長）の許可	◎	○
	甲賀市みんなのまちを守り育てる条例	開発行為における甲賀市長との事前協議、周知・調整	◎	○
	滋賀県建築基準法条例	日影規制	△	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	◎	○
	滋賀県水源森林地域保全条例	水源森林地域内の土地所有権等移転等の届出	◎	○

注) ◎：対象事業において当該基準が適用される。 ○：当該地域において基準等が設けられている。
△：基準等があるが、対象事業では適用外である。 ×：当該地域において基準等が設けられていない。

1) 大気汚染

① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表3.60に示す。

表 3.60 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質（SPM） ^{注1）}	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント（Ox） ^{注2）}	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

注1）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

注2）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注3）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注4）二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。

注5）ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持または早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.61に示す。

表 3.61 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/m³

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

② 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく総量規制及び大気排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、工場および事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設）を対象に排出規制が定められている。また、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）においては大気汚染防止法上の対象施設を拡大した「横出し施設」、大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第59号）では「上乘せ排出基準」が定められており、規制の強化が図られている。大気汚染防止法に基づく排出基準の概要を表 3.62に示す。

なお、本事業（安定型産業廃棄物最終処分場）は大気汚染防止法および滋賀県条例のいずれの対象施設にも該当しない。

表 3.62 大気汚染防止法に基づく排出基準の概要

規制物質		規制方式	許容限度
硫黄酸化物		排出基準 (地域ごとに定められた K 値)	$q = K \times 10^{-3} \text{ He}^2$ q:硫黄酸化物の量 (m ³ N/時) K:地域ごとに定められた値 (甲賀市 17.5) He:補正された排出口の高さ (m)
ばいじん		排出基準 (施設の種類および規模ごと)	一般排出基準: 0.04~0.50 (g/m ³ N) 特別排出基準: 0.03~0.2 (g/m ³ N)
有害物質	カドミウム及びその化合物	排出基準 (規制物質の種類および施設の 種類ごと)	1.0 (mg/m ³ N)
	塩素		30 (mg/m ³ N)
	塩化水素		80~700 (mg/m ³ N)
	弗素、弗化水素及び弗化珪素		1.0~20 (mg/m ³ N)
	鉛及びその化合物		10~30 (mg/m ³ N)
	窒素酸化物	排出基準 (施設の種類および規模ごと)	60~950 (cm ³ /m ³ N)
揮発性有機化合物		排出基準 (施設の種類ごと)	400~60,000 (cm ³ /m ³ N)
特定粉じん (石綿)		事業場の敷地境界基準	10 (本/L)
水銀		排出基準 (施設の種類および規模ごと)	新規施設: 8~100 (μg/m ³ N) 既存施設: 10~400 (μg/m ³ N)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

③ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）により、特定施設の種類や規模別に大気排出基準が定められている。ダイオキシン類の大気排出基準の概要を表 3.63に示す。

なお、本事業（安定型産業廃棄物最終処分場）はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に該当せず、大気排出基準は適用されない。

表 3.63 ダイオキシン類の大気排出基準の概要

規制物質	規制方式	許容限度
ダイオキシン類	排出基準 (施設の種類および規模ごと)	0.1～5 (ng-TEQ /m ³ N)

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年総理府令第 67 号）

2) 騒音

① 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。騒音に係る環境基準を表 3.64(1)～(3)に、調査区域の騒音に係る環境基準の類型指定図を図 3.53に示す。調査区域には環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく地域の類型があり、対象事業実施区域はB類型に指定されている。

表 3.64(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

単位：dB

地域の類型	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A 及び B	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時

注 2) AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注 6) 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 3.64(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値 (L_{Aeq})	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注) 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として表 3.64(3)に掲げるとおりとされている。

表 3.64(3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する区域）

単位：dB

基準値 (L_{Aeq})	
昼間	夜間
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～翌日の午前 6 時

注 2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 20m まで

注 4) 単位 dB とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

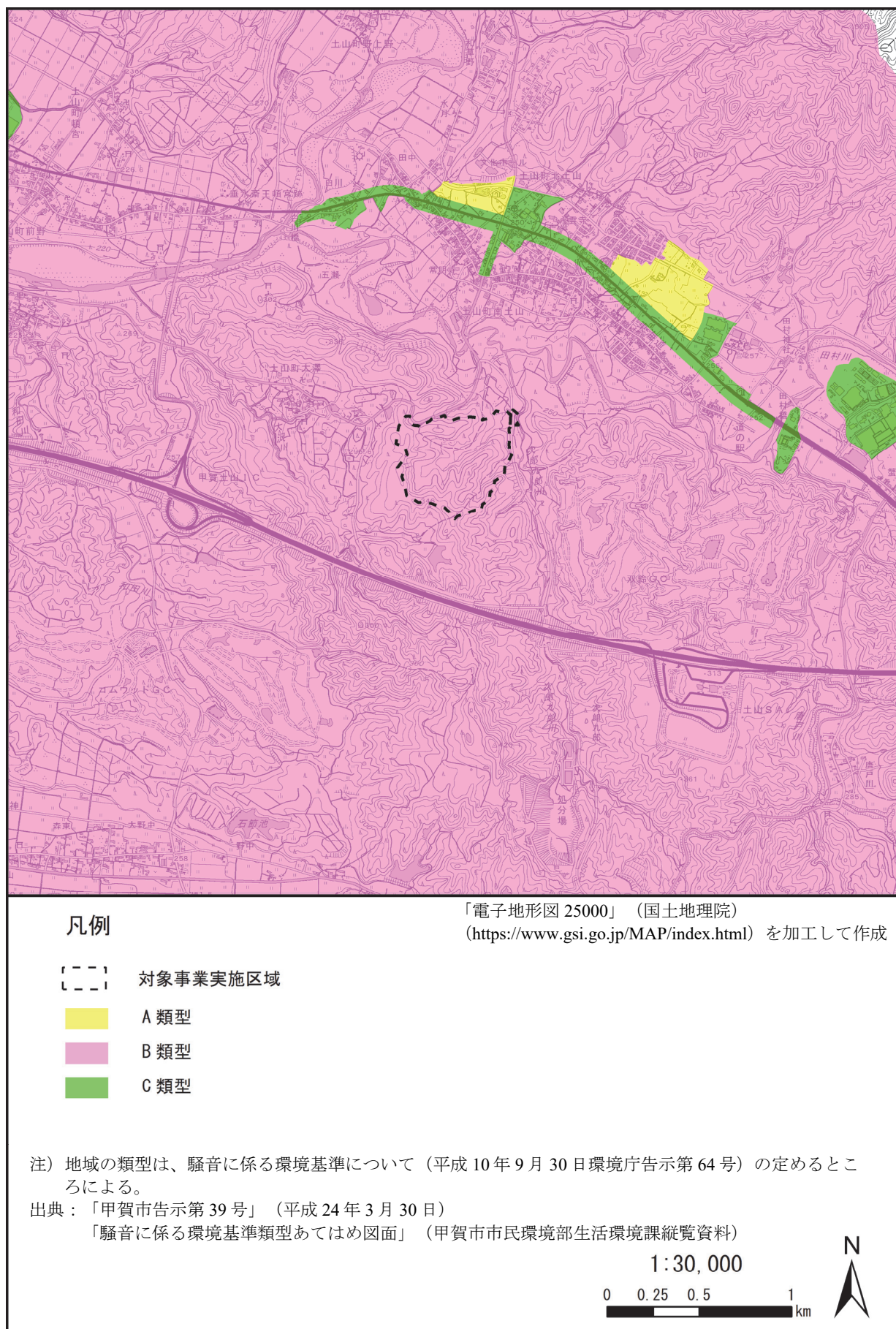


図 3.53 調査区域の騒音に係る環境基準の類型指定図

② 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場または事業場（特定工場等）における騒音、同条第3項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事または一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

i) 特定工場

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.65に示す。

調査区域には騒音規制法に基づく騒音規制区域があり、対象事業実施区域は第2種区域に指定されている。調査区域の特定工場等において発生する騒音の規制区域区分図を図 3.54に示す。

表 3.65 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分 ^{注4)}	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	50	45	40
第 2 種区域	50	55	50	45
第 3 種区域	60	65	65	55
第 4 種区域	65	70	70	60

注 1) 単位 dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める音圧レベルの計量単位である。

注 2) 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

注 3) 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 の規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

注 4) 区域の区分は図 3.54 と対応している。

出典：「甲賀市告示第 12 号」（平成 19 年 3 月 14 日）

ii) 特定建設作業

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.66に、特定建設作業の種類を表 3.67に示す。

調査区域には、特定建設作業に伴って発生する騒音規制区域があり、対象事業実施区域は第1号区域に指定されている。調査区域の特定建設作業において発生する騒音の規制区域区分図を図 3.55に示す。

表 3.66 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準		
騒音の大きさ		85dB を超えないこと
作業時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日当たりの作業時間	第1号区域	10時間を超えないこと
	第2号区域	14時間を超えないこと
連続作業日数		連続6日を超えないこと
作業の禁止日		日曜、祝日は禁止

注1) 「騒音の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注2) 「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占有する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注3) 「1日あたりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。

注4) 「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注5) 単位 dB とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

表 3.67 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。）を使用する作業

注) 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）

iii) 道路交通騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.68に示す。

調査区域には、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る規制地域があり、対象事業実施区域はb区域に指定されている。調査区域における自動車騒音の規制地域の指定状況を図 3.56に示す。

表 3.68 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70	65
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	2 車線以下 (道路端から 15m の範囲)	75	70
	3 車線以上 (道路端から 20m の範囲)		

注 1) 評価の指標は等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

注 2) 区域の区分は図 3.56 と対応している。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成 12 年総理府令第 15 号)

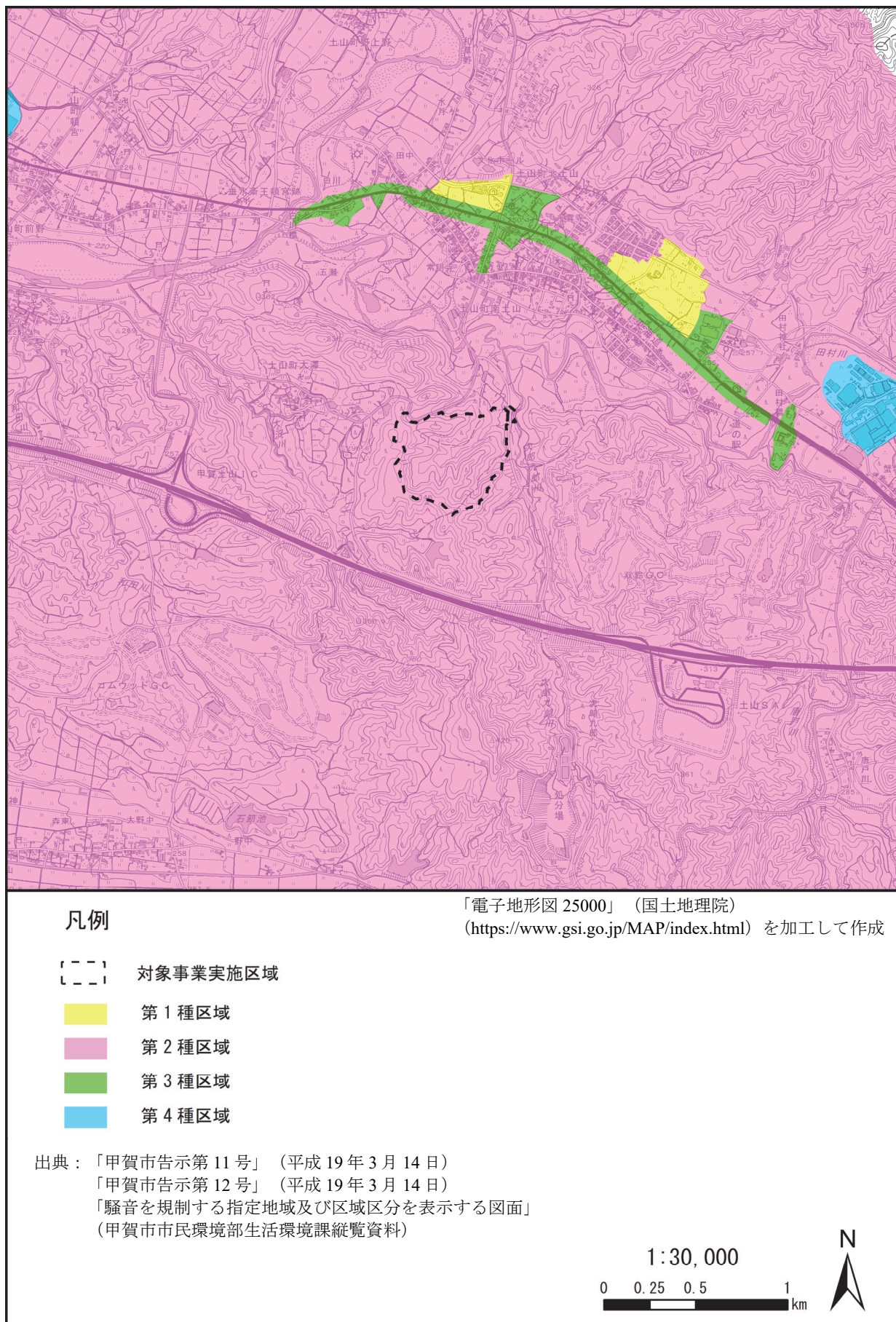


図 3.54 調査区域の特定工場等において発生する騒音の規制区域区分図

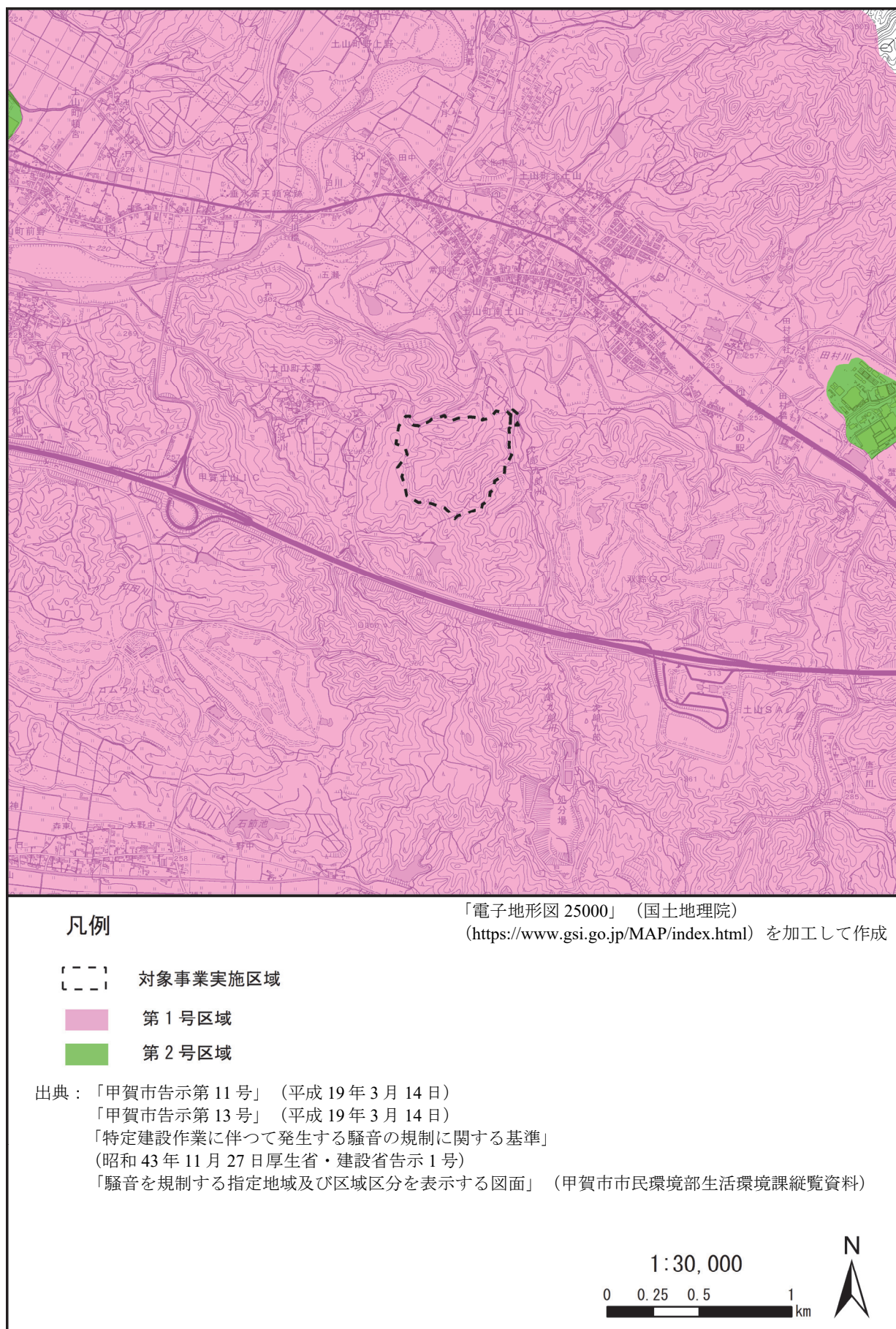


図 3.55 調査区域の特定建設作業において発生する騒音の規制区域区分図

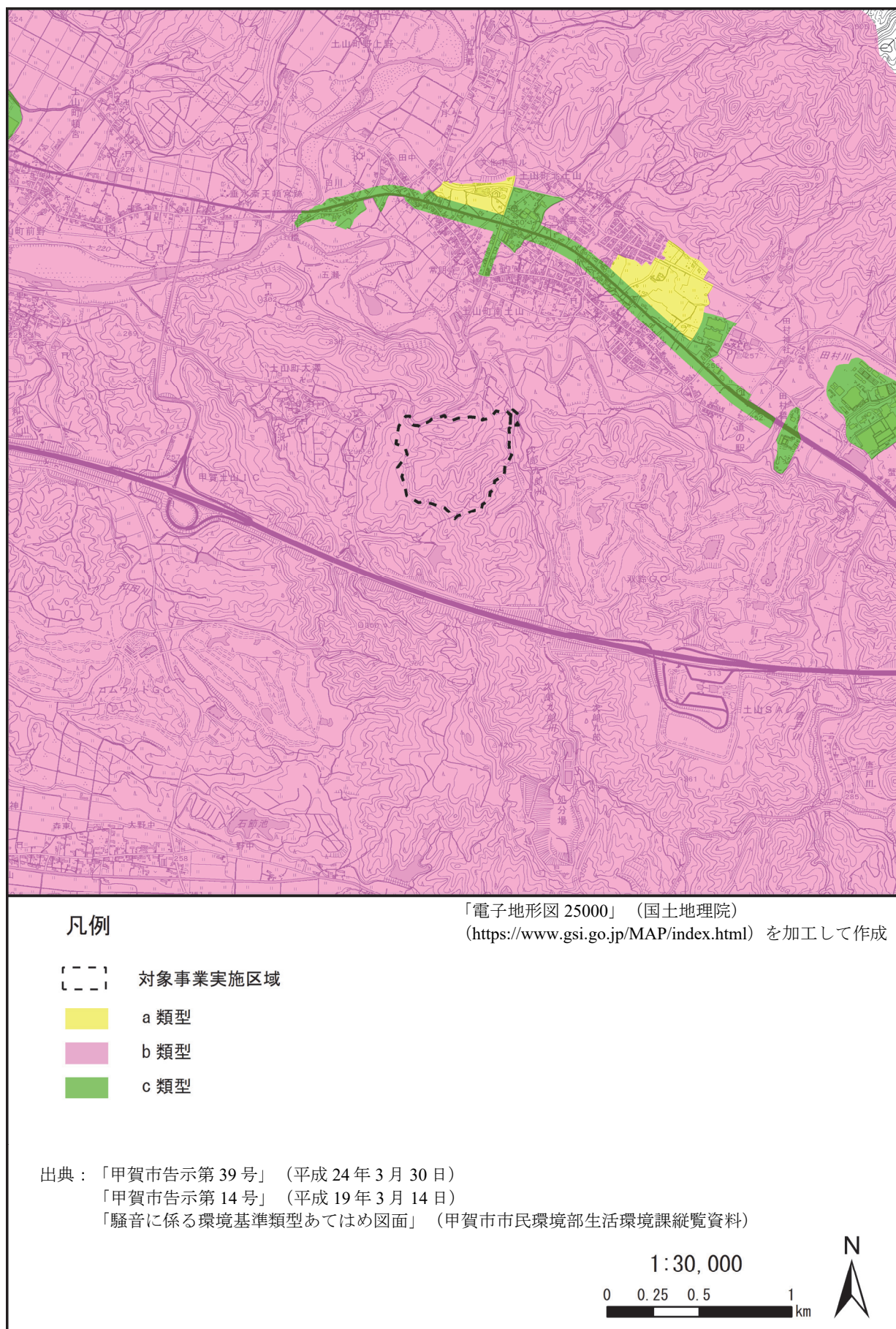


図 3.56 調査区域における自動車騒音の規制地域の指定状況

3) 振動

① 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法（昭和51年法律第64号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場または事業場（特定工場等）における振動、同条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事または一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

i) 特定工場

特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.69に示す。

調査区域には振動規制法に基づく振動規制地域があり、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。調査区域の特定工場等において発生する振動の規制区域区分図を図 3.57に示す。

表 3.69 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60	55
第 2 種区域	(I)	65	60
	(II)	70	65

注 1) dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。

注 2) 区域の区分は図 3.57 と対応している。

注 3) 第 2 種区域にあつて、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 の規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

注 4) 第 1 種区域に接する第 2 種区域（II）にあつては、境界線より 15m の範囲内は当該基準値から 5dB 減じる。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

出典：「甲賀市告示第 16 号」（平成 19 年 3 月 14 日）

ii) 特定建設作業

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3.70に、特定建設作業の種類を表 3.71に示す。

調査区域には、特定建設作業に伴って発生する振動規制区域があり、対象事業実施区域は、第1号区域に指定されている。調査区域の特定建設作業において発生する振動の規制区域区分図を図 3.58に示す。

表 3.70 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

基準		
振動の大きさ		75dB を超えないこと
作業時間	第 1 号区域	午前 7 時から午後 7 時
	第 2 号区域	午前 6 時から午後 10 時
1 日当たりの作業時間	第 1 号区域	10 時間を超えないこと
	第 2 号区域	14 時間を超えないこと
連続作業日数		連続 6 日を超えないこと
作業の禁止日		日曜、祝日は禁止

注 1) 「振動の大きさ」の基準は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値。

注 2) 「作業ができない時間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路を占有する工事・道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注 3) 「1 日あたりの作業時間」及び「同一場所における作業期間」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため、やむを得ない場合は適用しない。

注 4) 「日曜その他の休日における作業禁止」については、災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路を占有する工事、道路使用の許可を要する工事のため、やむを得ない場合は適用しない。

注 5) 単位 dB とは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

注 6) 区域の区分は図 3.58 と対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

表 3.71 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

注) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号）

iii) 道路交通振動

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.72に示す。

調査区域には、道路交通振動の限度に係る指定区域があり、対象事業実施区域は第1種区域に指定されている。調査区域における道路交通振動の規制地域の指定状況を図 3.59に示す。

表 3.72 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分	環境省令で定める限度	
	昼間 午前 8 時から午後 7 時	夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

注) 単位 dB とは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）

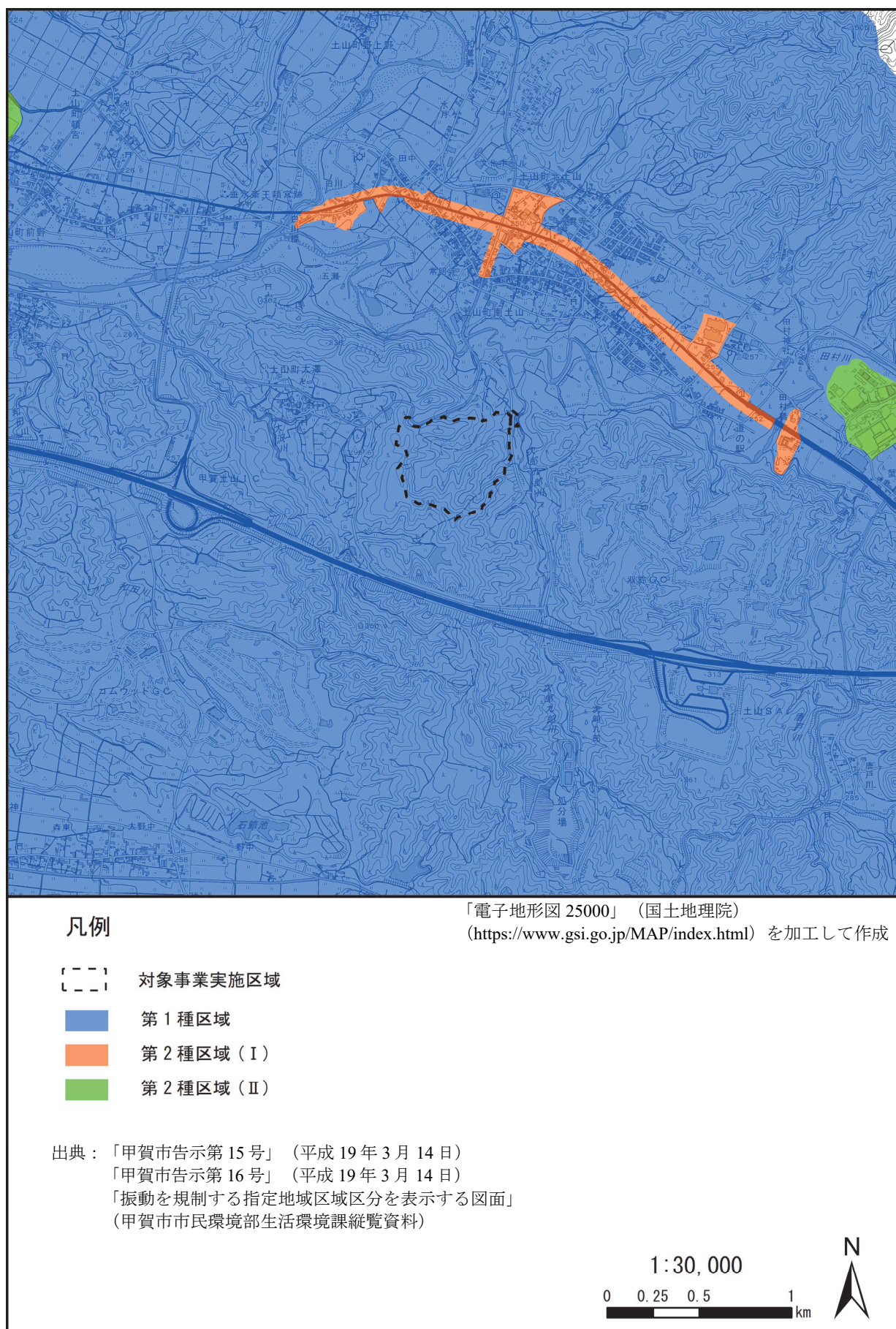


図 3.57 調査区域の特定工場等において発生する振動の規制区域区分図

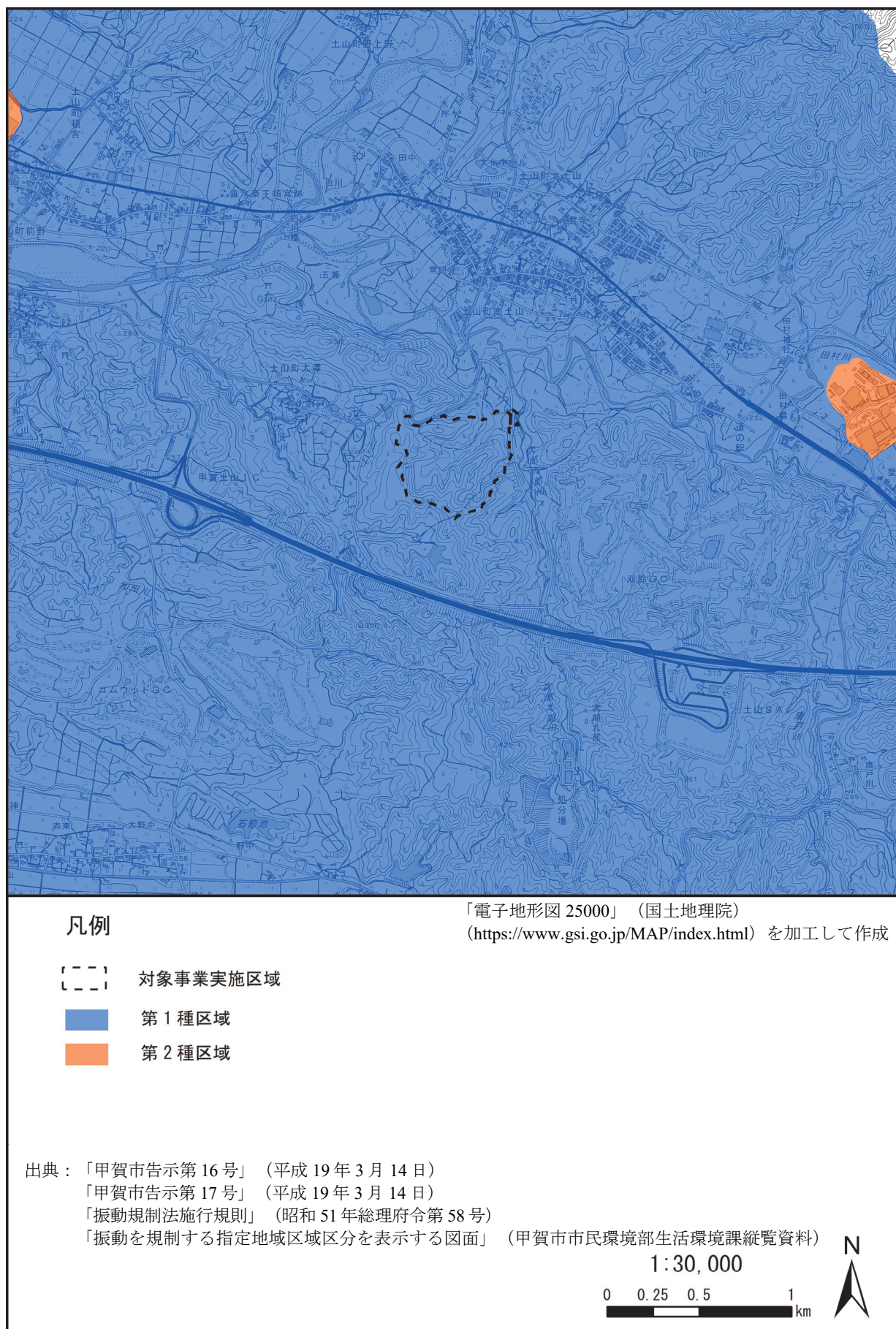


図 3.58 調査区域の特定建設作業において発生する振動の規制区域区分図

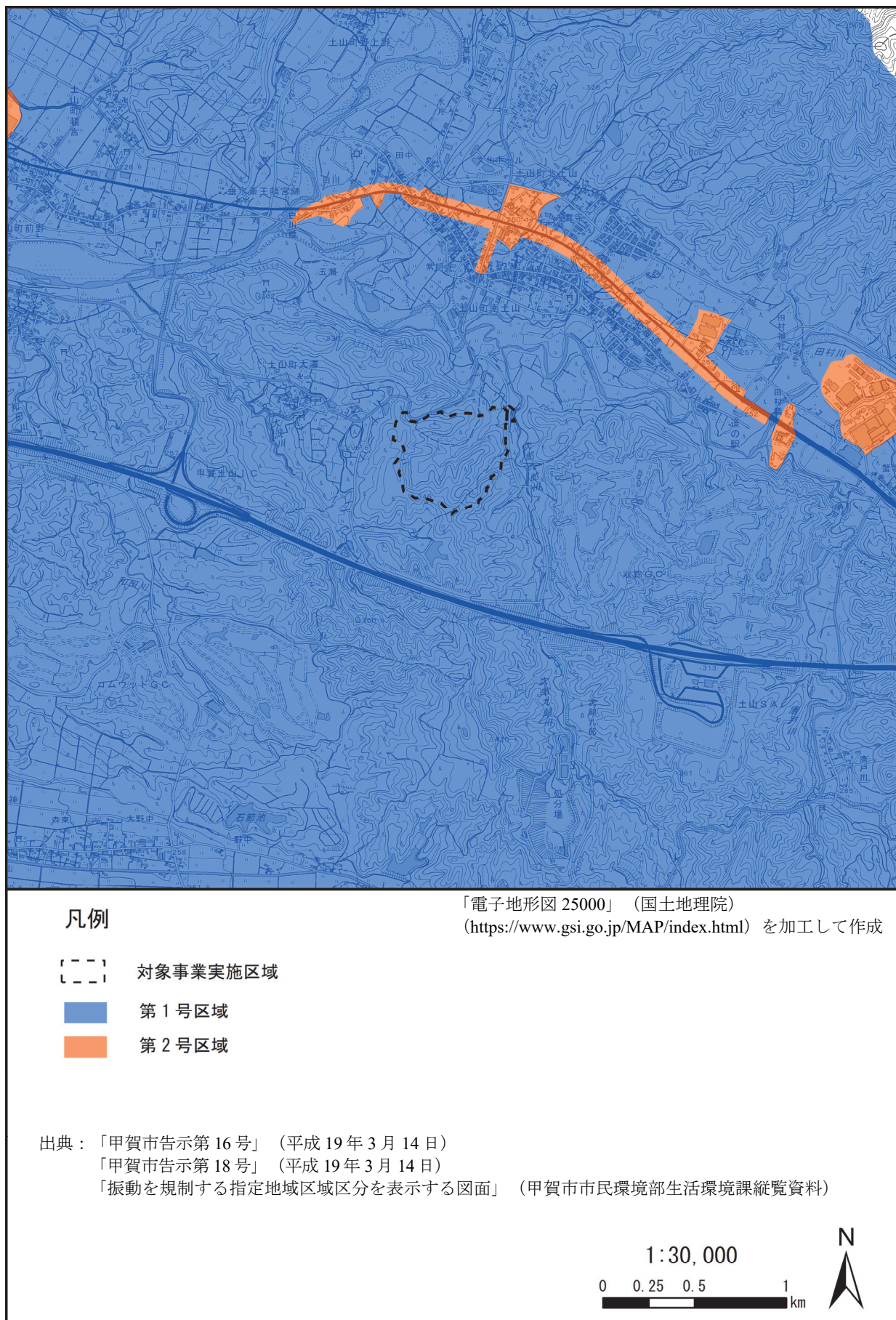


図 3.59 調査区域における道路交通振動の規制地域の指定状況

4) 悪臭

① 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）による規制

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制または多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うことされている。調査区域における悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.73(1)に示す。

調査区域には悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている地域があり、対象事業実施区域は悪臭規制地域に指定されている。調査区域の悪臭規制地域区分を図 3.60に示す。

また、同法第4条第1項第1号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（以下「敷地境界線規制基準」という。）、同項第2号に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準（以下「気体排出口規制基準」という。）および同法第4条第1項第3号の規定に基づく事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で、当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準（以下「排水規制基準」という。）を表 3.73(2)に示す。

表 3.73(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]

単位：ppm

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

表 3.73(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

[排出口]

1 特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここで、q : 流量(Nm³/時) He : 補正された排出口の高さ(m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準(ppm) 次項に規定する方法により補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。 2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。 $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)})/(1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \log J + (1/J) - 1\}$ $J=(1/\sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460 - 296 \times (V/(T-288))\} + 1$ これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。 He : 補正された排出口の高さ(m) Ho : 排出口の実高さ(m) Q : 温度15℃における排出ガスの流量(m³/秒) V : 排出ガスの排出速度(m/秒) T : 排出ガスの温度(K)	
特定悪臭物質	メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。

[排水水]

$CLm = k \times Cm$

この式において、 CLm 、 k 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm : 排水水中の濃度 (mg/L)

k : 下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに定められた値 (mg/L)

Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)

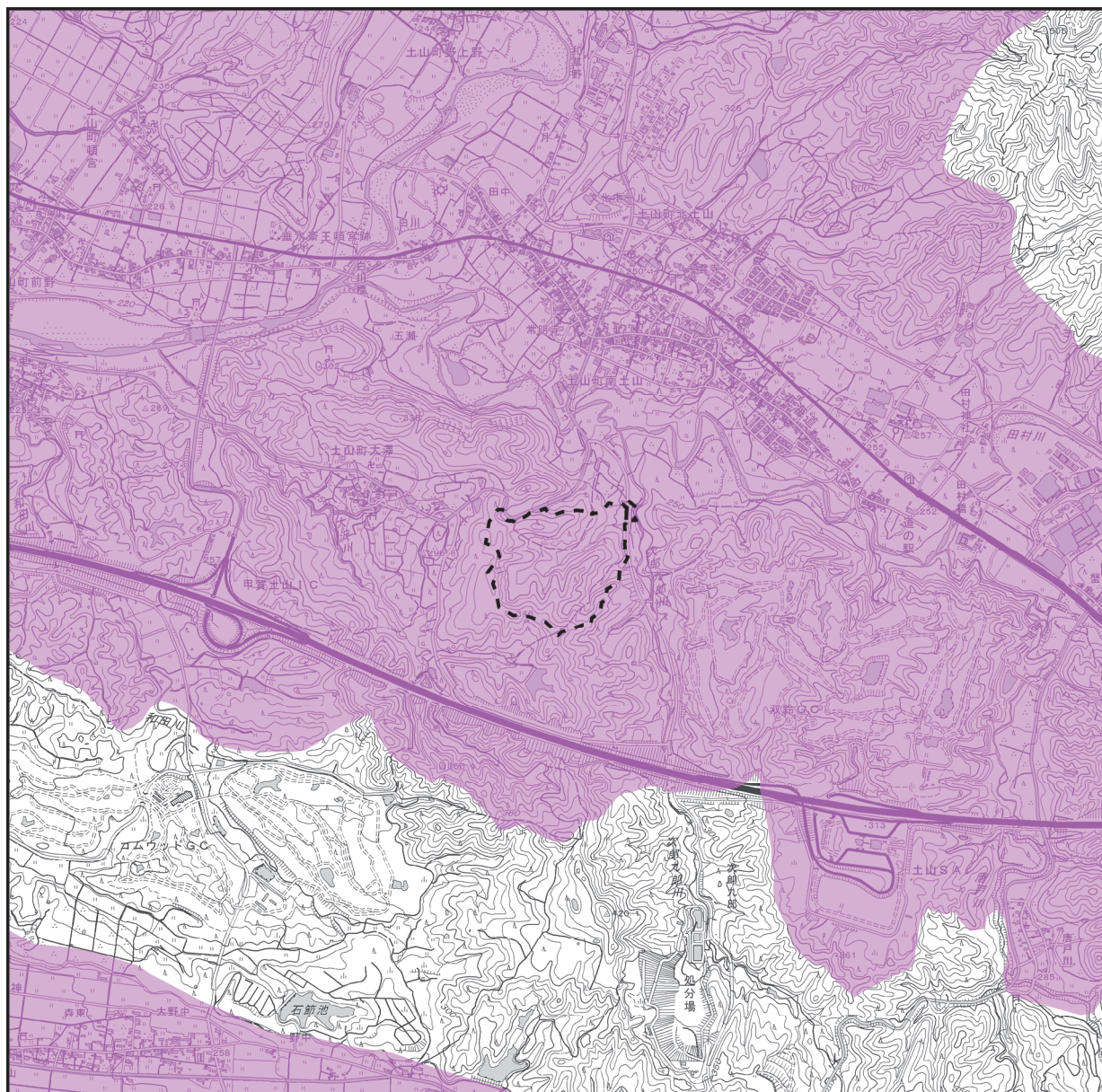
特定悪臭物質	アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。	
--------	--	--

特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに定められた値 (k)

項目	事業場から敷地外に排出される排水水の量	k (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	16
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	3.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	5.6
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	1.2
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	32
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	6.9
	0.1m ³ /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	63
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	14
	0.1m ³ /秒を超える場合	2.9

注) 排水水中に含まれるメチルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が0.002mg/L未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は、当分の間、0.002mg/Lとする。

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）



凡例

「電子地形図 25000」 (国土地理院)

(<https://www.gsi.go.jp/MAP/index.html>) を加工して作成

〔 〕 対象事業実施区域

■ 悪臭規制地域

注) 甲賀市の地域の内、土山町大河原、土山町鮎河、土山町黒滝の一部、土山町黒川の一部、土山町猪鼻の一部、土山町山中の一部、土山町笹路の一部、土山町山女原の一部、土山町南土山の一部、土山町北土山の一部、土山町平子の一部、土山町瀬音の一部、土山町青土の一部、甲賀町櫟野の一部、甲賀町神の一部、甲賀町大原上田の一部、甲賀町鳥居野の一部、甲賀町油日の一部、甲賀町神保の一部、甲南町寺庄の一部、甲南町葛木の一部、甲南町稗谷の一部、甲南町磯尾の一部、甲南町杉谷の一部、甲南町新治の一部、甲南町塩野の一部、甲南町柑子の一部、甲南町野川の一部、甲南町下馬杉の一部、甲南町上馬杉の一部、信楽町長野の一部、信楽町神山の一部、信楽町田代、信楽町畑、信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧の一部、信楽町勅旨の一部、信楽町西の一部、信楽町柞原の一部、信楽町中野の一部、信楽町杉山の一部、信楽町小川の一部、信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻および信楽町多羅尾を除く地域。

出典: 「甲賀市告示第 19 号」 (平成 19 年 3 月 14 日)

「悪臭防止法に基づく規制対象地域」

(甲賀市市民環境部生活環境課縦覧資料)

1:30,000

0 0.25 0.5 1 km



図 3.60 調査区域の悪臭規制地域区分図

5) 水質汚濁

① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準および生活環境の保全に関する環境基準が定められている。調査区域を流れる野洲川は、本流全域が河川のA類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 3.74～表 3.80に、調査区域の公共用水域の類型指定状況を表 3.81に、類型指定河川位置図を図 3.61に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.82に示す。

表 3.74 人の健康の保護に関する環境基準

単位：mg/L

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ^{注4)}	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下「JIS」という。）K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 3.75 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2 以上	—

注 1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)

注 2) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。)

注 3) 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)

注 4) 水道 1 級を利用目的としている測地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。

注 5) いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。

注 6) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。)

注 7) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 8) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.76 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注）基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.77 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以 下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	300 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2 以上	—

注 1) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 2) 水道 1 級を利用目的としている測地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100 mL 以下とする。

注 3) 水道 3 級を利用目的としている測地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100 mL 以下とする。

注 4) いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。

注 5) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100 mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 6) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2,3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等栄養湖型の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.78 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

単位：mg/L

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注 3) 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注 4) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.79 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注) 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.80 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】
(水生生物が生息・再生産する場の適応性に対する基準)

単位：mg/L

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

注 1) 基準値は、日間平均値とする。

注 2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 3.81 公共用水域の類型指定状況（河川）

水域			類型	達成期間
水域名	河川名	範囲		
琵琶湖	野洲川	本流全域	A	イ

注 1) 類型は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 2 の 1 河川の(1)河川のアの表の類型を示す。

注 2) 達成期間の分類は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成。

出典：「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（昭和 50 年滋賀県告示 169 号）

表 3.82 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン ^{注)}	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
備考			
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2.「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			
注) 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）



図 3.61 調査区域の水質基準の類型指定河川位置図

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止およびその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めている。ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3.83に示す。

表 3.83 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

単位：pg-TEQ/L

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1 以下
	水底の底質	150 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、汚水または廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場または事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定められた一律基準、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準および横出し施設がある。

本事業は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場および滋賀県公害防止条例に基づく横出し施設には該当しないため、排水基準等は適応されない。

また、水質汚濁防止法により、人口および産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m³以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量である。なお、調査区域は総量規制の指定地域に指定されていない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 3.84に、生活環境に係る排水基準を表 3.85に、水質汚濁防止法および滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）に基づく地下水の浸透基準を表 3.86に示す。

表 3.84 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

単位：mg/L

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	滋賀県公害防止条例
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01	0.01
シアン化合物	1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	（有機燐化合物のうちパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン） 検出されないこと	（有機燐化合物のうちパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン） 検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1		0.1
六価クロム化合物	0.2	0.05	0.05
砒素及びその化合物	0.1	0.05	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005		0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003
トリクロロエチレン	0.1		0.1
テトラクロロエチレン	0.1		0.1
ジクロロメタン	0.2		0.2
四塩化炭素	0.02		0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04
1,1-ジクロロエチレン	1		1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3		3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02
チウラム	0.06		0.06
シマジン	0.03		0.03
チオベンカルブ	0.2		0.2
ベンゼン	0.1		0.1
セレン及びその化合物	0.1		0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10		海域以外の公共用水域：10
	海域：230		規定なし
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8		海域以外の公共用水域：8
	海域：15		規定なし
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100
1,4-ジオキサン	0.5		0.5

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年滋賀県条例第58号）

「滋賀県公害防止条例施行規則」（昭和48年滋賀県規則第10号）

表 3.85 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	水質汚濁防止法	許容限度			
		水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例			
		日平均排出量(m³)			
		10～30	30～50	50～1000	1000以上
水素イオン濃度（水素指数）(pH) （海域以外の公共用水域に排出されるもの）	5.8 以上 8.6 以下	6.0 以上 8.5 以下			
生物化学的酸素要求量（BOD）(mg/L)	160 （日間平均 120）	30	30	30	30
化学的酸素要求量（COD）(mg/L)	160 （日間平均 120）	30	30	30	30
浮遊物質（SS）(mg/L)	200 （日間平均 150）	90	90	70	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）(mg/L)	5	5			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）(mg/L)	30	20			
フェノール類含有量(mg/L)	5	1			
銅含有量(mg/L)	3	1			
亜鉛含有量(mg/L)	2	1			
溶解性鉄含有量(mg/L)	10	10			
溶解性マンガン含有量(mg/L)	10	10			
クロム含有量(mg/L)	2	0.1			
アンチモン含油量(mg/L)	—	—			
大腸菌数(CFU/mL)	日間平均 800	日間平均 800			
窒素含有量(mg/L)	120 （日間平均 60）	45	25	20	20
燐含有量(mg/L)	16 （日間平均 8）	6	4	3	2
備考					
1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。					
2. 水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。					
3. 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例においては、滋賀県の区域に属する公共用水域のうち、河川法の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域ならびにこれらに流入する公共用水域が対象となる。また、日平均排水量 10m³ 以上の特定事業場が対象となる。					
4. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。					

注1) “—”は基準値が設定されていないことを示す。

注2) 滋賀県公害防止条例では、アンチモン含有量を横出し項目として定め、水質汚濁防止法で定められた特定施設以外にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めているが、本事業は対象外であることから割愛した。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年滋賀県条例第58号）

表 3.86 水質汚濁防止法および滋賀県公害防止条例施行規則に基づく地下水の浸透基準

単位：mg/L

項目		浸透基準
カドミウム及びその化合物		0.001
シアン化合物		0.1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る)		0.1
鉛及びその化合物		0.005
六価クロム化合物		0.01
砒素及びその化合物		0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
アルキル水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		0.0005
トリクロロエチレン		0.002
テトラクロロエチレン		0.0005
ジクロロメタン		0.002
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)		0.0002
四塩化炭素		0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.002
1,2-ジクロロエチレン		0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.0002
チウラム		0.0006
シマジン		0.0003
チオベンカルブ		0.002
ベンゼン		0.001
セレン及びその化合物		0.002
ほう素及びその化合物		0.2
ふっ素及びその化合物		0.2
1,4-ジオキサン		0.005
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物	0.7
	亜硝酸性化合物	0.2
	硝酸性化合物	0.2

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」
(平成元年環境庁告示第 39 号)

「滋賀県公害防止条例施行規則」(昭和 48 年滋賀県規則第 10 号)

④ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく汚濁負荷量規制基準

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）では、指定湖沼の集水域において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設で、政令で定める施設以外のもの（湖沼特定施設）を設置する工場または事業場（湖沼特定事業場）から公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、湖沼水質保全計画に基づき、規制基準を定めることとしている。滋賀県では、化学的酸素要求量、窒素含有量および磷含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定（平成20年滋賀県告示第220号）により、汚濁負荷量の規制基準が定められている。湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量の総量規制基準を表 3.87に示す。なお、本事業は湖沼特定施設を設置する湖沼特定事業場ではない。

表 3.87 汚濁負荷量の総量規制基準

汚濁負荷量算出	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$ この式において、L、Q、aおよびbは、それぞれ次の値を表すものとする。 L 排水が許容される汚濁負荷量(kg/日) Q 排出水の量(m³/日) a 都道府県知事が水質汚濁防止法に基づく排水基準を勘案して定める定数 b 0.8以上1.0未満の範囲内で、都道府県知事が湖沼特定事業場の規模別の分布の状況等を勘案して定める定数
---------	---

注) 新設事業場であって污水处理施設等を設置する事業場以外のものについての基準

出典：「化学的酸素要求量、窒素含有量および磷含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定」

(平成 20 年滋賀県告示第 220 号)

⑤ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法（昭和33年法律第79号）では、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

なお、対象施設は、施設排水の下水道放流は行わないことから、下水道法および甲賀市下水道条例に基づく排除基準の適用対象外である。

⑥ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づく地下水の水質検査基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府、厚生省令第1号）には、産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準として、最終処分場の周縁の地下水等水質検査等により、技術上の基準に適合しない場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入および埋立処分の中止、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要がある。

安定型産業廃棄物処分場の周縁の地下水水質検査の基準を表 3.88に示す。

表 3.88 安定型産業廃棄物最終処分場の周縁の地下水水質検査基準

単位：mg/L

項目	地下水検査基準
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.02 ^{注2)}
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン （シス 1,2-ジクロロエチレン及びトランス 1,2-ジクロロエチレンの合計量）	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
1,4-ジオキサン	0.05
生物化学的酸素要求量（BOD）	20
化学的酸素要求量（COD）	40

注1) 安定型産業廃棄物最終処分場の個別基準である。

注2) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第7号）にて令和8年4月1日より施行予定

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）

⑦ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令
（平成 12 年総理府、厚生省令第 2 号）による安定型産業廃棄物最終処分場の維持管理基準

最終処分場の周縁の地下水等水質検査等により、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずる必要がある。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく安定型産業廃棄物最終処分場の維持管理基準の概要を表 3.89 に、最終処分場の周縁の地下水のダイオキシン類の水質検査基準を表 3.90 に示す。

表 3.89 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく安定型産業廃棄物最終処分場の維持管理基準の概要

区分	条項	基準
維持管理基準	1 条 1 号	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。 ロ. 埋立処分開始後、1 年に 1 回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水等の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。
	1 条 2 号	ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

注）条項は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」の該当条項に対応している。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年総理府、厚生省令第 2 号）

表 3.90 ダイオキシン類の水質検査基準

単位：pg-TEQ/L

項目	水質検査基準
ダイオキシン類	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年環境庁告示第 67 号）

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）

6) 土壌汚染

① 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものとして設定されたものである。水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米または土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.91に示す。

表 3.91 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん） ^{注）}	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注）有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

② ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を表 3.92に示す。環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 3.92 ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/g

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

③ 土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定基準

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）では、地下水の摂取等によるリスクの観点から27物質について土壤溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら27物質のうち9物質について土壤含有量基準が設定されている。

土壤汚染状況調査の結果、当該基準を超えていた場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定することとなる。土壤汚染に係る規制基準を表 3.93に示す。

表 3.93 土壤汚染に係る規制基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特 定 有 害 物 質 (土壌汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	0.002 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下
	(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下
		うちアルキル水銀		検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	—	0.003 以下
		チウラム	—	0.006 以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと

注 1) mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液 1L につきミリグラム)

注 2) “—” は基準が設定されていないことを示す。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

7) その他

- ① 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府、厚生省令第1号）による産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）の構造基準等

産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）に係る構造基準・維持管理基準の概要を表3.94(1)～(2)に示す。

表 3.94(1) 産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	条項	基準
構造基準	2条1項 (1条1項3号)	地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。
	2条1項1号	入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。
	2条1項3号 (1条1項4号)	産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ. 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ. 埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
	2条1項3号	イ. 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。（閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける） ロ. 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。 ハ. 埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水を埋立地から採取することができる採取設備が設けられていること。
維持管理基準	2条2項 (1条2項1号)	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。
	2条2項 (1条2項2号)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
	2条2項 (1条2項3号)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。
	2条2項 (1条2項4号)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。
	2条2項 (1条2項6号)	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。
	2条2項 (1条2項7号)	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。
	2条2項 (1条2項19号)	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

注) 条項は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の該当条項に対応している。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

(昭和52年総理府、厚生省令第1号)

表 3.94(2) 産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	条項	基準
維持管理基準	2条2項 (1条2項20号)	埋め立てられた産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。
	2条2項2号	イ. 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。（閉鎖された埋立地については、設けられた囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。） ロ. 産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。 ハ. 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。 (1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。 (2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。 ニ. 浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ホ. 採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1)及び(2)に掲げる項目についてそれぞれ(1)及び(2)に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。 (1) 地下水等検査項目を1年に1回以上 (2) BOD 又は COD を1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上 ヘ. 次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 (1) 浸透水の地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合していないとき。 (2) 浸透水の BOD 又は COD に係る水質検査の結果、BOD が 20mg/L を超えているとき、又は COD が 40mg/L を超えているとき。 ト. 埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。 チ. トの規定により閉鎖した埋立地については、トに規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。

注) 条項は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の該当条項に対応している。

出典：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府、厚生省令第 1 号）

② 都市計画法（昭和 34 年法律第 100 号）に基づく開発許可

都市計画法（昭和34年法律第100号）では、都市計画区域および準都市計画区域内で開発行為を行う場合、または、都市計画区域外および準都市計画区域外で1ha（10,000m²）以上の開発行為を行う場合、原則として都道府県知事等（甲賀市においては甲賀市長）の許可を受ける必要がある。開発許可を要する基準については、都市計画法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）、甲賀市開発許可の基準等に関する条例（平成19年甲賀市条例第61号）により規定されている（表 3.95参照）。

なお、本計画は面積要件（非線引都市計画区域における3,000m²以上）に該当し、甲賀市長の許可を受ける必要がある。

表 3.95 都市計画法に基づく開発許可が必要な開発行為（甲賀市域）

区域区分		対象となる規模面積
都市計画区域 および 準都市計画区域	市街化区域	1,000m ² 以上 （開発区域内に道路を配置するものについては、 500m ² 以上）
	非線引都市計画区域	
	市街化調整区域	すべての規模
都市計画区域外		10,000m ² 以上

③ 甲賀市みんなのまちを守り育てる条例（平成 20 年甲賀市条例第 60 号）に基づく事前協議等

都市計画法第29条第1項及び第2項に規定する許可を要する開発行為（表 3.95参照）または甲賀市みんなのまちを守り育てる条例施行規則（平成20年甲賀市規則第24号）に規定する土地利用目的の変更を伴う事業区域の面積が1,000m²以上の行為、同条例施行規則に規定する建設行為を行う場合、開発事業事前協議申請書をあらかじめ市長に提出し、協議する必要がある。さらに、事前協議申請書の概要を公告し、当該事前協議申請書を縦覧と供に、近隣住民に対して説明会等の適切な方法により周知・調整を行い、その承諾を得るように努める必要がある。

なお、本計画は面積要件（非線引都市計画区域における3,000m²以上）及び土地利用目的（1,000m²以上の廃棄物処理施設）に該当し、甲賀市長の許可が必要である。

④ 滋賀県建築基準条例（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）に基づく日影規制

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、対象区域および日影時間について指定している。対象区域および日影時間の指定を表 3.96 に示す。対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域に該当する。

なお、本事業では日影時間の制限を受ける建築物は計画していない。

表 3.96 対象区域および日影時間の指定

対象区域		制限を受ける建築物	敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により都市計画において建築物の面積の敷地面積に対する割合が定められた区域		敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間	
第 1 種低層住居専用地域	10 分の 5 の割合の区域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 6 の割合の区域			
	10 分の 8 の割合の区域		4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 10 の割合の区域			
第 2 種低層住居専用地域および田園住居地域	10 分の 6 の割合の区域	高さ 10m を超える建築物	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 8 の割合の区域		4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 10 の割合の区域			
	10 分の 15 の割合の区域			
第 1 種中高層住居専用地域	10 分の 10 の割合の区域		3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 15 の割合の区域		4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 20 の割合の区域			
第 2 種中高層住居専用地域	10 分の 20 の割合の区域		4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域および近隣商業地域	10 分の 20 の割合の区域		5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
用途地域の指定のない区域	10 分の 10 の割合の区域		5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）

出典：「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）

「滋賀県建築基準条例」（昭和 47 年滋賀県条例第 26 号）

⑤ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量および廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業では、今後の施設計画を踏まえて、対象事業に該当する場合は届出を行う必要がある。

⑥ 滋賀県水源森林地域保全条例（平成 27 年滋賀県条例第 6 号）に基づく届出

滋賀県水源森林地域保全条例（平成27年滋賀県条例第6号）では、森林の有する水源のかん養機能の維持および増進に寄与するための適正な土地利用に向けた取組として、水源森林地域内の土地の所有権等の移転または設定に係る契約を締結する場合は、届出を行う必要がある。

(4) 環境保全に関する計画等

① 第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月）

滋賀県では、平成8年3月に制定された滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）に基づき、平成9年9月に「滋賀県環境総合計画」が策定され、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。本計画は法令や社会情勢の変化を踏まえながら5年ごとに見直しが行われており、平成31年3月に「第五次滋賀県環境総合計画」が策定された。

本計画においては、滋賀県の目指す将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」とし、施策展開の3つの視点として、①共生、②「守る」「活かす」「支える」、③協働をあげ、4つの施策の柱のもと、分野ごとに施策の方向性を定めている。なお、具体的な施策については参考指標を設け、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況进行评估することとされている。本計画の概要を表 3.97に示す。本計画では、「2.気候変動への対応・環境負荷の低減」および「3.持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」の施策において、産業廃棄物の最終処分量を参考指標としており、下位計画に当たる「第五次滋賀県廃棄物処理計画」において具体的な施策が検討されている。

表 3.97 第五次滋賀県環境総合計画の概要

項 目	概 要
計画期間	2019～2030 年度（12 年間） ※必要に応じて見直しを実施
計画の目標	環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築
施策の方向性	1.琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用 2.気候変動への対応・環境負荷の低減 3.持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着 4.国際的な協調と協力

② 第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】（令和3年10月）

甲賀市では、甲賀市環境基本条例（平成18年甲賀市条例第33号）第7条に基づき、平成21年3月に「甲賀市環境基本計画（第1次甲賀市環境基本計画）」が策定された。その後、環境を取り巻く状況は近年大きく変化しており、刻々と変化する社会情勢や環境の状況を踏まえた新たな対策に対応する為、平成29年7月に「第2次甲賀市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。令和3年10月に、中間見直しが行われ、「第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】」が策定された。

本計画は、新エネルギーの利活用の推進を環境基本計画の大きな柱として長期的に取り組む必要があるため、「甲賀市地域新エネルギービジョン」を包括し、効果的に進行管理を図るとしている。本計画には、産業廃棄物についての具体的な記載はないが、対象事業に関する項目としては、「森林資源の保全と活用」や「4R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進」などが挙げられる。本計画の概要を表3.98に示す。

表 3.98 第2次甲賀市環境基本計画【改訂版】の概要

項 目	概 要		
計画期間	令和３年度～令和６年度		
目指す環境像	豊かな自然とうるおいのある暮らしを未来につなぐ美しい甲賀		
基本方針 と取り組み	1. 豊かな自然と共に快適に生活できるまち ・森林・農地・里山の保全 ・水環境の保全 ・生態系の保全 ・快適な生活環境の確保 2. 地球環境への優しさが溢れるまち ・省エネルギー・エコライフの推進 ・再生可能エネルギーの普及 ・4R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進 3. 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち ・環境教育・学習の推進 ・環境情報の発信 ・多様な主体の連携・協働		
重点プロジェクト	森林資源の保全と活用		
	【目標指標】山林より搬出される原木（丸太）の生産量		
	H27（基準値）	R1（実績値）	R5（目標値）
	9,038 m ³	12,712 m ³	13,500 m ³
	注）成長期に多くの CO ₂ を吸収した原木（丸太）を建築物として活用することで、原木に CO ₂ を留めるとともに、伐採後の植林により、継続した CO ₂ 吸収を目指す。		
	生ごみ堆肥化システムの普及促進		
重点プロジェクト	【目標指標】生ごみ堆肥化システム参加世帯		
	H27（基準値）	R1（実績値）	R5（目標値）
	8,926 世帯	9,110 世帯	10,300 世帯
	注）年間 300 世帯以上の新規参加を目標とし設定。		
	「COOL CHOICE（賢い選択）」の推進		
	【目標指標】「COOL CHOICE（賢い選択）」の認知度		
重点プロジェクト	H27（基準値）	R1（実績値）	R5（目標値）
	6.5%	25.1%	35%
	注）基準値はアンケートで把握した数値。目標値は３人に１人以上の認知度を目指す。		

③ 滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画（令和4年3月）

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、温室効果ガス排出削減に向けた取組は世界中にひろがっている。

滋賀県においても、琵琶湖や県民生活への脅威が差し迫る中、2050年CO₂排出量実質ゼロ（CO₂ネットゼロ）を目指す、「しがCO₂ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」が2020年1月に行われた。

同宣言推進するため、CO₂ネットゼロに向けた取組を通じ、地域や産業の持続的な発展をも実現する「CO₂ネットゼロ社会づくり」を推進し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継いでいく、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」が令和4年3月に策定された。本計画には、産業廃棄物についての具体的な記載はないが、対象事業に関する項目としては、企業の省エネの推進や森林吸収の強化のための基盤づくりなどが挙げられる。本計画の概要を表 3.99に示す。

表 3.99 滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画（令和4年3月）の概要

項 目		概 要
計画期間		令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間
基本方針		2050年CO ₂ ネットゼロの実現 ～地域や経済の成長につながるCO ₂ ネットゼロ社会の実現～
2030年 の中期 目標	温室効果ガス排出量削減目標	2013年度1,422万t-CO ₂ ⇒2030年度711万t-CO ₂ （▲50%） （産業部門:▲45% 業務部門:▲60% 家庭部門:▲67% 運輸部門:▲35%）
	再エネ導入目標	2019年度84.9万kW（実績）⇒2030年度176.6万kW
	温室効果ガス吸収量の目標	【森林】2018年度44万t-CO ₂ （実績）⇒2030年度28.4万t-CO ₂ 【農地土壌炭素吸収源対策および都市緑化等の推進】2030年度2.9万t-CO ₂
目標達成に向けた挑戦		①CO ₂ ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換 ・住宅における省エネ・再生可能エネルギー導入の推進 など
		②自然環境と調和するCO ₂ を排出しない地域づくり ・企業における省エネ・再生可能エネルギー導入の推進 ・森林吸収の強化のための基盤づくり など
		③新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出 ・新たな時代に競争力を有する県内産業の創出 など
		④資源の地域内循環による地域の活性化 ・太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの確保 など
		⑤革新的なイノベーションの創出 ・新たなイノベーションの創出 ・森林以外の吸収源の確保
		⑥CO ₂ ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出 ・しがCO ₂ ネットゼロムーブメントの拡大
		⑦気候変動への適応 ・今後の気候変動に適応した持続可能な産業や社会づくりの推進 など
		⑧県における率先実施 ・省エネルギーの推進 など

④ 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和３年７月）

滋賀県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5に基づき、平成13年に「滋賀県廃棄物処理計画」が策定された。その後、廃棄物処理の現状と課題、将来予測等を踏まえて5年ごとに計画の見直しが行われ、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定された。

本計画においては、3つの基本方針を踏まえ、これまでの滋賀県の廃棄物の処理実績に基づく将来予測や国の廃棄物処理法の基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画等に定められた目標を踏まえて、一般廃棄物と産業廃棄物に分けてそれぞれ現状分析と削減目標の設定を行っている。

また、目標達成に向け、産業廃棄物については当該行政を所管する大津市と情報交換や連携をとりながら取り組みを推進することとされている。本計画における産業廃棄物についての記載概要を表 3.100に示す。

表 3.100 第五次滋賀県廃棄物処理計画における産業廃棄物についての記載概要

項 目	概 要																					
計画期間	2021～2025 年度（5 年間）																					
基本方針	1. 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進 2. 循環型社会の実現に向けた 3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進 3. 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進																					
本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計	■排出量 ・産業廃棄物の総排出量は、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返しており、平成 30 年度には 384.8 万 t となっている。 ・業種別では、水道業（下水道業を含む）、建設業、製造業が大半を占めている。 ■再生利用量 ・産業廃棄物の再生利用量は、平成 23 年度以降、微増微減を繰り返している。 ・再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向であったが、平成 30 年度は増加に転じている。 ■最終処分量 ・産業廃棄物の最終処分量および最終処分率は、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返しているが、近年は上昇傾向にある。																					
計画の目標	■産業廃棄物の減量に係る目標 <table><tr><th rowspan="2">目標項目</th><th colspan="2">実績値</th><th rowspan="2">将来予測量 R7（2025）</th><th rowspan="2">目標値 R7（2025）</th></tr><tr><th>H30（2018）</th><th>R1（2019）</th></tr><tr><td>最終処分量</td><td>10.5 万 t</td><td>10.2 万 t</td><td>10.7 万 t</td><td>9.8 万 t</td></tr></table> ■取組に係る目標 <table><tr><th>項目</th><th>実績値（2018 年）</th><th>目標値（2025 年）</th></tr><tr><td>産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率</td><td>88.9%</td><td>85%以上 （計画期間中）</td></tr></table>				目標項目	実績値		将来予測量 R7（2025）	目標値 R7（2025）	H30（2018）	R1（2019）	最終処分量	10.5 万 t	10.2 万 t	10.7 万 t	9.8 万 t	項目	実績値（2018 年）	目標値（2025 年）	産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	88.9%	85%以上 （計画期間中）
目標項目	実績値		将来予測量 R7（2025）	目標値 R7（2025）																		
	H30（2018）	R1（2019）																				
最終処分量	10.5 万 t	10.2 万 t	10.7 万 t	9.8 万 t																		
項目	実績値（2018 年）	目標値（2025 年）																				
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	88.9%	85%以上 （計画期間中）																				
計画の目標達成に向けた施策の方向	■3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進 ○産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援 ○排出事業者に対する普及啓発 ○滋賀県リサイクル認定製品等の利用促進等 ■廃棄物の適正処理の推進 ○排出事業者、処理施設、処理業者等への指導・普及啓発 ○PCB 廃棄物の期限内処理の実施 ○産業廃棄物最終処分の方性等																					

⑤ 第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）（令和6年3月）

甲賀市では、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、令和6年3月に「第3次一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」が策定された。本計画は「ごみ処理基本計画」、「生活排水処理基本計画」、「災害廃棄物処理計画」の個別計画毎に、方針や目標を設定しているが、本計画には、産業廃棄物についての記載はない。

⑥ 滋賀県景観計画（令和4年3月改定）

本計画は、風景条例での広域的な観点からの景観形成の取り組みの推進を進めるとともに、より強力に景観形成の取組を進めることができるよう、風景条例を景観法に基づく景観計画に移行させるとともに、景観行政団体である市町と連携を図りながら、県民共有の財産である琵琶湖をはじめとした“ひろがりをつながりの湖国の風景”を守り育て、次代に引き継いでいくことを目的としている。なお、本計画は景観行政団体である市町の区域を除いた滋賀県全域を景観区域とし、風景条例第9条に基づき景観重要区域を指定しており、景観行政団体である甲賀市には、本計画の定める景観計画区域はない。

⑦ 甲賀市景観計画（平成 25 年 10 月）

甲賀市では、滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく「滋賀県景観条例」や旧土山町の「土山の風景と環境を守り育てる条例」を引継ぎ、平成16年には「甲賀市の風景を守り育てる条例」を制定し、独自に歴史的まちなみや潤いのある景観まちづくりに努めてきた。また、平成24年4月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、同日、甲賀市景観条例が施行され、平成25年10月に市域の良好な景観を保全、創造するための基本的な計画として、景観法に基づく甲賀市景観計画が策定された。本計画の概要を表 3.101に示す。

対象事業実施区域を含む甲賀市全域が景観計画区域に指定されており、調査区域の一部は景観形成地区の「c. 東海道土山宿景観形成地区」、「d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区」、「f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区」に指定されており、対象事業実施区域は景観計画区域の山林区域に分類されている。甲賀市景観計画における景観計画区域（山林地域）の方針を表 3.102に示す。

本事業では、高さ1.5m以上、長さが10m以上の切土法面が生じ、100m²以上の面積の土地の形質変更を行う計画のため、景観計画区域における「垣、柵、塀その他これらに類するもの」の行為の制限（景観形成基準）に準じる必要がある。対象事業に係る景観形成基準を表 3.103に示す。

表 3.101 甲賀市景観計画の概要

項 目	概 要
景観まちづくりの理念	水緑まちなみが織りなす新たな景観を創造するまちあい甲賀
基本目標	① 水と緑が織りなす自然環境の保全 ② 悠久の歴史・文化の薫る景観の継承 ③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造 ④ 心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり
景観計画区域	甲賀市全域
景観形成地区	a. 国道 307 号沿道景観形成地区 b. 杣川河川景観形成地区 c. 東海道土山宿景観形成地区 d. 土山地域国道 1 号等沿道景観形成地区 e. 土山地域やまなみ景観形成地区 f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

表 3.102 甲賀市景観計画における景観計画区域（山林地域）の方針

項 目	内 容
基本目標	水と緑が織りなす自然環境の保全
方 針	① 山なみの景観保全 ② 山林の健全な保全・育成
取り組むべき施策	①市街地の背景となる山なみの維持・保全に努める。 ②林業施策と連携して、林業の担い手づくりや森林保全活動を行う市民組織・事業者との協働及び支援により、山林の健全な保全、育成を推進する。 ③山間部等での公共施設等の整備は、景観に配慮したものとする。 ④山際や山間のまちなみは、形態、材質、色彩等に配慮し、周辺景観と調和した落ち着いたものとする。

表 3.103 甲賀市景観計画における景観計画区域の対象事業に係る景観形成基準

対 象	景観形成基準
垣、柵、塀その他これらに類するもの	(1)周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。 (2)できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

3.3.8 その他配慮対象事業に関し必要な事項

(1) 建設副産物に係る関係法令等の状況

建設副産物とは、建設工事に伴う副産物のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものである。

建設副産物に係る関係法令等を表 3.104に示す。また、建設副産物のリサイクルや再資源化についての目標については国、近畿地方および滋賀県によりそれぞれ示されている。「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」（令和2年9月、国土交通省）による再資源化等の目標値を表 3.105に、「近畿地方における建設リサイクル推進計画2015」（平成27年6月 建設副産物対策近畿地方連絡協議会）による再資源化等の目標値を表 3.106に、「滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年3月、滋賀県）による再資源化等の目標値を表 3.107に示す。

表 3.104 建設副産物に係る関係法令等の概要

関係法令・条例名		目的・概要
国の法令等	循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）	環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成についての基本的な枠組み。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする。産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物についての規制を定める。
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）	資源の有効な利用の確保を図るとともに、使用済み物品等及び副産物の発生抑制ならびに再生資源及び再生部品の利用促進に関する措置を講ずる。リサイクルに係る業種や製品を具体的に指定する。
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）	特定の建設資材に係る、分別解体等及び再資源化促進措置を講じ、解体工事業者の登録制度実施等により、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正処理を図る。
	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正 国土交通省）	建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示す。
	建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和2年9月 国土交通省）	建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画。
近畿地方・滋賀県の指針等	近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015（平成27年6月 建設副産物対策近畿地方連絡協議会）	近畿地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画であり、平成24年度目標値の達成状況を踏まえ、新たに目標値を設定したもので、近畿地方として当面実施すべき施策としての位置付けを持っている。
	滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年3月、滋賀県）	滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めたもの。
	滋賀県建設副産物処理基準（平成20年4月 滋賀県土木交通部）	建設工事の副産物である「建設発生土」及び「建設廃棄物」の適正な処理等にかかる総合的な対策について、適切に実施するために必要な基準を示している。

表 3.105 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目	指標	2018 年目標値	2018 年実績値	2024 年 達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99 %以上	99.5%	99 %以上
コンクリート塊	再資源化率	99 %以上	99.3%	99 %以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95 %以上	96.2%	97 %以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90 %以上	94.6%	95 %以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96 %以上	97.2%	98 %以上
建設発生土	有効利用率	80 %以上	79.8%	80 %以上
(参考値)				
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60 %以上	63.2%	—

出典：「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和 2 年 9 月 国土交通省）」

表 3.106 近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015 の目標

対象品目	指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.5%	99 %以上
コンクリート塊	再資源化率	99.6%	99 %以上
建設発生木材	再資源化率・縮減率	94.5%	95 %以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	89.2%	90 %以上
建設混合廃棄物	排出率	4.8%	3.5%以下
	再資源化・縮減率	42.0%	50 %以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	95.2%	96 %以上
建設発生土	有効利用率	—	80 %以上

注 1) 目標値は、民間工事を含む数値である。

注 2) 目標値の定義は次のとおり。

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化および縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

出典：「近畿地方における建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月 建設副産物対策近畿地方連絡協議会）

表 3.107 滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針による再資源化等の目標

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度 再資源化率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	
アスファルト・コンクリート塊	

出典：滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成 14 年 3 月、滋賀県）

(2) 滋賀県における産業廃棄物最終処分の方方向性（令和2年1月）

滋賀県内の産業廃棄物の適正な処理を確保するため、平成20年10月に開業した公益財団法人滋賀県環境事業公社が設立した産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」は、令和5年10月に埋立期間を終了する予定であった。そこで、滋賀県では埋立終了を控えた平成30年より産業廃棄物の最終処分の方方向性を検討した。

その結果、埋立量・採算性の確保の困難であること、整備費用等の県負担が大きいこと、候補地の確保・選定が困難であることより、県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わず、先端的なリサイクル等を行う事業者への支援や県内の排出事業者の最終処分に対する支援を行う方方向性が、令和2年1月に示された。滋賀県における産業廃棄物最終処分の方方向性の概要を表3.108に示す。

表 3.108 滋賀県における産業廃棄物最終処分の方方向性（概要）

項 目	内 容
今後の方方向性	(1)県が関与した管理型最終処分場の新たな整備は行わない。 (2)先端的なリサイクル等を行う事業者の支援、県内の排出事業者の最終処分に対する支援など、(1)に伴う事業者の具体的な支援策を、関係者の意見も聴きながら、センターの埋立終了を控えた令和4年度までを目途に検討 (3)民間事業者による管理型処分場の整備が今後計画された場合は、内容に応じ、県としても情報提供・助言等の必要な支援を実施
理 由	①整備にあたっての課題が多く、実現性が低い。（平成30年度検討事業より） - 県内に最終処分場が必要であるとする意見もあったものの、必ずしも公共関与が必要であるとの意見ではないため、民間による様々な対応も考えられる。 - 廃プラ問題を懸念する意見については、最終処分ではなくリサイクル等を推進。 ②平成30年度の検討結果を踏まえ意見交換した結果、下記のとおり整備しないことはやむを得ないと考えられる。 - 排出量の動向や不適正処理の減少など公共関与が必要とされてきた事情の変化。 - 埋立量・採算性の確保、候補地の選定・確保、整備費用の県負担等の課題。